

ランドマイน์・モニター報告 2002
地雷のない世界へ

Landmine Monitor Report 2002
Toward a Mine-Free World
Executive Summary

地雷廃絶日本キャンペーン

Copyright © August 2002 / Human Rights Watch
Cover Photo: Sean Sutton. Mines Advisory Group, www.magclearmines.org
Maps: Jasmine Desclaux-Salachas
Cover Design: Rafael Jimen 斯

ランドマイน์・モニター報告 2002 地雷のない世界へ
[要約日本語版]

共同編集：ヒューマン・ライツ・ウォッチ
ハンディキャップ・インターナショナル（ベルギー）
ケニア・コアリション・アゲインスト・ランドマイน์
マインズ・アクション・カナダ
ノルウェー・ピープルズ・エイド
翻訳：日本赤十字語学奉仕団
監修：地雷廃絶日本キャンペーン（JCBL）

発行：2003年9月
発行所：地雷廃絶日本キャンペーン（JCBL）
〒110-8605 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 5階 JVC 内
Tel：03-3834-2388 Fax：03-3835-0519
<http://www.jca.apc.org/banmines>
E-mail：banmines@jca.apc.org

ランドマイン・モニター報告 2002（要約版）

目次

1	ランドマイン・モニターについて	3
1.1	『ランドマイン・モニター報告 2002』発表の経緯	4
2	対人地雷の禁止	7
2.1	条約の普遍化	7
2.2	実施－締約国会議の会議間活動プログラム	9
2.3	世界における対人地雷の使用	11
2.4	世界の対人地雷の生産	15
2.5	世界の対人地雷の輸出入	17
2.6	世界の保有対人地雷	18
2.7	保有地雷の廃棄	19
2.8	特に懸念される事項	22
3	人道的地雷対策活動	30
3.1	人道的地雷対策活動の進展	30
3.2	10年以内に埋設地雷を除去するという条約の 期限は守れるか	32
3.3	地雷問題	33
3.4	調査と評価	33
3.5	地雷の除去	34
3.6	計画と調整	36
3.7	地雷除去技術の研究開発（R&D）	36
3.8	世界の各地域の人道的地雷除去の進展と注目点 （地雷回避教育を除く）	37
3.9	地雷危険回避教育（MRE）	39
3.10	主な、地雷危険回避教育（MRE）実施団体	39
3.11	国際的な展開と研究	40
3.12	地雷危険回避教育（MRE）： 各国での取り組みと主な成果	41
4	地雷被災者と生存者への援助	45
4.1	2001年から2002年の新たな被災者	45
4.2	問題の規模	45

4.3	地雷被災者のニーズと支援	48
4.4	生存者／被災者支援	48
4.5	地雷被害国の地雷被災者支援能力	48
4.6	地域別状況と主要調査結果	50
4.7	生存者のニーズへの対応	52
4.8	会議間常設委員会	53
5	地雷対策活動への資金援助	54
5.1	地雷対策活動の主な援助国	55
5.2	国家と被災者支援	58
5.3	主な地雷対策援助受け入れ国	59
6	地域別概要	62
6.1	アフリカ	62
6.2	アメリカ	67
6.3	アジア－太平洋	70
6.4	ヨーロッパ／中央アジア	74
6.5	中東／北アフリカ	80
7	日本の章『ランドマイン・モニター報告 2002』より	84
7.1	2001年5月以降の主要な展開	84
7.2	対人地雷全面禁止条約	84
7.3	対人地雷の製造・輸送・使用	85
7.4	貯蔵地雷と地雷廃棄	85
7.5	地雷対策活動への支援実績	85
7.6	NGOによる地雷対策活動	88
8	註 (No.1～102)	91
第1表	対人地雷全面禁止条約締約国、署名国、未署名国	5
第2表	地雷禁止の歩み	8
第3表	地雷問題のある国	13
第4表	地雷／不発弾の被害国	46
	地雷対策活動を行う NGO	44

1 ランドマイン・モニターについて

ランドマイン・モニターは、1997年対人地雷全面禁止条約で定められた条項の実施と遵守を監視し、地雷問題を解決するための国際社会の努力をより広範囲に評価することを目的とした、ICBL（地雷禁止国際キャンペーン）による前例のない試みであり、本書は、ランドマイン・モニターの第4回年次報告書の実践的な要約書である。ランドマイン・モニターは、国際人道法や軍縮条約が守られているかをNGOが監視し、進展や問題点を定期的に文書の形で報告するために、協力的・体系的・持続的に協力し合う初めての機会となった。

ランドマイン・モニター・システムは主に、世界的情報ネットワーク、中央データベース、年次報告書で構成されている。『ランドマイン・モニター報告2002：地雷のない世界へ』は、この年次報告書の第4回目のものである。第1回目の年次報告書は、1999年5月にモザンビークのマプトにおける対人地雷全面禁止条約第1回締約国会議で、第2回目の報告書は、2000年9月に、スイスのジュネーブにおける第2回締約国会議で、第3回目の報告書は2001年9月のニカラグアのマナグアにおける第3回締約国会議で、それぞれ発表された。この第4冊目を編さんするにあたり、90カ国115人の調査報告者（以下、「LMリサーチャー」とする）から情報が集められた。また、ランドマイン・モニターは、ICBLキャンペーンのネットワークはもとより、充実した監視及び報告のために、ジャーナリストや学者、研究所を含む他の市民組織も活用した。

ランドマイン・モニターは、技術的な検証システムや正式な査察制度ではない。これは、対人地雷に関して有している義務を政府に負わせるため、市民社会が努力したものである。これは、公に入手可能な情報の、集中的な収集、分析、普及によってなされるものである。ランドマイン・モニターは、調査団を必要とする場合もあるが、LMリサーチャーを危険な地帯に送ることや、激しい紛争地帯に関する報告は行っていない。

ランドマイン・モニターは、対人地雷全面禁止条約第7条「透明性についての措置」で求める、締約国による国連事務総長に対する報告の完全実施を目的としている。これは、第7条の精神のもとに作られ、透明性の確保と協力が対人地雷の廃絶達成に不可欠であるという共通認識の反映である。しかし、また、独自の報告、評価が必要であるという認識もある。ランドマイン・モニターとその年次報告書は、地雷のない世界を目指し、地雷関連問題に対し、議論を促進・奨励することや、明確な説明を求めることも目的とする。ランドマイン・モニターは、国際社会全体の利益にかなうため、監視事項について事実に基づく情報の提供を、誠意をもって行う。分析においては、厳しくかつ建設的であることが求められる。

『ランドマイン・モニター報告2002』は、世界各国の地雷の禁止政策、使用、生産、移譲、貯蔵、地雷除去、地雷回避教育、地雷被災者や生存者支援に関する情報を掲載しており、締約国とその条約履行状況に関する報告だけでなく、条約署名国、未署名国にも同様に目

を向けている。すべての国に関する情報を含めることによって、地雷廃絶運動とこの兵器の全面禁止への世界的な影響を評価する重要な手段を提供できるとの理念に基づいている。また、国連機関や赤十字国際委員会（ICRC）等、地雷対策活動の鍵を握る団体からの情報も付録に掲載されている。

昨年までと同様、この意欲的な報告にもまだ不十分な点があることを認めなければならない。現在も改善を加えており、今後も引き続きシステムを更新、訂正、改善していく予定である。我々は、対話の精神をもって、政府関係の方々や他の皆様からのご意見、説明、訂正をいただき、この困難な問題に関してより正確で信頼できる情報が得られれば幸いである。

1.1 『ランドマイン・モニター報告 2002』発表の経緯

1998年6月、ICBLは、ICBLの主導の下にランドマイン・モニターを発足させることに正式に同意した。ランドマイン・モニター・システムの開発と調整のために設立された中核グループは、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）、ハンディキャップ・インターナショナル・ベルギー（Handicap International Belgium）、ケニア反地雷連合（Kenya Coalition Against Mine）、マインズ・アクション・カナダ（Mines Action Canada）、ノルウェー・ピープルズ・エイド（Norwegian People's Aid）の5つの組織から成り、主導的立場(lead agency)にあるのはヒューマン・ライツ・ウォッチである。中核グループは、ランドマイン・モニター・システムに対する全責任を負い、意思の決定を行う。

『ランドマイン・モニター報告 2002』の調査のための助成金は、2001年10月のブリュッセルでの中核グループの会合で話し合われた後、同年11月に決定された。世界のLMリサーチャーは2001年10月から2002年1月までに6カ所で開催された地域会議に参加し、初期の調査結果を議論し情報交換した。また、すでに行われた研究とデータ収集の評価、調査の質の格差をなくすためにモニターし、共通の調査法や報告方法の確認などを行った。調査報告の草案は2002年2月と3月の2回、検討と意見を求めるため、ランドマイン・モニターのコーディネーターに提出された。2002年4月17日から19日まで、LMリサーチャーのネットワークは、フランスのパリで2回目の会合を行い、最終報告を発表した。互いに再検討する過程を通して、主要な研究結果について討論を交わした。

4月から7月にかけて、ランドマイン・モニターの各地域及びテーマ別コーディネーターのチームは、報告の最終的な事実確認や編集、構成の責任を持つヒューマン・ライツ・ウォッチのチームと協力して情報を検証し、各国の報告を編集した。この報告書は8月中旬に印刷され、2002年9月、1997年のスイスのジュネーブにおける対人地雷全面禁止条約第4

回締約国会議で発表された。

ランドマイน์・モニターは、第4回年次報告書のための寄付をしてくださった方々に感謝する。『ランドマイน์・モニター報告 2002』の見解を反映しているものであり、寄付をしてくださった方々は、本報告書の内容に関して、責任を負うものではなく、必ずしも支持をするものでもない。ただ、本報告書の作成は、以下の方々からの寄付がなければ成し得なかったものである。

オーストラリア政府

オーストリア政府

ベルギー政府

カナダ政府

デンマーク政府

フランス政府

ドイツ政府

イタリア政府

オランダ政府

ノルウェー政府

スウェーデン政府

スイス政府

英国政府

欧州委員会

1 ランドマイン・モニターについて

ランドマイン・モニターは、1997年対人地雷全面禁止条約で定められた条項の実施と遵守を監視し、地雷問題を解決するための国際社会の努力をより広範囲に評価することを目的とした、ICBL（地雷禁止国際キャンペーン）による前例のない試みであり、本書は、ランドマイン・モニターの第4回年次報告書の実践的な要約書である。ランドマイン・モニターは、国際人道法や軍縮条約が守られているかをNGOが監視し、進展や問題点を定期的に文書の形で報告するために、協力的・体系的・持続的に協力し合う初めての機会となった。

ランドマイン・モニター・システムは主に、世界的情報ネットワーク、中央データベース、年次報告書で構成されている。『ランドマイン・モニター報告2002：地雷のない世界へ』は、この年次報告書の第4回目のものである。第1回目の年次報告書は、1999年5月にモザンビークのマプトにおける対人地雷全面禁止条約第1回締約国会議で、第2回目の報告書は、2000年9月に、スイスのジュネーブにおける第2回締約国会議で、第3回目の報告書は2001年9月のニカラグアのマナグアにおける第3回締約国会議で、それぞれ発表された。この第4冊目を編さんするにあたり、90カ国115人の調査報告者（以下、「LMリサーチャー」とする）から情報が集められた。また、ランドマイン・モニターは、ICBLキャンペーンのネットワークはもとより、充実した監視及び報告のために、ジャーナリストや学者、研究所を含む他の市民組織も活用した。

ランドマイン・モニターは、技術的な検証システムや正式な査察制度ではない。これは、対人地雷に関して有している義務を政府に負わせるため、市民社会が努力したものである。これは、公に入手可能な情報の、集中的な収集、分析、普及によってなされるものである。ランドマイン・モニターは、調査団を必要とする場合もあるが、LMリサーチャーを危険な地帯に送ることや、激しい紛争地帯に関する報告は行っていない。

ランドマイン・モニターは、対人地雷全面禁止条約第7条「透明性についての措置」で求める、締約国による国連事務総長に対する報告の完全実施を目的としている。これは、第7条の精神のもとに作られ、透明性の確保と協力が対人地雷の廃絶達成に不可欠であるという共通認識の反映である。しかし、また、独自の報告、評価が必要であるという認識もある。ランドマイン・モニターとその年次報告書は、地雷のない世界を目指し、地雷関連問題に対し、議論を促進・奨励することや、明確な説明を求めることも目的とする。ランドマイン・モニターは、国際社会全体の利益にかなうため、監視事項について事実に基づく情報の提供を、誠意をもって行う。分析においては、厳しくかつ建設的であることが求められる。

『ランドマイン・モニター報告2002』は、世界各国の地雷の禁止政策、使用、生産、移譲、貯蔵、地雷除去、地雷回避教育、地雷被災者や生存者支援に関する情報を掲載しており、

締約国とその条約履行状況に関する報告だけでなく、条約署名国、未署名国にも同様に目を向けている。すべての国に関する情報を含めることによって、地雷廃絶運動とこの兵器の全面禁止への世界的な影響を評価する重要な手段を提供できるとの理念に基づいている。また、国連機関や赤十字国際委員会（ICRC）等、地雷対策活動の鍵を握る団体からの情報も付録に掲載されている。

昨年までと同様、この意欲的な報告にもまだ不十分な点があることを認めなければならない。現在も改善を加えており、今後も引き続きシステムを更新、訂正、改善していく予定である。我々は、対話の精神をもって、政府関係の方々や他の皆様からのご意見、説明、訂正をいただき、この困難な問題に関してより正確で信頼できる情報が得られれば幸いである。

1.1 『ランドマイン・モニター報告 2002』発表の経緯

1998年6月、ICBLは、ICBLの主導の下にランドマイン・モニターを発足させることに正式に同意した。ランドマイン・モニター・システムの開発と調整のために設立された中核グループは、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）、ハンディキャップ・インターナショナル・ベルギー（Handicap International Belgium）、ケニア反地雷連合（Kenya Coalition Against Mine）、マインズ・アクション・カナダ（Mines Action Canada）、ノルウェー・ピープルズ・エイド（Norwegian People's Aid）の5つの組織から成り、主導的立場(lead agency)にあるのはヒューマン・ライツ・ウォッチである。中核グループは、ランドマイン・モニター・システムに対する全責任を負い、意思の決定を行う。

『ランドマイン・モニター報告 2002』の調査のための助成金は、2001年10月のブリュッセルでの中核グループの会合で話し合われた後、同年11月に決定された。世界のLMリサーチャーは2001年10月から2002年1月までに6カ所で開催された地域会議に参加し、初期の調査結果を議論し情報交換した。また、すでに行われた研究とデータ収集の評価、調査の質の格差をなくすためにモニターし、共通の調査法や報告方法の確認などを行った。調査報告の草案は2002年2月と3月の2回、検討と意見を求めるため、ランドマイン・モニターのコーディネーターに提出された。2002年4月17日から19日まで、LMリサーチャーのネットワークは、フランスのパリで2回目の会合を行い、最終報告を発表した。互いに再検討する過程を通して、主要な研究結果について討論を交わした。

4月から7月にかけて、ランドマイン・モニターの各地域及びテーマ別コーディネーターのチームは、報告の最終的な事実確認や編集、構成の責任を持つヒューマン・ライツ・ウォッチのチームと協力して情報を検証し、各国の報告を編集した。この報告書は8月中に

印刷され、2002年9月、1997年のスイスのジュネーブにおける対人地雷全面禁止条約第4回締約国会議で発表された。

ランドマイน์・モニターは、第4回年次報告書のための寄付をしてくださった方々に感謝する。『ランドマイน์・モニター報告 2002』の見解を反映しているものであり、寄付をしてくださった方々は、本報告書の内容に関して、責任を負うものではなく、必ずしも支持をするものでもない。ただ、本報告書の作成は、以下の方々からの寄付がなければ成し得なかったものである。

オーストラリア政府

オーストリア政府

ベルギー政府

カナダ政府

デンマーク政府

フランス政府

ドイツ政府

イタリア政府

オランダ政府

ノルウェー政府

スウェーデン政府

スイス政府

英国政府

欧州委員会

2 対人地雷の禁止

対人地雷全面禁止条約は1997年12月3日より署名が開始された。1998年9月には発効に必要な40カ国の批准を終え、1999年3月1日に拘束力のある国際法となった。これほど迅速に発効された多国間条約は他にはないと言われている。

1999年3月1日以降、各国政府は条約に加入する義務が生じ、単に後日批准するという意思表示だけで署名することはできなくなった。今批准または加入する国は、条約は当該国が条約批准書または加入書を国連事務総長に寄託した日から6カ月目の第1日に発効する。当該国はそれから180日以内に（その後は毎年）国連事務総長に透明性のある報告書を提出し、4年以内に貯蔵している地雷を廃棄し、10年以内に埋設されている地雷を廃棄することが義務付けられている。また法的罰則を含めた国内での適切な実施措置も求められている。

2.1 条約の普遍化

2002年7月31日現在、対人地雷全面禁止条約の締約国は125カ国である。他にも18カ国が条約に署名しているが、まだ批准していない。したがって、合計143カ国が対人地雷使用禁止を含めたこの条約の中心的責務に法的に関与していることになる。

『ランドマイン・モニター報告2001』の発行後、8カ国が条約締約国となった。新たに3カ国が加入した。エリトリア（2001年8月27日加入）、ナイジェリア（2001年9月27日加入、そしてコンゴ民主共和国（2002年5月2日加入）である。新たに5カ国が批准し、セントビンセント・グレナディーン（2001年8月1日批准）、アルジェリア（2001年10月9日批准）、チリ（2001年9月10日批准）、スリナム（2002年5月23日批准）、そしてアンゴラ（2002年7月5日批准）である。

（JCBL 註：2003年5月30日現在の署名／加入国は147カ国で、そのうち134カ国が批准、加入または承認国）

注目すべきことは、これらのうち3カ国は近年広範囲に対人地雷を使用してきたという点である。アンゴラ、コンゴ民主共和国、そしてエリトリアは、平和を望む国際的活動の高まりとともに、今後一切の地雷使用差止めを誓った。これら3カ国に加え、新しく条約締約国となったアルジェリアとチリもまた、地雷に汚染されている。

この問題が国際社会で取り上げられてからまだ比較的短期間であることを考えると、条約締約国及び署名国の数が世界の4分の3を占めるというのは、他の兵器制限条約に例をみないことである。これは、対人地雷の使用または保有を拒絶する姿勢が、国際社会に広く浸透してきたということをはっきりと示している。

米国とキューバを除く西半球の国々、フィンランドを除くEUのすべての国々、米国とトルコを除くNATO加盟諸国、サハラ以南のアフリカ48カ国のうち45カ国、およびアジア・太平洋地域のオーストラリア、インドネシア、日本そしてタイなどはみな条約締約国が署名国である。

対人地雷の被害を最も深刻に受けている国々の1部、たとえばアンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、クロアチア、モザンビークなどは締約国である。かつては地雷の主な生産国であり輸出国だったが、現在は条約締約国となっている国々には、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、チェコ共和国、フランス、ハンガリー、イタリアそして英国などがある。

対人地雷全面禁止条約未加盟国においても、この報告期間中に多くの進展がみられた。アフガニ

スタンの新たな暫定政権内閣は、2002年7月29日に条約の加入に同意した。加入文書はまもなく国連に寄託されるであろう。ギリシャとトルコもそれぞれ同時に、条約の批准と加入に関する文書を国連に寄託する最終局面を迎えている。2002年1月には、キプロス政府が対人地雷全面禁止条約の早期の承認と批准を求める法案を国会に提出した。ユーゴスラビア連邦共和国では、対人地雷全面禁止条約へ加入する手続きを始めたところである。2002年4月現在、法案は連邦の外務・防衛・法務の各省により承認されている。

カメルーン、中央アフリカ共和国、ガンビアはすでに批准に必要な国内手続きを完了させているが、まだ国連に正式な批准文書を提出していない。ブルンジの外務大臣や他の閣僚は、2002年には批准の見込みであると示唆した。インドネシアは批准文書の草稿を作成した。あるインドネシアの閣僚は2002年5月に、批准に際して大きな障害は何もなく、ただ法案の優先順位の問題があるだけだ、と語った。新たに独立した東チモールは、条約加入の方針を表明した。クック諸島とサントメ・プリンシペは、批准手続きがまもなく完了すると報告している。ギアナでは、条約批准への動きが議員立法により国会に提出された。

多くの締約国が対人地雷全面禁止条約の普遍化促進に高い優先順位を与えている。カナダが調整役となり、大部分の締約国と地雷禁止国際キャンペーン (ICBL) および赤十字国際委員会 (ICRC) の参加を得て、普遍化に関する連絡グループ (Universalization Contact Group) が活動を続けている。対人地雷全面禁止条約遵守を促進させようとする多くの2国間努力に加えて、普遍化を目指した地域での討議も重要度を増してきている。(『ランドマイン・モニター報告 2002』の ICBL の章を参照)

事実上、すべての未署名国は対人地雷の包括的禁止という概念を、これまでも時と場合に応じて承認しており、すでに多くの国が少なくとも部分的には対人地雷全面禁止条約を受け入れている。条約の普遍化を要求した国連総会決議 56/24M は、2001年11月29日に賛成 138 カ国、反対国なし、棄権 19 カ国により採択された。未署名国のうち 20 カ国が決議に投票した。それらの国々は、アフガニスタン、アルメニア、バーレーン、ベラルーシ、ブータン、コモロ、エストニア、フィンランド、グルジア、ラトビア、モンゴル、ネパール、オマーン、パプア・ニューギニア、シンガポール、スリランカ、トンガ、トルコ、アラブ首長国連邦、およびユーゴスラビアである。棄権 19 カ国という数字は、昨年と同決議のときより 3 カ国少ない。

条約締約国は多数となり増加を続けているが、新規批准および加盟のペースが落ちているという懸念材料がある。1997年12月の条約署名会議の際には 3 カ国が批准し、その後 1998年には 55 カ国が批准ないし加入をしたが、その数は 1999年には 32 カ国、2000年には 19 カ国、2001年には 13 カ国、そして 2002年1月から7月にかけては 3 カ国となっている。前年度の報告期間 (2000年5月から 2001年5月まで) には 17 カ国が新たに締約国となっているのに比べ、今年度のランドマイン・モニター報告期間に締約国になったのは 8 カ国である。(JCBL 注: 2002年8月から 2003年5月にかけてさらに 9 カ国増え、累計 134 カ国になった)

締約国の 1 つであるタジキスタンに目を向けると、ますます奇妙な状況が展開されている。国連の記録では、タジキスタンは 1999年10月12日に対人地雷全面禁止条約に加盟しているが、この国が自らを条約に正式に拘束された締約国と認識しているかどうかは明らかではない。

51 カ国は未だに条約に加盟していない。この中には、国連安全保障理事会の常任理事国 5 カ国のうちの 3 カ国が含まれている。中国、ロシア、米国である。また、中東諸国、旧ソビエト連邦諸国の大部分と、多数のアジア諸国が未加盟国である。中国、インド、パキスタン、ロシア、そして米国のような対人地雷の主要な生産国および保有国は、条約に加盟していない。さらに、米国、ロシア、中国を含むいくつかの国々では、近年地雷禁止政策にほとんど、あるいはまったく積極的変化

が見られない。条約の普遍化が今なお地雷禁止支援者が直面する最大の課題とされているのは明らかである。

2.2 実施

－締約国会議の会議間活動プログラム

2001年と2002年の2つの締約国会議に挟まれた期間の活動プログラム（Intercessional work Program）は、次々とその成果を公表した。全世界の対人地雷問題に国際的注目が容易に集まるようにし、地球規模の地雷禁止運動への努力を結集させ、世界の地雷問題の優先順位を図式化し、対人地雷全面禁止条約の完全実施のために貢献したのである。ICBLは会議間の活動に毎回積極的に参加し、政府との強い協力関係を明確に表明したが、これは当初から地雷禁止活動の成功にとって重要なポイントになっている。会議間の常設委員会（Intercessional Standing Committees）は毎年1月と5月にすべての当事国政府とNGO・国際機関が一堂に会して、地雷のない世界という最終目標達成に向けどれだけ進歩したかを見極め、評価を与え、さらに前進するための唯一の場となっている。

オタワ・プロセスの活力と柔軟性、需要の変化への適応力は、毎年の約締約国会議で発揮されてきた。1999年のマプート会議では、会議間活動プログラムが設置され、2000年のジュネーブ会議では調整委員会（Coordinating Committee）が創設され、そして2001年のマナグア会議では実施支援ユニット（Implementation Support Unit, ISU）が設立された。

2001年から2002年にかけて、調整委員会はICBLと赤十字国際委員会の協力を得て、プログラムの「質の向上（Enhancement）」を計画し、続いて常設委員会（Standing Committee）がその勧告について論議した。会議間活動プログラムの本来の目的は、1999年当時と同様、今でもその有効性に対し幅広い同意が得られており、形式ばらない包括的な性格を維持していくことの重要性が強調された。2001年から2002年の会議間プログラムにおける大きな展開と変化は、対人地雷全面禁止条約の核心である人道主義的目標に一段と焦点が絞られたことであり、犠牲者支援や地雷除去、保有地雷の廃棄について、より具体的な成果達成が目標とされた。また、締約国が以前より入念に準備するようになった結果、一段と中身の濃い包括的な手段がとれるようになり、「条約の一般原則並びに運用」常設委員会（Standing Committee on General Status and Operation of the Convention）にさらに半日が割り当てられた。そして2004年の条約再検討会議に至る考え方が初めて検討された。

核心となる人道主義的目標についていえば、会議間プログラムの主要な目標は地雷廃絶活動が必要とするもの、不足のもの、利用可能な資源についての明確なイメージを提供することである。特に保有地雷廃棄の最初の期限が2003年に、埋設地雷の廃棄期限は2009年に迫ってきている。2001年から2002年にかけて、地雷廃絶活動のこれまでの達成度や、条約の完全実施へ向けて何が必要で、どれくらいやるべきことが残されているかを明確にすることが広く認識された。「犠牲者支援」、「地雷除去」、そして「保有地雷廃棄」の各常設委員会では、「条約の一般原則並びに運用」常設委員会と連携しながら、この目的を達成するため具体的な作業を行った。この常設委員会では、条約の鍵となる義務の実施と遵守について包括的な議論がなされた。現在も進行中のこの作業は、2004年の第1回再検討会議の導入として重要度を増していくであろう。

マナグア会議で創設された実施支援ユニット（ISU）は、2002年1月に運営を始め、より入念な準備と追跡調査の保証に大きな貢献をしたが、それにより条約締約国やICBLその他の組織は、具体的な成果の達成に集中できるようになった。ISUは会議間活動プログラムの開催継続を保証するために、仕事量が増えた条約締約国を支援する必要から設立された。これは、特に常設委員会の共同

議長と共同報告者で構成される調整委員会に参画している 17 カ国にとっては、事実である。ISU は資金に限りのある地雷被害国が会議間プログラムに毎回参加できるよう支援を行っている。

2002 年 1 月および 5 月の常設委員会参加者は、記録的な数にのぼり、100 以上の国（73 の条約締約国と約 30 の条約未締約国）を代表する約 450 人が参加した。また ICBL からは数十人、ランドマイน์・モニター調査担当者、赤十字国際委員会、国際および地域の諸機関、国連機関、それに各研究機関も参加した。

2.2.1 特定通常兵器使用禁止制限条約

(Convention on Conventional Weapons: CCW)

ICBL は 2001 年 12 月に開催された改定第 II 議定書 (Amended Protocol II) に関する条約締約国の第 3 回年次総会と第 2 回 CCW 再検討会議に少数ではあるが出席し、CCW とその改定第 II 議定書の進展を監視し続けている。会議に参加した NGO の多くは、ICBL のメンバーではあるが、対人地雷問題以外に CCW で検討される各問題にも注目しており、各 NGO の活動を個別に行うために出席していた。

2001 年の第 2 回 CCW 再検討会議において条約締約国は、条約の適用範囲を広げ、国家間と同様に国内の軍事衝突をも対象にすること、政府の専門家グループを組織し、2002 年に不発地雷と対戦車地雷の問題を検討することに合意した。2002 年 7 月 31 日現在、CCW の傘下にあるのは 88 カ国であり、改定第 II 議定書の締約国は 65 カ国である。

2.3 世界における対人地雷の使用

1990年代中ごろに対人地雷禁止運動が広まり始めてから、世界における対人地雷使用は著しく減少している。近年、対人地雷使用国数と使用地雷数は、世界中で地雷の危機の土台がつくられた1960年代から1990年代初期までの期間に比べ減少している。使用数減少の流れとは明らかに逆行するような例もあったが、全体の傾向として未締約国に関してさえ見通しは明るく、対人地雷反対の国際的規範は拡大している。

ランドマイน์・モニターによれば、2001年5月から2002年5月までの期間に対人地雷を使用した国は、8未締約国と1署名国の9つであることを確認、あるいは証拠を認めざるを得ない状況である。以前の報告期間では、これは少なくとも13カ国の政府による使用が確認されていた。この他にも政府による地雷使用が数例報告されているが、ランドマイน์・モニターでは、確認も否定もできずにいる。

対人地雷の使用は、少なくとも一時的にはアンゴラ、エリトリア、エチオピア、スリランカなどの重要地域で停止している。しかし、インドとパキスタンによる大量地雷埋設の新軍事作戦により、前報告期間より多くの地雷が埋設されてしまったと言えるだろう。

2.3.1 条約締約国

今回のランドマイน์・モニターは、対人地雷全面禁止条約締約国が対人地雷を使用しているという具体的証拠は掴んでいない。昨年の『ランドマイน์・モニター報告2001』では、締約国であるウガンダの陸軍が、2000年6月コンゴ民主共和国で対人地雷を使用したという重大な報告を掲載した。ウガンダはこの告発を否定し続けており、対人地雷全面禁止条約の中で要請されている情報公開と協力の精神に従い、調査を行っている」と報告している。

2.3.2 条約署名国

署名国であるアンゴラは、2001年と2002年初めに対人地雷を引き続き使用したことを認めた後、2002年7月5日にその使用を停止し、対人地雷全面禁止条約に批准した。ランドマイン・モニターは、ブルンジ国内での反乱軍と政府軍両者による対人地雷の継続使用と、コンゴ民主共和国国内でのブルンジ軍による対人地雷の継続使用という厄介な報告を引き続き受け取っている。当該政府はこれらの報告を強く否定しているが、ランドマイン・モニターはその真相を単独で究明するには至っていない。また、スーダンの政府軍と反乱軍は互いに地雷使用を非難しあっていた。

2.3.3 条約未署名国

現時点では、地雷禁止条約に参加していない次の国々が対人地雷の使用を認めている。ビルマ（ミャンマー）、インド、パキスタン、ロシア、スリランカの5カ国である。その他信頼できる情報筋からの報告によると、対人地雷を使用した未署名国は、グルジア、ネパール、ソマリアである。グルジアは使用を否定している。

2.3.4 反政府武装勢力

反政府勢力の対人地雷使用が少なくとも14カ国で報告されている。それらは、アフガニスタン、アンゴラ、ビルマ、ブルンジ、コロンビア、コンゴ民主共和国、グルジア（アブハジア自治共和国内）、インド、インド／パキスタン（カシミール内）、ネパール、フィリピン、ロシア（チェチェン内）、ソマリア、スリランカ、スーダンである。なお、前報告期間では少なくとも18カ国で反政府勢力による使用が報告された。

2.3.5 『ランドマイン・モニター報告2001』以降の主要な進展

対人地雷使用を停止した例：

前報告期間（2000年5月から2001年5月）に、対人地雷を使用した多くの政府と反政府勢力が、その後新たに使用した確固たる証拠をランドマイン・モニターは掴んでいない。エチオピアとエリトリアは2000年6月の国境紛争終結とともに、使用を停止した。そして、エリトリアは対人地雷全面禁止条約に加盟した。報告期間中にイスラエル、キルギスタンが、また2001年6月以降ウズベキスタンが使用したかどうかについて信頼できる報告は無い。スリランカのタミール・イーラム解放の虎（LTTE）が2001年12月の停戦以降使用したという報告はない。またアンゴラのアンゴラ全面独立民族同盟（UNITA）が2000年4月の和平合意以降使用したという報告もない。コンゴ民主共和国政府が今回の報告期間中に対人地雷を使用したという確実な報告も証拠もなく、政府は2002年5月対人地雷全面禁止条約に加盟した。

対人地雷を使用しているとして前述した他の反政府勢力に関してランドマイン・モニターは、セネガルにおけるカザマンズ民主勢力運動（MDFC）、あるいは神の抵抗軍（The Lord's Resistance Army：ウガンダ拠点）における報告期間中の使用の具体的な報告を受けていない。しかし、この両者による使用の可能性は依然懸念される。旧ユーゴスラビア共和国マケドニアの反政府組織の民族解放軍（NLA）について、2001年8月の和平合意以降地雷使用の報告は無い。セルビア南部の地雷暴発事故は続いているが、これが新たな使用の結果起こったものかどうかは明らかではない。いずれにしても、2001年5月以降、一般的な暴力事件同様、地雷の暴発事故の件数も減少したように思われる。

対人地雷使用の新たな使用：

進行中の紛争で地雷が継続的に使用されるのに加えて、現報告期間に政府や反政府組織により新

たに地雷が使用されるケースが数例ある。おそらく現報告期間中で最も厄介な展開は、インドとパキスタンでとられている大量地雷敷設作戦である。2001年12月下旬以降、インド、パキスタン両国は、国境沿いに大量の対人地雷を埋設してきた。軍事機密とその地域へのアクセスが難しいという理由で詳細は不明だが、これは1997年以降世界で最大規模の地雷埋設作戦の1つである。国境の両側で非常に多くの民間人犠牲者が出たことが報告されており、インド、パキスタン両国民を地雷から守るために取られている対策の効果は疑わしい。

さらに、あるグルジア防衛省職員がランドマイน์・モニターに語ったところでは、グルジア陸軍が2001年にコドリ峡谷のたくさんの小道に対人地雷を埋設した。これはまた、メディアでも報告された。公式には、グルジアは1996年以降対人地雷使用を停止してきた。ランドマイน์・モニターの問いに対し、グルジア政府は対人地雷のいかなる使用も否定している。

反政府勢力の場合は、分離独立派アブハジア（グルジア）はアブハジア兵が対人地雷を使用したことを初めて認めた。また、コンゴ民主共和国内でコンゴ民主連合（RCD）は現在も対人地雷を使用していることを、ランドマイน์・モニターに認めた。RCDはコンゴ民主共和国に本拠を置くルワンダ政権の軍隊と密接に提携している。

ビルマ（ミャンマー）では、反政府勢力であるパオ人民族解放戦線（Pao People's Liberation Front）、全ビルマモスリム連合（All Burma Muslim Union）、ワ・国民軍（Wa National Army）の3軍が地雷を使用していることが新たに確認された。これで地雷を使用しているビルマの反政府勢力の数は13となった。

アフガニスタンでは、2001年9月11日以降の紛争で、タリバーンとアルカイダ兵及び北部同盟が地雷とブービー・トラップ（ワナ線地雷）を小規模であるが、使用したという報告があった。タリバーンはすでに1998年には地雷使用を停止していたと公言しているが、使用の告発は続いていた。北部同盟は1999年、2000年の使用は認めたが、2001年に使用を停止したと述べた。これは報告された事柄に反している。米国及び連合軍が対人地雷を使用した例はなかった。

対人地雷の継続的使用：

多くの紛争で政府や反政府武装勢力、あるいは両者による地雷の使用が、増減はあるものの続いている。少なくとも（報告期間内のある時点では）、アンゴラ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、ソマリア、スーダン、アフガニスタン、ビルマ、インド、カシミール、ネパール、フィリピン、スリランカ、グルジア（アブハジア内）、ロシア（チェチェン内）、コロンビアで地雷が使用された。コロンビアのコロンビア革命軍（FARC）と民族解放戦線（ELN）、ネパールの毛沢東派人民連合戦線（Maoist United People's Front）による対人地雷や急ごしらえの爆破装置の使用が拡大したことが明らかになった。スーダンでは、政府軍とスーダン人民解放軍（SPLA/M）による新たな使用の報告頻度は減少していて、証拠も不確かだった。

2001年5月以降の対人地雷の使用

（使用が確認されたもの、あるいは確固たる証拠のあるもの）

アフリカ

アンゴラ：政府および反政府軍（UNITA；アンゴラ全面独立民族同盟）

ブルンジ：未確認（政府と反政府軍が使用しているという申し立てがある）

コンゴ民主共和国：反政府軍（RCD；コンゴ民主連合）

ソマリア：多数の軍閥

アメリカ

コロンビア：反政府軍（FARCE-EP；コロンビア人民革命軍、UC-ELN；民族解放戦線）と準軍組織（AUC；コロンビア自衛軍連合）

アジア-太平洋

アフガニスタン：タリバーン、アルカイダ、北部同盟

ビルマ（ミャンマー）：政府および13の反政府軍

インド：政府および反政府軍

インド/パキスタン（カシミール）：反政府武装勢力

ネパール：政府および反政府軍（Maoists；毛沢東派）

パキスタン：政府

フィリピン：反政府軍（アブサヤフ、NPA；新人民軍）

スリランカ：政府および反政府軍（LTTE；タミール・イーラム解放のトラ）

（訳注：2002年2月の停戦合意以降、使用していないとの発表がある）

ヨーロッパ/中央アジア

グルジア：政府および反政府勢力（アブハジアでの使用）

ロシア：政府および反政府軍（チェチェン）

2.4 世界の対人地雷の生産

ランドマイン・モニターは1999年、2000年の年次報告書で、16の対人地雷生産国を特定した。2001年、ランドマイン・モニターは、このうちの2カ国、トルコとユーゴスラビア連邦共和国をリストから除外する決定をした。『ランドマイン・モニター報告2001』発行後、対人地雷生産国リストに変更はない。

対人地雷生産国

アメリカ：キューバ、米国

ヨーロッパ：ロシア

中東：エジプト、イラン、イラク

アジア：ビルマ、中国、インド、北朝鮮、大韓民国、パキスタン、シンガポール、ベトナム

これら14カ国は、生産停止を公式に宣言していない対人地雷生産国である。しかしながら、2001年、2002年に生産ラインが稼働していたかどうか確認できないケースも数例ある。そして、『ランドマイン・モニター報告2001』に記述したように、米国は1997年以来対人地雷を生産していないし、大韓民国は1998年から2000年にクレイモア地雷のみ生産し、それ以来地雷生産はしていない。エジプトは生産していないと非公式に言っている。

インドとパキスタンは特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の改定第Ⅱ議定書で禁止されている対人地雷の生産を新たに始めた。

ウガンダは国外の軍事査察団を招き、対人地雷の生産を疑われた工場を査察させた。その結果、生産は無かったという結論を得た。

これまでに、41カ国が対人地雷の生産を中止した。これらの中には1970年代、1980年代、1990年代初期に大生産国であった多くの国が含まれる。過去30年間にわたって最大生産国であり輸出国

であった12カ国のうち下記の8カ国は、現在対人地雷全面禁止条約締約国であり、生産・輸出を全面的に中止している。ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ（旧ユーゴスラビア）、ブルガリア、チェコ共和国（旧チェコスロバキア）、フランス、ハンガリー、イタリア、英国である。

対人地雷全面禁止条約締約国はまた、旧生産設備の変更状況を報告することが求められている。以下の国々は条約7条「透明性についての措置」で求められている政府の年次報告書において、その報告をすでに行っている。アルバニア、アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ハンガリー、イタリア、日本、ペルー、ポルトガル、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国。

2.5 世界の対人地雷の輸出入

ランドマイン・モニターは、対人地雷全面禁止条約締約国あるいは署名国が、対人地雷の輸出入をしたという証拠は一切入手していない。ランドマイン・モニターによると、近年対人地雷貿易は闇取引や密貿易といった非常に小規模なものに縮小している。

しかしながら、イラン（条約未締約国）が対人地雷の移送を行ったという報告がある。イランは1997年対人地雷輸出の一時停止を宣言したが、表面上のものだったようだ。ランドマイン・モニターは、アフガニスタンのある地雷除去組織が、最近数年間に北部同盟軍が埋設したとみられる1999年と2000年の日付の入った数百個のイラン製YM-1、YM-1-B対人地雷を除去しているという情報を得ている。

さらに2002年1月3日イスラエルは、船舶カリンA号をイスラエルのエイラート港南300マイルの海上で拿捕した。イスラエルは、この船がイランを出港して、レバノンのヒズボラ経由でパレスチナに向かう途中であったと主張している。イスラエル軍発表の積荷管理票によると、積荷の武器の中に311YM-1対人地雷があった。

2002年4月、イギリスの会社パワー・ディフェンスの首席代表者が、国内法（地雷法1998）と対人地雷全面禁止条約に違反して、BBCのある記者に地雷500個の提供を申し出たことが録音された。イギリスのNGO、ランドマイン・アクションの調査者は、パワー・ディフェンス社がギリシャと南アフリカの武器市で、地雷を宣伝していたことをつきとめた。イギリス当局は調査を開始したが、2002年6月末現在、告訴に踏み切る決定は何も伝えられていない。

また、2002年4月にパキスタン・オードナンス・ファクトリーズ(POF)が、チャンネル4テレビ記者に、対人地雷2種類をイギリス国内で販売すると申し出た。この記者はいろいろな武器の購入をする私企業の代表者を装っていた。後にPOFの輸出部長が主張したところによると、パンフレットに掲載された地雷は期限が切れているとのことだ。

34カ国が過去に対人地雷を輸出したことが知られているが、今日では、イラクを除いてこれらの国はもはや輸出はしていないと公式に申し立てている。

これら34カ国のうち22カ国は、対人地雷全面禁止条約締約国であり、上述したように輸出を中止した。未署名国の中でも、1カ国は輸出禁止を実施している（米国）、4カ国は一時停止を実施している（イスラエル、パキスタン、ロシア、シンガポール）。そして、6カ国は今後の輸出停止を明確に宣言している（中国、キューバ、エジプト、イラン、ユーゴスラビア、ベトナム）。イランの公約はもはや有効ではないように思われる。ロシアの一時停止と中国の宣言は、CCWの規制に歩調を合わせ、探知不能な非自己破壊地雷の輸出にのみ適用される。しかしながら、どの国も1995年以来大量輸出をしていない。

2.6 世界の保有対人地雷

ランドマイン・モニターは、約94カ国で2億3000万個の対人地雷を保有していると推定している。対人地雷全面禁止条約締約国のうち41カ国は、合わせて600万個の対人地雷を貯蔵すると計算しているが、実際、締約国の保有地雷数は、着実な保有地雷廃棄プログラムにより急速に変化している。アンゴラ、コンゴ民主共和国、エリトリアなどの新締約国が、来年末までにその保有数を宣言すると、数は増加するかもしれない。84の条約締約国は、保有地雷の廃棄を完全に終了したか、もともと保有していない国である。条約署名国は推定1000万個の対人地雷を保有している。そのうち、ウクライナが635万個を申告し、エチオピア、ポーランド、ギリシャも大量に対人地雷を保有しているらしい。

条約に加盟していない国々には、推定2億1500万個の対人地雷が保有されている。ランドマイン・モニターは、次の国々が最大の保有国であると推定している。中国（1億1000万個）、ロシア（6000万～7000万個）、アメリカ合衆国（1120万個）、パキスタン（600万個）、インド（400万～500万個）、ベラルーシ（450万個）。その他の未署名国の中で大量に保有していると思われる国は、次の通りである。エジプト、フィンランド、イラン、イラク、イスラエル、北朝鮮、大韓民国、シリア、トルコ、ベトナム、ユーゴスラビア。

政府軍の他、以下の国や地域の多くの反政府軍も対人地雷を保有している。アフガニスタン、アンゴラ、ビルマ、チェチェン、コロンビア、コンゴ民主共和国、カシミール、フィリピン、ソマリア、スリランカ、スーダン、ウガンダ。

2.6.1 2001年5月以降の地雷保有状況

アフリカ

- ブルンジは1,200個の対人地雷の保有を、初めて申告した。
- 中央アフリカ共和国は、訓練目的の「非常に限られた量」の対人地雷保有を認めた。
- チャドは2,803個の地雷保有を初めて認めた。
- ギニアビサウは、2002年3月対人地雷の在庫数を確認した結果、対人地雷4,997個の保有が明らかになった。
- ケニアは対人地雷38,774個の保有を申告し、条約3条に基づき、引き続いて訓練・研究用に3,000個を保有すると宣言した。
- モーリタニアは対人地雷保有数を5,728個まで削減したと申告し、3条に基づき、引き続いて保有すると宣言した。
- ニジェールは対人地雷を一切保有していないと報告したが、これはランドマイン・モニターに前回寄せられた情報とは正反対である。
- ルワンダは対人地雷を一切保有していないと公式に宣言した。過去には対人地雷を数箇所から輸入しており、ルワンダがそれらをいつ廃棄したかは明らかではない。
- ウガンダは対人地雷6,782個の保有を認め、そのうち2,400個は引き続き保有すると宣言した。
- ザンビアは対人地雷6,691個の保有を認め、その全てを引き続き保有すると宣言した。

アメリカ

- アルゼンチンは訓練目的で対車両地雷の信管用に使用するため、1,160個の対人地雷FMK-1を引き続き保有すると宣言した。
- バハマ、コスタリカ、ドミニカ共和国は、対人地雷の保有は一切無いと公式に確認した。
- コロンビアは地雷2,312個の保有を宣言した。

- スリナムは、2002年7月現在で対人地雷296個と思われる小規模の保有を認めた。しかし防衛省は在庫確認を継続中である。

ヨーロッパ／中央アジア

- アイスランドとマルタは、対人地雷を保有していないと正式に宣言した。
- リトアニアは、訓練目的で対人地雷8,091個を保有していると報告した。
- モルドバは対人地雷12,121個を保有しており、引き続き849個を保有すると宣言した。
- ルーマニアは、当初対人地雷1,076,839個の保有と、これらのうち4,000個を3条に基づき引き続き貯蔵することを宣言したが、保有地雷廃棄活動が継続しているため、保有数は918,920個に減少した。
- トルクメニスタンは最初の情報開示報告で、PFM-1、PFM-1S型地雷を含む対人地雷761,782個の保有を宣言した。

アジア－太平洋

- インドネシアが対人地雷16,000個の保有を初めて報告した。
- サモアは対人地雷を一切保有していないと宣言した。

2.7 保有地雷の廃棄

ランドマイン・モニターの調査によると、過去10年で61カ国がおよそ3400万個の対人地雷を廃棄したと予想している。対人地雷全面禁止条約の締約国は、2700万個におよぶ対人地雷を廃棄した。全世界で廃棄された地雷の80%は、対人地雷全面禁止条約にもとづいて廃棄された。およそ700万個の地雷が現在の報告期間中（2001年5月～2002年5月）に廃棄された。

33カ国の締約国が保有地雷の廃棄を終了した。6カ国はこの報告期間中に完了した。チェコ共和国（2001年6月）、エクアドル及びペルー（2001年9月）、スウェーデン（2001年12月）、アルバニア及びイエメン（2002年4月）。

その他の22カ国は保有地雷の廃棄途中である。アルゼンチン、ブラジル、チャド、チリ、コロンビア、クロアチア、エルサルバドル、イタリア、日本、ヨルダン、モルドバ、モザンビーク、オランダ、ニカラグア、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、タイ、チュニジア、トルキスタン、ウガンダ、ウルグアイ。（JCB L注：日本は2003年2月8日に訓練研究用を除く保有地雷の廃棄を完了した）

計17の締約国がまだ地雷廃棄を始めていない。これらの国はバングラデッシュ、コンゴ共和国、ジブチ、ギニアビサウ、ケニア、リベリア、マケドニア、タジキスタン、タンザニア、シエラレオネ、ベネズエラである。近年、多くの締約国が地雷保有量や廃棄計画を発表している。アルジェリア、アンゴラ、コンゴ民主共和国、エリトリア、ナイジェリア、スリナムなどである。ジブチ及びマケドニアは、2003年3月までに地雷廃棄を終了することを条約で義務付けられている。

計34の締約国が対人地雷を保有していないと公式に宣言している。その他の18カ国は地雷廃棄を公言していないが、地雷を保有していないと思われる。

2.7.1 2001年5月以降の保有地雷廃棄の進展

アフリカ

- チャドは第3回締約国会議において、保有地雷の廃棄プログラムを開始し、2002年4月まで

に1,210個の地雷を廃棄したと宣言した。

- モザンビークは2001年9月に500個の対人地雷を廃棄し、副防衛大臣は2003年までに地雷の廃棄を完了させると宣言した。

アメリカ

- ブラジルは2001年に13,649個の保有対人地雷を廃棄したと報告した。
- チリは、2001年9月に対人地雷全面禁止条約の批准を記念して、14,000個の地雷を廃棄した。
- エクアドルは2001年9月11日に地雷廃棄を完了させた。廃棄した対人地雷の数は260,302個である。訓練目的の地雷保有の数を16,000個から4,000個に減少させた。
- 2001年9月、ペルーは保有対人地雷の廃棄を完了した。訓練のために保有していた地雷の数を4,024個に減らし、合計で322,892個の地雷を廃棄した。

アジア-太平洋

- アフガニスタンでは国際平和維持軍に参加していたフランス軍が、2月のはじめにカブール空港付近に保有されていた70,000個の地雷を廃棄した。
- カンボジアは保有地雷の完全廃棄宣言をした後、新たに発見された3,405個の対人地雷を廃棄した。

ヨーロッパ/中央アジア

- アルバニアは、2002年4月4日に1,683,860個の対人地雷廃棄を完了し、条約第3条で認められている例外的地雷を保有しないことを宣言した。
- クロアチアは2001年に56,028個の保有対人地雷を廃棄した。
- チェコ共和国は2001年6月に360,000個以上の対人地雷の廃棄を完了した。
- イタリアはさらに757,680個の地雷廃棄と、2002年9月の第4回締約国会議までに地雷廃棄を完了させることを報告した。
- ドイツは地雷廃棄のために、米国製散布型地雷を含む78,144個の海外の対人地雷を自国に移し、予定通り廃棄を行ったことを報告した。その中には米国が埋めた地雷も含まれている。
- ポルトガルの地雷廃棄プログラムは進行中であり、すでに36,654個の対人地雷が廃棄されたと報告された。
- ルーマニアは2001年8月に対人地雷の廃棄を始め、2002年4月までに130,474個を廃棄した。
- スウェーデンは2001年12月に対人地雷の廃棄を完了した。スウェーデンは許可された用途のために、13,948個の対人地雷を保有している。この数字は対人地雷全面禁止条約の締約国の中で2番目に高い。
- トルクメニスタンは1997年12月から2001年10月までに、412,601個の対人地雷を廃棄したと伝えている。当初地雷廃棄期間に7年の期間延長を要求していたが、この要求は対人地雷全面禁止条約で許可されていない。トルクメニスタンはその後2003年3月1日の期限を守るつもりであると述べた。
- ウクライナとNATO 保全・資材局は、2001年12月に400,000個の対人地雷廃棄活動のための資金調達の見え書に署名した。これは、2001年3月にカナダとウクライナ間で同様の条約を調印したことに続くものである。

中東/北アフリカ

- チュニジアは2002年1月、北アフリカの対人地雷全面禁止条約の普遍化を促進する会議を記念して1,000個の対人地雷を廃棄した。
- イエメンは2002年4月27日に保有対人地雷の廃棄を完了させた。4,000個の地雷訓練目的のために保有する予定だ。

2.7.2 訓練・開発目的の地雷保有

締約国125カ国中51カ国が、対人地雷全面禁止条約第3条で認められている訓練・開発の目的のための地雷を保有している。締約国の中で5,000個以上の地雷を保有しようとしている国はわずか10カ国しかない。ブラジル(16,550)、スウェーデン(13,948)、日本(12,513)が最も多くの地雷を保有している。27カ国が1,000から5,000個の対人地雷の保有を計画している。11カ国は1,000個以下である。3カ国は条約第3条のもとに地雷を保有することを明らかにしているが、その正確な数字は発表していない。エルサルバドルとハンガリーは以前の姿勢を覆し、現在は地雷を保有している。

51カ国は対人地雷を保有しないことを選択した。そのうち11カ国はかつて地雷を保有していたが、現在は廃棄した、あるいは廃棄過程にある国々である。23カ国は、第3条のもとに地雷を保有するかどうかを明らかにしていない。

第3条は地雷保有の数値を「絶対に必要とする最小限度の数を超えないこと」としている。2001年9月にマナグアで開催された第3回締約国会議に関する報告の中で、締約国常設委員会は1997年の対人地雷全面禁止条約の交渉において、地雷保有の数を万単位ではなく百千の単位であることを再認識すべきであると示した。

ICBLが再度この問題を取り上げた後、アルゼンチン、オーストラリア、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、エクアドル、ペルー、スロバキア、スロベニア、スペイン、タイを含む11の締約国が著しく地雷保有の数を減少させた。このうち6カ国が10,000個あるいはそれ以上の地雷を保有しようとしていたにもかかわらず、その数を大幅に減少させることを決定した。例をあげてみると、クロアチアが17,500個から7,000個に、タイが15,600個から5,000個に減少させた。

不安なことに締約国の1つであるザンビアは、第3条の条約のもとに貯蔵している6,691個すべての対人地雷の保有を選択した。条約署名国のリトアニアは自発的に透明性のある報告書を提出したが、それによると、同様に8,091個の対人地雷を保有している。

締約国のなかには訓練や研究のために地雷を保有しているが、1999年以降その保有地雷がそのような目的に使用されたという報告のない国もある。締約国によって保有されている地雷は例年ほとんど使用(つまり、消費、廃棄)されていないようだ。

下記の締約国は、透明性のある報告書の中で、2001年に訓練や研究・開発のために使用した地雷の数を報告した。オーストラリア(119)、ベルギー(334)、ブラジル(5)、ブルガリア(326)、カナダ(59)、チェコ共和国(10)、デンマーク(15)、ドイツ(179)、フランス(47)、南アフリカ(50)。毎年の総計数は報告していないが、1999年から2001年の地雷使用数を報告している国は、日本(3,777)イエメン(20)などがある。

締約国の何カ国は保有地雷の種類を査定し、専門的な評価にもとづいて、その数を減少させた。例えば、イタリアは国内法で8,000個の地雷保有を宣言している。しかし、イタリアはこの地雷のうち2,500個は対人地雷として機能しない構造であると報告している。

ICBLは訓練のための地雷保有の必要性に疑問を投げかけ、締約国にこの例外の必要性の評価を訴えつづけている。ICBLは訓練目的の地雷保有について、完全な透明性の大切さを訴えている。さらに、締約国が第7条に基づく報告の中に「保有している地雷の使用目的と実際の使用」についての情報を含めるべきであるとした、条約の一般原則並びに運用常設委員会の勧告を強く支持して

いる。ベルギー、カナダ、スウェーデンは 2002 年に提出した第 7 条に基づく報告書において、地雷の目的と実際の使用内容を詳しく報告した。

2.7.3 訓練・開発のための地雷移譲

対人地雷全面禁止条約第 3 条では、地雷調査・廃棄のための技術開発や訓練、廃棄目的の対人地雷移譲を認めている。数カ国の締約国は条約第 7 条に基づいてこれらの活動内容を報告している。

カナダは 2001 年 2 月 6 日から 2002 年 3 月 1 日までに、米国から 180 個の M-14 の対人地雷と、旧ユーゴスラビアから 110 個の地雷（102 の PMA-2 と 8 の PMR-2A）を移譲された。

エクアドルは、2001 年 3 月から 2002 年 4 月の期間に、1644 個の対人地雷（1000 個の T-AB-1、200 個の PRB M-409、20 個の P-4-B、20 個の PRB M-35、400 個の VS.50、4 個の PMD-6M）を米国へ移譲した。

英国は 1999 年 8 月 1 日から 2001 年 12 月 31 日までに、946 個の保有海外対人地雷が増えたと述べているが、それら移譲された地雷の種類は報告されていない。

2.7.4 条約 7 条「透明性についての措置」による報告書(以下第 7 条報告書)の提出

2002 年 7 月 31 日までに、89 の締約国が国連に最初の報告書を提出した。30 の締約国が報告書を遅れて提出した。カメルーン、リトアニアはまだ条約に批准していないが、自ら地雷報告書を提出した。地雷報告書を提出した締約国の割合は 75%であり、この数字は 2001 年の『ランドマイン・モニター報告書』が記載した 63%よりはるかに高い。2002 年 4 月 30 日までに提出された前年の年次報告書の対応の良さには深い感銘を受けた。

2002 年 7 月 31 日までに 57 の締約国が年次報告書を提出したが、20 カ国はまだ提出していない。この対応は 74%に当たる。

条約の一般原則並びに運用常設委員会と第 7 条のコンタクトグループ（ベルギーによって調整されている）は、条約のこの分野での実施を促している。2002 年 5 月ベルギーのリント大使は、第 7 条報告書を改善するための提言を含むレポートを提出し、他の締約国と ICBL によって受領された。NGO である VERTIC は、ICBL と赤十字国際委員会（ICRC）と協力し、第 7 条報告書のための手引書を作成し、締約国第 3 回会議で発表した。

犠牲者の援助活動の報告を促進するために作られた報告書のフォーム J は、批准の義務はないが自主的な提出が求められており、締約国による使用が増えてきた。2002 年 4 月 30 日提出期限の年次報告書では 34 カ国がフォーム J を使用しており、2001 年の 17 カ国から大幅に増大した。

前述したように、いくつかの締約国は報告の範囲を拡大し、訓練及び開発目的の地雷について報告するようにとの ICBL の要求に応じている。ICBL は特に問題となっている、海外保有地雷、処理防止装置付き（AHD）対車両地雷、クレイモア型指向性散弾地雷について、締約国が第 7 条に基づいて報告していないことを懸念している。スウェーデンは、クレイモア型地雷を改造して条約に触れないような方策を報告している唯一の国である。

2.7.5 国内の実施措置

対人地雷全面禁止条約第 9 条には「締約国は禁止されている活動を防止抑制するため、立法上、行政上、その他の法的罰則を含む適切な措置をとる」と述べられている。しかし、この条約を施行するための国内法を制定したのは、条約を批准もしくは締結した 125 カ国中 35 カ国のみである。ブラジル、ブルキナファソ、コロンビア、コスタリカ、アイスランド、マルタ共和国の 6 カ国は、今報告期間中に国内法を制定した。20 カ国は立法草案を作成中と報告した。50 カ国は対人地雷全

面禁止条約施行のための国内法制定に、進歩が見られない。これらの 50 カ国のうち何カ国かにおいては、国内法制定を“検討中”である。

20 カ国が新しい法律は必要でないと表明している。既存の法律で充分だと、完全な法的実施には及ばない国内措置を立法化している。また、対人地雷を保有したこともなく、地雷の被害を受けたことがない国は、条約実施に特別な措置をとる必要がないと考えている場合もある。しかし、ICBL は法律を制定する必要があると考えている。そのようにすることによって、将来おこりうる条約違反の可能性にも法的処罰を与えることができ、さらに、オタワ条約のあらゆる面での実施が可能になるからである。

赤十字国際委員会 (ICRC) は、ICBL 及びベルギー政府と協力し、対人地雷全面禁止条約施行のための国内法推進情報キットを作成した。2002 年 5 月の常設委員会において、第 7 条のコンタクトグループは、第 9 条に関連する事項も話し合うよう拡大した。

2.8 特に懸念される事項

2.8.1 処理防止装置(AHD)付き対車両地雷

対人地雷全面禁止条約に向けての交渉の終結以来、地雷禁止国際キャンペーン (ICBL) が強調してきたのは、条約の定義によれば、処理防止装置 (AHD) 付き対車両地雷が故意ではない、何気ない人の動作によって爆発するならば、これは対人地雷とみなされ、したがって禁止されるということである。同様に、仕掛け線、誘導線、チルト軸のような敏感な起爆装置のついた対車両地雷が、人の存在、接近または接触によって爆発するならば、それは明らかに禁止されると考えられるべきである。これらの兵器は対人地雷全面禁止条約の定義によれば事実上対人地雷であり、対車両地雷ではない。

条約の発効以来、これらの事項について締約国間で共通の理解や慣例は確立されていない。(註 11) 条約の下で具体的にどのタイプの対車両地雷や処理防止装置が許可され、また禁止されるものを明白にすることについて進展がないのは残念である。条約と国際標準の普遍化は、締約国の消極的な行動によって妨げられている。

2002 年 1 月の常設委員会においてヒューマン・ライツ・ウォッチは、締約国が所有する具体的な対車両地雷と信管のタイプを例にあげながら、この事項についての締約国の慣例を示した詳細な覚書を配布した(註 12)。ICRC もまたこの会議で「基本的な条約解釈のルールに基づき、オタワ条約の対人地雷の定義を理解する」と題した情報文書を配布した。

敏感な信管に関する事項や、仕掛け線やチルト軸のようなものを備えた地雷の使用を避けることを含む「行動規範」を待望するという点で、共通認識が築かれつつあるようだ。第 3 回締約国会議から生まれた議長提案の行動計画は、保有する対車両地雷の見なおしと行動規範の検討を推奨している。そこでは「(常設委員会の) 共同議長らや他の関係者たちは、そのような行動規範を推進し、締約国の行動を報告することを推奨する」と述べている。

締約国のうち数カ国がチルト軸や仕掛け線を使用した対車両地雷を廃棄したり、その使用を禁止したりした。しかし、依然いくつかの締約国はこれらの敏感な起爆装置は容認できるとの見方を示しており、さらに多数の締約国はこの件について発言していない。

処理防止装置と対車両地雷に関しては、オーストリア、カナダ、ノルウェー、南アフリカを含む対人地雷全面禁止条約の主要参加国 12 カ国以上が、処理防止装置付き対車両地雷が故意ではない人の動作によって爆発するならば、それは禁止されるという見方に同意することを公言している。しかしながら、締約国の大多数は自国の考えを明らかにしていない。

締約国のうち 5 カ国はこの意見に同意しないことを公言している。フランス、ドイツ、日本、英

国、そして最近ではデンマークである。これらの国々はまた、対車両地雷は対人地雷全面禁止条約ではなく特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の中で考えられるべきであるという意見を示している。オーストリア、チェコ共和国、スペインを含む他の国々ものちにこの見方への支持を表明したが、対車両地雷や対人地雷の内容については相違がある可能性がある。

2001年12月の第2回CCW改正議定書再検討会議において、締約国は対車両地雷（いわゆる対人地雷以外の地雷）に関わる事項を研究するという、広い使命を帯びた政府専門家のグループ(GGE)を組織することに合意した。このグループは、もともと2000年12月に米国が提案し、対人地雷全面禁止条約の締約国であるデンマーク、ドイツ、ハンガリー、日本、スロバキア、英国が後押しした対車両地雷についての新しい議定書採択の合意に失敗した後に結成された。しかしこの対車両地雷に関する提案は対車両地雷に取りつけられた敏感な信管や処理防止装置の問題は扱っていなかった。これらの事項についての協議は2001年12月の再検討会議でも、2002年5月の第1回GGE会議でもなされなかった。2002年7月のGGE会議でドイツとルーマニアは敏感な信管の付いた対車両地雷を扱った文書を提出した。

この報告期間中に、多数の締約国の関係者が、国内および国際的な場や、ランドマイン・リサーチャーとの通信の中で、敏感な信管や処理防止装置の付いた対車両地雷に関する方針を発表した。（詳細は国別報告書参照）。

- オーストリアは、特定の対車両地雷用起爆装置の設計と使用についての行動規範の確立を支持してきた。オーストリアはまた、締約国は民間人への危険を最小限にするため、保有する対車両地雷を見なおすべきだという勧告を支持した。

2002年5月の常設委員会において、オーストリアはこう述べた。「我々は、行動規範の確立はそのような地雷の人道的問題を扱うのに適切な方法と考える。この点で、我々は再び締約各国に、2001年3月にICRCが主催した専門家会議の報告の中で特定された、敏感な信管の付いた対車両地雷のための行動規範を採択するよう要請したい」。(註13)

2002年5月の常設委員会において、オーストリアはまた対人地雷と処理防止装置の条約による定義についての法的解釈を発表し、その中で次のように述べた。「もし装置が地雷を妨害するという目的以外の行為により爆発するように設計されているならば、我々はそれを合法的な処理防止装置とは認めない」。(註14)

- 2002年5月の常設委員会においてベルギーは、軍隊が保有する対車両地雷を見なおし、保有するすべてのタイプの地雷が「条約の精神および字義の双方に合致する」と結論づけた。しかし、フランス製HPDシリーズ対車両地雷の感度についての疑問が提起されている。
- 2002年2月1日の常設委員会において、ブラジルの代表者は、処理防止装置付き対車両地雷の禁止を支持すると述べ、人道的立場から処理防止装置の使用を拒絶した。ブラジルは「条約第2条第3項の表現は、人の意図しない行為によって爆発する可能性のある処理防止装置付き対車両地雷は、その目的上、対人地雷の一部であり、したがって条約によって禁止されている」と明言している」と述べた。(註15)
- ブルガリア外務省は保有する対車両地雷の詳細な説明をランドマイン・モニターに提供し、処理防止装置を付けることのできるTM-46対車両地雷を貯蔵していることを報告した。それらは条約に適合したものであるが、2002年末までに「不活性化する」としている。
- チェコ共和国当局によると、同国は人の意図しない行為により爆発しうるほど敏感な処理防止装置の付いた対車両地雷は所有していない。

これに加え、チェコの企業が起爆方法として仕掛け線を使用した対車両地雷を販売していたことを懸念したランドマイン・モニターに対し、2002年1月に寄せられた回答の中である関係

者は、仕掛け線の使用は対人地雷全面禁止条約に違反するとは考えていないと述べた。

- フランスの地雷対策活動大使は2001年9月にこう述べた。「これはCCWの中で語られるべき案件だ。対車両地雷は、我々が条約に加盟してほしいと願っているいくつかの国にとって大変重要なものだ」。対人地雷廃絶のための国家委員会（CNEMA）は、フランスの保有するもののうち、対人地雷として機能しうるいくつかの対車両地雷を特定し、さらにこれらの地雷を調査することを勧めている。（註16）

フランス軍はMIACAH F1およびMIACAH F2対車両地雷に使用されている誘導線信管に取って代わる新しい起爆装置を検討中である。フランス軍の軍事技術マニュアルによると、HPD F2およびHPD F3対車両地雷を金属探知機で探そうと試みることは禁じられている。地雷の周囲の磁場が乱されると、磁界特性信管が作動するおそれがあるからである。

- ドイツはCCWの中で対車両地雷を扱うことを支持し、対車両地雷の件が対人地雷全面禁止条約の普遍化に悪影響を与えているとする見方を表明している締約国のひとつである。

地雷禁止のためのドイツの調査によると、ドイツ軍は意図しない点火を防ぐためにDM-21の起爆装置を交換したということである。古い、腐食した起爆装置が圧力ヒューズを標準圧力である180kg以下で作動させてしまったためである。

- イタリアの代表者は2002年2月1日の常設委員会で、イタリアの国内法は処理防止装置付きの対車両地雷を許可しないと述べ、締約国は「前進する方法としてICRCとベルギーによって提唱された行動規範というアプローチを通して、あらゆる可能性を検討するべきだ」と勧めた。（註17）

- 2002年3月、スロバキア国防省は、対人地雷全面禁止条約によって禁止されると考えられるものと、許可されると考えられるものを特定するために、貯蔵分および開発中の対車両地雷の目録が作成されたと述べた。また処理防止装置や敏感な信管の付いた対車両地雷が対人地雷として機能することを防ぐため、必要なすべての方法を検討すると述べた。（註18）

- スペイン外務省は、処理防止装置付きの対車両地雷は、クラスター爆弾や不発弾とともに対人地雷全面禁止条約ではなく、CCWで規制されるべきだと述べた。（註19）しかし同時に、外務省は、対人地雷全面禁止条約は「対人地雷を特徴づける効果に基づいたアプローチをとっている。そのため、すでに（対人地雷全面禁止条約の）枠組の中に類似した効果をもたらすよう設計された兵器を含めることは可能である」と認めている。これは地雷と地雷に類似した効果をもたらす兵器の完全禁止に関する法律33/1998を承認する際に、国会が示した解釈である。（註20）

- スウェーデン外務省は、2002年2月に国会で次のように述べた。「スウェーデン政府は、一般に処理防止装置付きの対車両地雷は対人地雷に匹敵すると言うことはできない、という意見である（註21）。政府はスウェーデンの所有する処理防止装置付き対車両地雷はオタワ条約に従ったものであると考えている」。（註22）

フォン・シドー国防大臣は以下のように述べた。「政府は条約関係者に報告するために、保有している処理防止装置付き対車両地雷を特別に調査する考えはない。（註23）

スウェーデン軍に2001年3月2日に発令された指令によると、「現在仕掛け線を取り除かずにFordonsmina 13とFordonsmina 013Rを保管場所から持ち出すことは禁じられており、さらに、これらの地雷用のいかなる種類の仕掛け線を使って兵士を訓練することも禁じられている」。（註24）

- スイスが貯蔵する磁界特性信管を使用した対車両地雷について、スイスの一般幕僚はこう語った。「Panzerabwehrmine 88（HPD-F2）の起爆装置に使用されている電子装置は、特定の種類の車両の下でのみ作動が可能ないようにプログラムされている。この地雷は軍事用の重車両

用に最適化されている」。(註 25)

- 2002 年 5 月の常設委員会の会合において英国は、「対車両地雷および処理防止装置付き対車両地雷はオタワ条約の範疇に入らない」と繰り返した。英国の見方は、非作為に人の存在によって起爆されたとしても、処理防止装置付き対車両地雷は対人地雷にはならない、というものである。「我々にとって、鍵となるのは地雷の設計である。オタワ条約で何が対人地雷に当たるかという定義は、配備された地雷がもたらし得る意図しない効果については、一切触れていない」。(註 26)

2.8.2 合同軍事行動と「援助」

ICBL は、締約国が対人地雷を使用する権利をまだ有する非締約国との合同軍事行動に参加する可能性について、常に懸念を表明し続けてきた。これらの懸念は、数カ国の締約国がアフガニスタンでの合同軍事行動に参加したため強まった。合同軍事行動と、条約第 1 条の定める締約国の義務である「いかなる場合にも、この条約において締約国に禁止されている活動を行う場合、いずれかの者に対して、援助し、奨励または勧誘してはならない」ということの整合性が深刻に懸念されている。特に条約第 1 条の「援助(assist)」とは何を意味するかについての疑問が提示されてきた。

多くの政府はこれを実際の地雷埋設における「積極的」または「直接の」援助を意味し、合同軍事行動中の燃料や警備の提供など、他のタイプの援助は含めないと解釈している。このような合同軍事行動は、少なくとも対人地雷の所有と使用をすべて廃止することを目指す条約の精神に反するといえよう。

条約の一般原則並びに運用に関する常設専門委員会において、ICBL は締約国が「援助」という語について共通理解に達する必要性があることを強調した。特に合同軍事行動への参加、他国の対人地雷の自国内での貯蔵、締約国の領土にまたがる他国による地雷の通過に当てはまるからである。もし、どの行動が許されて、どの行動が禁止されるのかという点において、締約国が明確にそして首尾一貫していれば、条約の実施が、さらに完全で有効なものとなるであろう。

いくつかの締約国はこの件について、合同軍事行動における自国の軍隊による対人地雷の使用を一律に排除するという声明を発表している。デンマーク、フランス、オランダはこれまでに、非署名国との合同軍事行動中に対人地雷に関わる活動に従事することは禁止されるべきだ、という見方を表明する特に強い意見を述べている。

いくつかの締約国は、自国の軍隊が実際に対人地雷を埋設するのではなく、また非締約国の司令官によるそういった指令を拒むという条件で、合同軍事行動への参加を認めているようである。カナダとフランスは対人地雷の使用を容認する参加のルールを承認しないと述べた。(註 27)

NATO の活動において、米国が対人地雷を使用する可能性について議論されることが多いが、これは決して NATO 同盟に限られた問題ではない。タジキスタンに駐留するロシア軍の対人地雷の使用への、締約国であるタジキスタンの立場についても、深刻な疑問が増大しつつある。

これに加え、アフリカの締約国の多数が対人地雷を使用しているおそれのある軍隊と、(あるいはこれを支援する) 軍事行動に参加しているようである。これにはナミビア (2002 年 4 月の和平合意前の UNITA に対するアンゴラとの共同軍事行動) や、コンゴ民主共和国のさまざまな勢力と軍事行動に参加したルワンダやジンバブエが含まれるであろう。ナミビアとジンバブエは合同軍事行動中に自国の軍隊による対人地雷の埋設への一切の関与を否定している。ルワンダについては、コンゴ民主連合(RCD)との合同戦闘活動を含む軍事協力が密接なため、特に懸念される。2002 年に RCD の軍人数名が、RCD の兵士による過去および現在の対人地雷の使用をランドマイン・モニターに認めた。

米国が主導したアフガニスタンでの合同軍事行動において、締約国であるオーストラリア、カナ

ダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、英国は地上軍を派遣し戦闘活動に参加した。他の締約国も、当初英国により指揮されていたが、現在は非締約国のトルコが指揮する国際治安支援部隊に参加している。この平和維持活動に従事している締約国は、オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、英国などである。

非締約国を含む連合軍や平和維持軍が、アフガニスタンで対人地雷を使用したという証拠はない。この状況は締約国数カ国が非締約国との合同軍事活動をする時に、対人地雷全面禁止条約による義務について運用面で認識していることを公にする機会となった。

- カナダ外務国際貿易省の職員によると、「アフガニスタンにいるすべてのカナダ軍は、オタワ条約の規定に従い行動するよう指示されている」。(註 28)
- ドイツ国防省はアフガニスタンでの軍事行動の間に、ドイツ連邦軍はすべての軍事行動において対人地雷全面禁止条約の定める義務に従って行動すると述べた。(註 29)
- ノルウェー国防省は、「ノルウェーの要員がアメリカ合衆国の指揮下に入るが、ノルウェーの参加前提として、兵士らはノルウェーの管轄下であり、いかなる場合でもノルウェーの法律や国際条約への義務に違反する行動をするよう命令されない、という文書による合意が存在する」ことを認めた。(註 30)

2001年5月以降、国際会議やランドマイン・モニター・リサーチャーへの連絡の中で、他の締約国も、アフガニスタン紛争以外の共同軍事行動について意見を述べている。

- ベルギー国防相は、合同軍事行動中にベルギー国内法が課する制限についてパートナーや同盟国に通知したと、合同軍事行動中のベルギー軍は国内法の管理下にあることを国会で確認した。(註 31)
- 2002年2月の常設委員会において、ブラジルは条約第1条(c)について述べた。「対人地雷を使用する可能性のある非締約国との合同軍事行動を明らかに禁止している。合同軍事行動において、締約国がたとえ直接的、積極的に対人地雷の埋設に参加していなくても、非締約国による地雷の使用が締約国にとって直接軍事的利益をもたらすならば、その行動は違法と考えられるべきである。

『援助』という語がこのように広義に解釈されていない今、第1条には残念ながら深刻な抜け穴があるといえるだろう。すべての締約国は、『援助』という言葉にできる限り広い解釈を与え、その全ての範囲を条約第1条の規定により、禁止すべきである」。(註 32)

- デンマークの外務省は合同軍事行動において、デンマークは対人地雷の埋設に関わる行動の計画や実施に関与しないことを確認した。(註 33)
- 2002年5月の常設委員会において、ドイツはこのように述べた。「オタワ条約の締約国として、(ドイツは)合同軍事行動における対人地雷の計画や使用を支持しない。ドイツはいかなる軍事行動においても、自国の軍事要員に計画的な、あるいは実地的な対人地雷の使用を禁じている。これを念頭におき、すべてのドイツ軍要員は条約に対する自らの義務を説明した詳細な情報を受領している」。(註 34)
- フランス国防省はランドマイン・モニターに、1998年11月12日付け陸軍参謀長指令を提供した。「フランスの兵士らは非締約国との多国籍軍の行動に参加してもよいが、いかなる時も対人地雷の使用に関わる計画や訓練行動に参加してはならず、『自国領域内における移譲、備蓄、認可』を含む対人地雷の使用を含む参加のルールを受け入れてはならない」。(註 35)

- イタリアは2002年5月の常設委員会において、非締約国との合同軍事行動は対人地雷全面禁止条約の規定に適合する限りにおいて、国家立法によって許可されると宣言した。アフガニスタンに配置されたイタリア部隊には、対人地雷全面禁止条約の「字義と精神に反する」行動を一切慎むようにという指示が書面で与えられた。(註36)
- マレーシア国防省の職員は、「マレーシアの軍隊は非署名国との合同軍事行動に参加するかもしれないが、(対人地雷の) 使用に関わる合同行動には参加しない」と述べた。(註37)
- ランドマイン・モニターへの書簡の中で、ナミビアはこう述べた。「(対人地雷全面禁止条約に) 批准してから、ナミビア国防軍は、国内および国際的な軍事行動において、対人地雷を使用したことはなく、また他の軍隊がこれを使用するのを援助したことはない。ナミビア共和国政府は自国の軍隊による対人地雷の使用や、その援助を一切否定する」。(註38)
- 2002年1月の常設委員会でのインタビューにおいて、セネガルの軍部関係者は、セネガルは他国の軍隊によって対人地雷が使用される可能性のある合同軍事行動への参加を拒否すると述べた。(註39)
- スウェーデンは2001年9月に政策声明を発表し、次のように述べた。「条約第1条(c)には、条約によって禁止されている活動への積極的な参加を阻む目的がある」。(註40)
外相は「参加国の1つが対人地雷を使用する合同軍事行動への協力は、我々が常に対人地雷の使用に反対しても、条約の精神に反すると考えられる」と述べた。(註41)
- ウルグアイは2002年4月に「対人地雷が使用される軍事演習には参加しないし、参加する計画もない」と述べた。(註42)
- 2002年5月の常設委員会においてジンバブエ代表団は、合同行動と「援助」についての同国の理解に関して詳細な声明を発表した。
「我々の部隊は、活動場所に関わらず、条約によって禁止されている活動に直接的、あるいはいかなる方法でも関与することはない。よって、我々の意見では、“援助”という言葉は問題の行動に直接的に関与することと解釈されるべきであり、無制限に摘要したり広すぎる定義を与えたりするべきではないと考える。
また積極的な参加とは、(対人地雷の) 運搬、埋設や使用・生産・配給の訓練をしたり、他者にその使用を奨励・勧誘したりするなど積極的に参加することを意味する。したがって、我々の見解によると、条約第1条の援助および積極的な参加という言葉は、“知っていて意図的に”(対人)地雷の使用、輸送、生産に直接参加したり援助を与えたりすることである」。(註43)

ICBLは、締約国が対人地雷を使用する軍隊との合同軍事行動に参加することの合法性は未解決の問題であり、そのような行動への参加は条約の精神に反すると信じている。ICBLは締約国に対し、合同軍事行動においては、いかなる非署名国も対人地雷を使用しないようにと主張するよう、そして対人地雷の使用を伴う合同軍事行動に参加することを拒否するよう求めている。すべての締約国は、対人地雷を使用している可能性のある他国の軍隊への援助の性質について明確にするべきであり、対人地雷全面禁止条約の下でのそのような軍隊との合同軍事行動の合法性についての自らの見解を明確にするべきである。

2.8.3 他国の対人地雷の通過

対人地雷全面禁止条約による対人地雷の「移譲」(transfer)が「通過」(transit)にも当てはまるかどうかということについても、締約国間で意見の違いが見られる。(註44) 主な問題は、対人地雷を積載した非締約国の航空機、船舶、車両が、それらの地雷が使用されるであろう紛争地帯へ向かう途上で、締約国を通過(そしてまた、おそらく締約国から出発したり、燃料補給、対人地雷

の補充も) できるか否かということだ。ICBL は、戦闘で使われるであろう対人地雷の通過を、もしも締約国が故意に許可するとすれば、その政府は明らかに対人地雷全面禁止条約の精神に違反しているものであり、また、条約によって禁止されている活動を行うことを援助することの禁止(条約第1条)、さらに地雷を移譲することの禁止(条約第1条)にもおそらく違反していると考えている。赤十字国際委員会(ICRC)もまた、条約は地雷の通過を禁じているという見解を表明した。

今回の報告期間中に、締約国数カ国がランドマイン・モニターに対人地雷の通過についての自らの立場を明らかにした。

- 2002年2月1日の常設委員会において、ブラジルはこう述べた。「条約第1条は、対人地雷を決して『貯蔵もしくは保有し、またはいずれかの者に対して直接もしくは間接に移譲してはならない』という広い義務を宣言している。ブラジルは後者の義務は他国の所有する地雷にも適用されるという意見である。ブラジル領内には他国の対人地雷は一切存在せず、今後も決して、いかなる場合にも、条約で禁止されている目的のために領域内を対人地雷が通過することを許可しない」。(註45)
- 2002年2月13日付けのカナダ国防省による声明は、このように繰り返した。「条約は対人地雷の国内、あるいは国内から外国に駐留する自国軍への移動と定義される対人地雷の通過を禁じていない。しかしカナダは、対人地雷の通過のためにカナダの領土、設備、要員を使用することに反対する」。(註46)
- 2002年5月の常設委員会において、ドイツは次のように認めた。「オタワ条約自体は、軍隊の派遣国が条約加盟国でない限り、1954年のドイツ連邦共和国における外国軍の駐留に関する条約の合意に基づき、ドイツに常駐する連合軍には適用されないと考える。したがって、この条約で規定される駐留連合軍のいかなる武器も、オタワ条約第1条の意味するところのドイツの管轄や管理下には無い。したがって、ドイツはそのような駐留軍隊に帰属する、あるいは彼らの設備である武器の通過や保管について言及せず、またドイツ領内での非署名国の貯蔵については報告しない」。(註47)
- 2001年10月3日、日本外務省は「日本国政府は米軍による地雷の輸送を阻止したり禁止したりする責任は一切負わない」と述べた。(註48)
- 2002年3月、サモアの外相は「サモアは対人地雷の輸出、輸入、貯蔵を行わず、サモア国内を通過して移譲することも許可しない」と述べた。(註49)
- スロベニア外務省によると、対人地雷のスロベニア領内の通過は、対人地雷全面禁止条約とCCWの禁止事項が盛り込まれている国内法によって規定されるものである。(註50)
- 英国外務省は2002年3月に、アフガニスタンでの軍事作戦の間、アメリカ合衆国の対人地雷はインド洋における英国領内で移譲、貯蔵、保有されなかったと述べた。(註51) 地雷を禁止する国内法に附属する諸規則は、2001年に英国の海外領土にもその規定を拡大した。(註52) 対人地雷全面禁止条約の非締約国による英領の対人地雷の通過について、外務省は2002年3月に、そのような通過は条約に基づく英国の義務に反する、という法的助言を受取ったことを議会に報告した。

アフガニスタンなどの地域における合同軍事行動のための後方支援の手段は、締約国にこの問題の早急な考慮を迫っている。締約国はアフガニスタンなどに向かう途上で、自国領内を通過する軍需品に対人地雷が含まれていないことを確認するべきである。過去の事例はこの問題が仮定上のものではないことを示している。

1999年に、コソボの作戦を支援する機動部隊ホークの一環として、米国の軍事技術者部隊が対人地雷とその発射装置(MOPMSとVolcanoの混合地雷システム)とともにアルバニアに配置された。米軍部隊の大部分はドイツの基地から派遣された。この配置が行われた当時、アルバニアは対人地雷全面禁止条約の署名国であり、ドイツは締約国だった。

2.8.4 他国の対人地雷貯蔵

ICBLは、締約国がいかなる政府や団体に対しても自国領内で対人地雷を貯蔵することを許可することは、対人地雷全面禁止条約の精神に反することであり、それらの貯蔵地雷が締約国の管轄または管理の下にあるならば、条約の字義に反することであると信じる。

米国は少なくとも5つの対人地雷全面禁止条約締約国において対人地雷を保有している。すなわちノルウェー(12万3千個)、日本(11万5千個)、ドイツ(11万2千個)、カタール(1万1千個)、ディエゴ・ガルシアの英国領(1万個)、また署名国のギリシャ(1,100個)である。米国が締約国であるイタリアとスペインに貯蔵していた対人地雷は撤去された。

ドイツ、日本、英国は米国の保有する地雷は自国の管轄または管理の下にあると考えておらず、したがって対人地雷全面禁止条約の規定や国内実施策に拘束されるとは考えていない。英国は2001年5月に、この見解を繰り返した。「我々はアメリカ合衆国の備蓄はわが国の管轄や管理の下にはなく、したがって我々はそれらに関して第4条の下でのいかなる責任も負わないことを確認したい。我々の管轄または管理の下にある備蓄については全面的に責務を負ってきた。」(註54)

ノルウェーはアメリカ合衆国との2国間合意を通じて、2003年3月1日までに地雷を撤去しなければならないと明記している。この日がノルウェーにとって対人地雷全面禁止条約第4条が定める、管轄もしくは管理の下にある対人地雷の廃棄責任に従う期限であるためだ。ノルウェーは米国の地雷を撤去する取り組みの進捗状況について公表していない。

カタールは、初めてICBLの要請に応じ、この件について次のように説明した。「対人地雷の貯蔵、使用、輸送、通過に関わる非署名国との合同軍事行動の合法性については、我々はカタール軍がこれらのうちいかなる行為も行っていないことを保証する」。(註55) この方針が貯蔵施設の業務に動員されているカタール国籍の人々にも同様に当てはまるかどうかは不明である。

また、ロシアの貯蔵する対人地雷についても懸念されている。締約国タジキスタンに駐留するロシア軍は、当地に対人地雷を貯蔵している可能性がある。最近のタジキスタン/アフガニスタン国境でロシア軍が対人地雷を使用したことから、それがうかがわれる。締約国のモルドバの分離脱退地域である沿ドニエストル共和国で、ロシアの平和維持軍が対人地雷を所有しているかどうかは不明である。

2.8.5 クレイモア型地雷

対人地雷全面禁止条約はクレイモア型地雷(指向性散弾地雷)の遠隔制御モードでの使用は認めている。しかし被害者によって作動するワナ線の使用は禁止されている。法律上の義務はないが、締約国は第7条報告の中で、貯蔵しているクレイモア型地雷と、それらが確実に遠隔制御モードのみで使用されるよう取られている手段についての情報を含めるべきだと、ICBLは考える。これはクレイモア型地雷の使用に関する効果的かつ統一された締約国間行動に貢献するだろう。

『ランドマイン・モニター報告2001』は、15の締約国がクレイモア型地雷の訓練目的の在庫を保持する決定をしたと述べている。オーストラリア、オーストリア、カナダ、コロンビア、デンマーク、ハンガリー、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スロバキア、スウェーデン、スイス、英国である。2001年5月以降、今回の報告期間中に、このリストは22の締約国に拡大し、クロアチア、エクアドル、ドイツ、マレーシア、モルドバ、フィリピン、スロベニアが加わった。か

つてホンジュラスやタイがそうしたように、クロアチアとエクアドルは貯蔵していたクレイモア型地雷を廃棄するという当初の計画を覆して、保存することを決定した。ドイツは年次の第7条報告の中で2001年に廃棄目的で38,959個のM18A1クレイモア型地雷の移譲を受けたことを報告しているが、それらの地雷の出所については述べていない。

いくつかの締約国の代表者は、自国のクレイモア型地雷が被害者によって作動するモードで使用できないこと、あるいはワナ線式の部分や機械的起爆装置を破壊したことを確認するための手段を講じていると述べた。オーストラリア、オーストリア、カナダ、デンマーク、マレーシア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、タイ、英国などである。スウェーデンのみが、第7条報告の中でクレイモア型地雷を改造するためにとられた方法について報告したが、ノルウェーは昨年の常設委員会で、この件に関して詳細な技術的プレゼンテーションを行った。

10の締約国が、第3条により認められている訓練や調査目的で保持するものを除き、保有するクレイモア型地雷を廃棄する意図、あるいはクレイモア型地雷を全く保持しない意図を表明している。ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カンボジア、エルサルバドル、イタリア、ヨルダン、ニカラグア、ペルー、トルクメニスタンである。フランス、ルーマニア、イエメンは今回の報告期間中にランドマイン・モニターにクレイモア型地雷を所有していないことを確認した。

かつてクレイモア型地雷を生産、輸入、貯蔵していたことが知られている締約国のエリトリア、モザンビーク、南アフリカ、ジンバブエからは、この件をどのように解釈するかは何ら示されていない。

3 人道的地雷対策活動

3.1 人道的地雷対策活動の進展

地雷禁止条約の交渉と調印の5周年記念が近づくにつれ、人道的地雷対策活動の分野で起きている広範な発展は、注目に値する。事実、地雷除去活動はこの10年で専ら軍事的なものから、より洗練されシステム化された人道的で発展的な活動へと進化してきた。これはアフガニスタン、カンボジアやイラク北部（クルディスタン）での先駆的な人道的地雷対策活動（HMA）計画の設立に端を発して起こったものである。

HMA がより地域に根ざした活動を目指すにつれ、調査や評価、地雷の危険性に関する教育や生存者支援活動は、人道的な地雷除去活動に統合され始めている。現在では、その地域に地雷や不発弾（UXO）そのものを取り除くことよりも、その地域に及ぼす影響を緩和することに、より重点が置かれている。地雷対策活動をする際の財源の配分、計画、実施の過程で社会経済的要因は、次第に考慮されるようになってきた。（註56）

この10年余りのHMAの発展の中で、鍵となる成果には以下のようなものがある。

- 現地の人々や団体を含めた現場での非営利のHMA活動者の増加。
- 人道的な面に優先順位を置いて活動を行う民間企業が増えた。
- 地雷対策活動を実施する機関、支援国、地雷被害国政府間の協力関係の強化。
- 緊急時の迅速かつ適切なHMAに基づく支援の必要性の認識が高まった。
- 地雷対策活動を行う人々の管理技術や専門的能力の開発が注目されるようになった。
- 地雷対策活動を行う人々が利用する手段や道具の種類が増えた。
- 国際地雷対策活動標準（IMAS）が整備された。
- 職務の優先事項はその影響をより考慮したものになり、計画の結果も質的な条件をもとに評価されるようになった。
- 地方レベルで望まれる必要最低限の生活の保障と優先事項、地域／国家レベルで望まれるインフラ整備とその優先事項、双方の釣り合いを取ることに必要性に理解が高まっている。
- 地雷除去後の計画を作り、除去した土地が意図したように使用されていることを確認するためのシステムが、徐々にまとまってきた。

HMAに携わる人道的NGOの数は、以前はほんの一握りであったが、この10年で3倍以上になった。同時に、地雷対策活動センター（MAC）の創設を通じて、国内の団体はHMAへのより大きな責任が問われるようになって来ている。これは国内のMACが、地雷問題により高いレベルで携わるようになったことを示している。私企業が活動する場合も、支援者や地雷被害国が要求する人道面を優先した活動をますます行うようになって来ている。

国家・地域・世界レベルの協力も、この10年で進展した。地雷対策活動に関するすべての国連諸機関調整グループ（IACG）は、HMAに関与する国連諸団体の調整役として、毎月、会議を開催している。一方、このグループ機関は、ICBLのような主要パートナーと共に地雷対策活動運営委員会（SCMA）を構成している。また、地雷対策支援グループ（MASG）は主な支援団体を集めて、資源動員のため既存のツールを最大限に生かそうとしている。

年2回開かれる対人地雷全面禁止条約の「地雷除去、地雷回避教育、除去技術などの常設委

員会」は、さまざまな HMA 関係者、特に、地雷被害国の政府代表間に相互交流の機会を増やした。2002 年常設委員会は、参加者間の調整や活動の透明性は、主要な地雷被害国での地雷対策活動の調査によってより強化されると認識した。

これを受けて、2002 年 1 月の会合ではアフガニスタンの地雷対策に関する会議も行われ、さらに 2002 年 5 月には、モザンビークに関する会議が開かれた。多くの参加者は、毎年締結国会議に際し、人道的地雷除去のためのジュネーブ国際センター（GICHD）の会議室を利用して非公式の議論を交わしてきた。

緊急の地雷対策活動は、2001 年から 2002 年にかけて数多くの場所で行われたが、特筆すべきなのはアフガニスタンである。同時に、緊急時対応計画（ERP）が、他の国連地雷対策活動パートナーとともに国連地雷対策活動サービス（UNMAS）によって作成されつつある。ERP は、近年の 2 つの人道的緊急事態、1999 年のコソボと 2000 年のエリトリアへの対応として開発が始められた。

そのゴールは、国際社会が「タイムリー」にそして「より人間的な」態度で人道的地雷対策活動の構成や平和維持の危機に対応できるようなシステムを作ることである。ERP は、人道的緊急事態の即時優先的地雷除去活動には取り組むが、この段階の活動を越えて計画を立てることはない。（註 57） さらに、米国はモザンビークでの「即時対応地雷除部隊」の創設を後援した。

HMA が拡大し発展するにつれ、より多くの専門的管理技術を備えた活動家の需要は急速に高まっている。国連開発計画（UNDP）は、仕事の容量や能力の強化という任務の一環として、各国の地雷対策活動センター（MAC）間のスタッフの人的交流を確立し、同時に管理訓練の実施を行っている。同時に、最近の GICHD による HMA の社会経済的側面の研究に示されるように、HMA の新しい、または開発中のテーマ別の調査に注目が集まっている。

地雷対策活動家が「工具箱」の概念を利用することによって、地雷対策技術が積極的に現場での活用されるようになった。「工具箱」は、地雷除去を必要とするその地域に応じて、人手、機械、地雷探知犬等の最も適切な地雷除去ツールを提供する。1 つの例は除去範囲の絞り込みである。機械や犬を使って地雷地域を確認し、人手による地雷除去作業が必要な地域の境界線を設定する。この結果、地雷除去作業は明らかにスピードアップした。それに伴い地雷除去作業の費用対効果がより高くなり、また、土地を短期間で住民に引き渡すことができるようになった。

国際地雷対策活動基準（IMAS）の整備は、手引書の提供、原則の確立、あるいは国際的な要求や仕様を定義することによって、より大きな安全と効率化をもたらした。

現在では、この HMA の主要成果がドナーの間で高く評価され受け入れられてきている。

HMA の需要は増加し、また、その経済的貢献に対し、厳しく多様な結果を求めるようになった。より多くの政府が、地雷除去プログラムのデザインや目標設定にますます関心を持ち、関わりを持ち始めている。ドナー国も地雷被害国も、この計画を支援するための方針や政策を、再検討、および刷新している。

この 10 年間の活動体験の結果、活動が目的にかなっていたかを確認するため、活動内容の収集や評価を行う必要性が高まってきた。これまでには、国家による活動の評価として、プラクシス・グループ社による『コソボにおける国連地雷対策計画の評価』や世界銀行の『アフガニスタンの地雷対策活動における社会影響調査』が出版された。これらの評価は、ダンチャーチ・エイド（コソボ）、ハンディキャップ・インターナショナル（エチオピア）、ハンディキャップ・インターナショナル・ベルギー（アフガニスタン）やノルウエー・ピープルズ・エイド（アンゴラとモザンビーク）などの NGO による国際的な評価と並行して行われている。

3.2 10年以内に埋設地雷を除去するという条約に期限は守れるか

この10年の進展にも関わらず、HMAに関わっている者たちが使命を完了し、地雷のない世界の実現という目的の達成出来るかどうかはまだ分からない。この大きな課題は、対人地雷全面禁止活動が直面している条約の普遍化よりも恐らくもっと困難である。

2002年の常設委員会の会議では、ICBLの地雷対策活動ワーキンググループ(MAWG)が、対人地雷全面禁止条約第5条に規定されている、10年間で埋設された対人地雷を除去するという地雷被害締約国の義務の遂行能力について、各締約国の注目を集めた。2002年7月の時点で、対人地雷全面禁止条約に署名している125カ国のうち47カ国は地雷被害国であり、第5条に従う必要があった。締約国の中には、最初の締め切り期限の2009年が近づいている国もあるため、MAWGはこの期限を認識し、以下のニーズに応えるべく、よりいっそう努力することが重要であると述べた。

それは、地雷対策活動のための現実的で適切な基金；意思決定に必要な適切な情報；人道的地雷除去活動における優先事項の設定と活動の実践；そして国家の戦略的な地雷対策活動プランの確立である。

地雷除去数の統計調査と過去5年の支援金に関する調査によって、埋設された対人地雷を除去するという第5条の義務に応えられない締約国が存在するという事実が明らかになった。地雷除去の期限に間に合わない場合、10年までの期限延長を要求することができる。また、第6条(国際協力と援助)では、その国も「そうすべき立場にある」他の締約国へ協力と援助を求める権利があると規定している。期限延長の要求には、延長を申し入れる理由の詳細な説明が必要であり、以下の点が明確でなければならない。

国内の地雷除去計画の指導の下で行われる準備や作業の状態；すべての対人地雷の除去と破壊のために締約国が使用可能な財政的・技術的方法；そして、締約国が地雷埋設地域の全ての対人地雷を破壊することが出来なかった環境についてである。延長の要求は、締約国会議やその要求が提出される場である再検討会議で締約国の過半数によって承認されなければならない。その結果、延長は更新されることもあるだろう。

3.3 地雷問題

ランドマイン・モニターは、90カ国が地雷や不発弾(UXO)の影響を受けていると見ている。(註58) 加えて、ランドマイン・モニターは、国際的に国家として認められていない11の地域についても、地雷の影響を受けているので、調査と報告を行っている。対人地雷は対車両地雷(AVM)やUXOと一緒によく発見される。これらの国は、前世紀の前半に起きた紛争で使用された爆発物の名残り(ERW)に専ら苦しんでいる。地雷やUXOは、いまだに市民を危険にさらしているのである。

3.4 調査と評価

地雷問題の規模や知識は国によってそれぞれ非常に違う。地雷の調査と評価は、地雷が埋設されているかもしれないと、住民とその日常生活に地雷が与えている影響を体系的に確定するために不可欠なツールである。

地雷影響調査(LIS)によって、支援国や当該国の責任者、地雷除去組織が人道的見地や費用

対効果に基づき地雷除去の優先度を付けられるようになった。(註 59) 調査活動センター (SAC) は、多くの地雷影響調査のための調整組織として活動している。(註 60) 現在、調査活動センターとその契約パートナーは、アフガニスタン、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エリトリア、エチオピア、ソマリア (ソマリランド) において、地雷影響調査活動を行ったり、計画している。

ランドマイน์・アドバイザー・グループ (MAG) やベトナム退役軍人米国基金 (VVAIF) はレバノンで地雷影響調査を実施した。さらに、VVAIF はベトナム政府からの地雷影響調査引き受けの認可を待っている状態である。2000 年から 2001 年にかけて、カンボジア、チャド、モザンビーク、タイやイエメンで地雷影響調査が完了した。同様に、コソボで修正されたレベル 1 影響調査が完了した。

他の概況調査や評価も数カ国で進行中である。これらの調査は、NGO、国際機関、国内の地雷除去省庁や軍組織、また、しばしばその組み合わせによる多くのスタッフによって運営されている。『ランドマイน์・モニター報告 2001』によると、2000 年にその種の調査や評価を実施した国は 30 カ国にのぼる。この合計数は、2001 年から 2002 年の前半期までに 34 カ国に増加した。

概況調査および評価活動が実施された 34 カ国は、アフガニスタン、アルバニア、アンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、チャド、クロアチア、エクアドル、エリトリア、エチオピア、グアテマラ、イラン、ヨルダン、ラオス、レバノン、マケドニア、モーリタニア、モザンビーク、ニカラグア、オマーン、パキスタン、ソマリア、韓国、スリランカ、タイ、ウガンダ、ウクライナ、ベトナム、旧ユーゴスラビア、ジンバブエ、アブハジア、ナゴルノ・カラバフ、イラク北部 (クルディスタン)、ソマリランドである。

『ランドマイน์・モニター報告 2001』には、2000 年 5 月から 2001 年 5 月までの期間に国連地雷対策活動サービス (UNMAS) によって実施された 11 の調査評価が掲載されている。2001 年 5 月以来、新し UNMAS 評価は、キプロス、モーリタニア、スーダンで行われた。

地雷対策活動情報管理システム (IMSMA) は、地雷情報に関連した地理情報システム (GIS) と接続し、地雷対策活動の管理者へ地雷被害地域の最新情報、活動現場、地雷の犠牲者数やその他の関連情報を提供している。2001 年に IMSMA は、以下の 22 カ国に設置された：アルバニア、アフガニスタン、アゼルバイジャン、カンボジア、チャド、キプロス、エクアドル、エリトリア、エチオピア、エストニア、レバノン、マケドニア、モザンビーク、ニカラグア、ペルー、ルワンダ、シエラレオネ、タイ、イエメン、コソボ、オセチア北部 (ロシア)、ソマリランドである。

人道的地雷除去のためのジュネーブ国際センター (GICHD) は 2002 年の半ばに、ラテンアメリカ全土の IMSMA 使用者を支援するために、マナグアとニカラグアに最初の地域サポートセンターを設立した。

これに対して、ランドマイน์・モニターは、2000 年に合計 13 の地雷対策活動計画の IMSMA 設置を報告した。2002 年 1 月から 4 月の間に、新しい IMSMA プログラムがコロンビア、コンゴ民主共和国、グアテマラ、スーダンに設置された。

UNMAS は、2001 年 9 月に世界的な地雷対策活動を支援するために開発された電子地雷情報ネットワーク (E-MINE システム) と、最新の地雷関連データのウェブサイトを開始した。E-MINE システムは 2002 年を通じてさらに開発が進められ、大量のデータベース、情報システムやウェブサイトが構築された。

47 カ国の地雷被害締約国のうち 31 カ国が、対人地雷全面禁止条約第 7 条によって、2002 年 7 月 31 日までの提出が義務づけられている透明性のある報告を提出した。第 7 条の報告書の様式 C、F、G は地雷対策活動の報告に関連したものである。締約国は、自国領域内の地雷

埋設個所の報告のために、第7条の報告書様式Cを使用する。提出された報告の再検討の結果、ランドマイン・モニターは3カ国（エルサルバドル、ケニア、ウガンダ）は地雷個所の重要な情報を報告していないことが分かった。イエメンを含む数カ国は地雷影響調査の調査結果を様式Cへ添付した。

様式Cの使用法が一貫していない1つの理由は、実施されている評価や調査の数が限られているためである。地雷被害国のうち9カ国のみが何らかの評価や調査を実施した。調査によって国内の地雷問題の拡大や特徴が明らかになり、報告の作成が容易になった。

3.5 地雷の除去

2001年から2002年の前半までの間に、74カ国とその他10の地域で地雷除去がいくつかの方法で実施されたことが報告された。

これらの報告は、人道的、経済的、または軍事的目的での地雷除去も含んでいる。以下の16の地雷被害国では、2001年にはいかなる方法の地雷除去活動も記録されなかった：アルメニア、中国、キューバ、イラク（イラク北部を含む）、リベリア、リビア、マラウイ、モンゴル、ネパール、ニジェール、北朝鮮、パキスタン、シエラレオネ、ソマリア（ソマリランドを含む）、スワジランド、ウガンダである。

旧ユーゴスラビアからは地雷除去の新情報が提出された。2000年に地雷除去を実施したと報告しているバングラデシュ、ナミビア、パキスタンの3カ国は、2001年の活動はないと報告した。

コソボの場合、国際的に編成された地雷対策活動センター(MAC)が、地雷埋設地域の地雷除去レベルは国際的に認められている基準に達したと宣言した後、2001年末に活動を停止したが、小規模の除去活動は継続しており、地雷と不発弾を除去するための最低限の技術は持ち合わせている。

今回の報告期間内に報告された地雷除去活動は、軍や他の団体、たとえば、国内警察の爆発物処理班(EOD)が緊急の地雷や不発弾の除去要請に対応したものである場合が多い。軍隊は、ジブチ、ケニア、セネガル、ユーゴスラビア、ザンビア、ジンバブエで地雷除去活動を引き受けている。ウズベキスタンでは、限定的な除去活動がウズベキスタン軍によって行われたとの未確認報告があるが、タジク境界線ではウズベキスタン軍が地雷除去をする計画はない。スリランカでは、政府軍と反政府軍が国際NGOの訓練を受け、モザンビークに拠点を置いている米国の「即時対応地雷除去部隊」の援助を受けて地雷除去を実施した。

軍事活動の一部として地雷除去活動を行った国もある。戦略的な目的による軍の限定的な地雷除去活動が記録されたのは、チェチェン、コロンビア、インド、フィリピンである。

国際・国内のNGOは、次の24の国または地域で活動している：アフガニスタン、アルバニア、アンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、チャド、コスタリカ、クロアチア、コンゴ民主共和国、エリトリア、グアテマラ、ホンジュラス、ラオス、レバノン、マケドニア、モザンビーク、ニカラグア、スリランカ、スーダン、ベトナムそして、アブハジア、ナゴルノ・カラバフ、イラク北部（クルディスタン）、ソマリランドである。アルバニア、マケドニアでNGOによる新しい人道的地雷除去計画が開始された。

人道的地雷除去活動プログラムの進展を計る唯一の指標ではないが、主要な地雷被害国で2001年に除去された土地の総計は以下の通りである。

- アフガニスタンの国連地雷対策活動計画によると、地雷除去計画を実行する各団体は総計

で約 1560 万平方メートルの地雷地域と 8120 万平方メートルの戦場跡地を除去したと報告した。

- ボスニア・ヘルツェゴビナでは、約 550 万平方メートルの土地の地雷が除去された。
- カンボジアは、2485 万平方メートルの土地の地雷が除去されたと報告している。
- チャドでは、645,663 平方メートルの土地の地雷が除去された。
- クロアチアでは、2001 年に約 1360 万平方メートルの地域が除去された。
- コソボでは、合計 810 万平方メートルの土地の地雷が除去された。
- ルワンダでは、合計 9,712 平方メートルが除去された。
- タイ地雷対策活動センターは、2000 年 7 月から 2002 年 6 月までに 440 万平方メートルの地域を除去したと報告した。
- イエメンでは、地雷対策活動チームが 2001 年 5 月から 2002 年 2 月の間に合計 220 万平方メートルを除去した。チームは、1999 年から 2000 年の地雷影響調査の結果をもとに決定した優先順位の高い 14 地域のうちの 4 つに派遣された。

地雷除去計画や調査の指示書を出している自国の地雷除去団体があるにも関わらず、2001 年の調査地域や地雷の除去をした土地の正確な数を得ることは難しい。国内の地雷対策活動センターによって報告された地雷除去地域の合計は、他の地雷除去組織から報告された値と大きく違っていた例も数例あった。また別の場合では、国の団体が報告した統計が、同じ団体が出した他の数字と取り違えられていた。

アンゴラの国内地雷除去協会 (INAROOE) は、その年次報告『地雷による災害と調査報告 2001』で、2001 年に除去した地域の合計は、248 万平方メートル、306 万平方キロメートルまたは 650 万平方メートルのいずれかであるという 3 件の異なった数値を報告した。ランドマイン・モニターに報告された 2001 年に除去したアンゴラの土地の合計は、680 万平方メートルであった。

モザンビークでは、国の機関である地雷除去協会は、一方で 1241 万平方メートル、他方で 788 万平方メートルを 2001 年に除去したと報告した。いろいろな現場活動家からの報告により、ランドマイン・モニターが算出した合計の 888 万平方メートルとは大きな開きがある。

対人地雷全面禁止条約第 7 条の様式 F は、地雷被害国が地雷対策活動計画の実態を報告するために使用されている。地雷被害を受けている締約国のうち 8 カ国は、報告期間内に地雷対策活動計画や活動の実態についての、いかなる報告も行わなかった (デンマーク、エルサルバドル、グアテマラ、ケニア、フィリピン、ルワンダ、タジキスタン、ウガンダ)。

様式 G は、条約発効後に行われた地雷除去の情報の報告に使用されるが、31 カ国の地雷被害締約国の中で、以下の 11 カ国は第 7 条の報告に地雷除去の情報を含んでいなかった (コロンビア、エルサルバドル、グアテマラ、ケニア、モーリタニア、フィリピン、ルワンダ、タジキスタン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア)。

2001 年から 2002 年の上半期の間で、地雷除去活動や訓練で地雷除去作業者の犠牲者が出たのは、アブハジア、アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、カンボジア、コロンビア、クロアチア、エリトリア、エストニア、ギリシャ、ヨルダン、コソボ、クウェート、ラオス、レバノン、モザンビーク、ニカラグア、フィリピン、スリランカ、ベトナム、イエメンである。その他の数カ国からも未確認ではあるが、地雷除去による犠牲者の報告があった。

3.6 計画と調整

どのような国家レベルの地雷対策活動の計画や調整も、調査情報をもとにしていなければ、その場限りのものに止まってしまう。クロアチア、モザンビーク、イエメンの場合は調査情報や地雷データ、その他関連性のある社会経済情報があり、それによって国家の戦略的地雷対策活動計画を発展させている。地雷問題、優先事項、実行能力や必要性の概要をつかみ、国家戦略的地雷活動計画の整備につながっている。調査データを国家計画に統合するための努力が、カンボジア、チャド、タイにおいて続けられている。調査活動センター（SAC）は、国家機関が立てた戦略的計画を、将来の社会経済影響調査に統合する仕組みを作成している。

地雷埋設地域やそこでの対人地雷廃棄計画を報告するには、その規模や場所を確認するための調査や評価が必要なことは明らかである。地雷除去地の優先順位をつけ、計画をきちんと遂行するためにも、国内で国家当局がよりよい調整に励む必要があるだろう。

2001年から2002年初頭にかけて、40の国や地域が国家レベルの調査活動を行っているとの報告がある。2000年に比べ5カ国増加した。地雷や不発弾の影響を受けている国の中には、地雷対策活動センター（MAC）を設立した国もあるが、MACが実際に活動できるようになるまでには、まだ時間がかかる。例えば、エジプトやヨルダンのように軍がMACを支配している国もある。

合計27の国と地域が、地雷対策活動計画があると報告している。昨年報告されたのは20の国と地域であった。アンゴラ、コンゴ民主共和国、ギニアビサウなどの国々において、新計画が報告された。

UNDPは、2001年度に以下の地雷被害国で、国際的な地雷対策活動の調整や計画能力の支援や育成活動を行った。アルバニア、アンゴラ、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、チャド、クロアチア、エリトリア、エチオピア、ギニアビサウ、イラン、ラオス、レバノン、モザンビーク、ソマリア（ソマリランド）、スリランカ、タイ、イエメンである。

3.7 地雷除去技術の研究開発（R&D）

2002年1月と5月の常設委員会で、研究開発団体と現場活動家の間で緊密なつながりを築くことが必要だと合意した。ランドマイン・モニターでは、多くの国でさまざまな研究開発プロジェクトが行われていると確認してきたが、地雷対策活動家が現場で実際そのプロジェクトを利用したり、その成果を確認するのは難しいことも分かってきた。これらの研究開発プログラムは、支援国、例えばEUの報告書の中に記載されたり、プロジェクトがテストされている国の報告書に記載されている場合もある。

3.8 世界各地域の人的地雷除去の進展と注目点（地雷回避教育を除く）

アフリカ

- アンゴラにおいては、2002年4月に和平協定が締結された。支援国が対人地雷はもう敷設されないだろうという確信を取り戻していくにつれて、アンゴラへの地雷対策活動資金が回復するだろうという希望のもとに、2002年7月5日、アンゴラ政府は対人地雷全面禁止条約に批准した。2001年7月28日には、既存の政府所属の地雷対策センターを支援する支援国の不足に対応するために、地雷除去と人道支援に関する組織間交流委員会が新しく設立された。

アンゴラで地雷対策活動を行っているNGOによれば、2001年には670万平方メートル

の土地から地雷が除去された。

- チャドにおいては、645,663 平方メートルの土地から地雷が除去され、最近完了した地雷影響調査 (LIS) が国家の戦略的地雷対策活動計画の整備に繋がった。
- コンゴ民主共和国は、2002 年 5 月 2 日に対人地雷全面禁止条約に加盟した。地雷対策活動調整センターがキンシャサに設立され、さらにキサングニに地域事務所の設立が計画されている。
- ギニアビサウにおいては、人道的地雷除去の国家委員会が 2001 年 9 月 10 日に設立された。
- モザンビークにおいては、国家地雷除去協会が国家地雷対策活動の第 1 次 5 年計画 (2002 年～2006 年) を立てた。2001 年 9 月の LIS の最終結論では、791 の自治体で 1,374 の地雷埋設の疑いがある地域を確認したことを公表した。
- ルワンダにおいては、2001 年に除去された合計 9,712 平方メートルを含め、国内 35 以上の地雷埋設地域のうち、20 の地域で地雷が除去された。
- 包括的な LIS が 2002 年 5 月にソマリアで始まった。完了予定年は 2003 年 2 月である。

アメリカ

- チリは 2001 年 9 月 10 日に対人地雷全面禁止条約を批准し、国家地雷除去委員会が 2001 年 10 月 3 日に設立された。(註 61)
- コロンビアでは 31 のなかの 28 省の、1097 の自治体の、少なくとも 256 が地雷の影響を受けていると思われる。
コロンビアの地雷対策活動の全体の調整に責任がある第 1 官庁の CINAMA が、2001 年 10 月 8 日に設立された。(註 62)
- コスタリカの地雷除去プログラムは、2001 年 12 月以来、重大な財政危機に見舞われていて、活動が混乱したり、停止したりしている。
- 2002 年 7 月現在、ニカラグアは 78,374 個の地雷を含む 250 万平方メートル以上の土地を除去した。
- 2002 年 6 月に、ペルー陸軍はエクアドルとの国境のザルミラ運河沿い 18 キロの地雷除去を完了した。ペルーでは国軍が、地雷除去計画の草案を練っている。
- 米州機構 (OAS) は必要な基金の調達が困難であるにも関わらず、中央アメリカ、ホンジュラス、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグアにおいて、地雷除去支援プログラムの調整と管理を続けている。(註 63)

アジア太平洋

- アフガニスタンの国連地雷対策活動プログラムは、プログラムの執行機関 (政府機関や NGO) が約 1560 万平方メートルの地雷埋設地域を除去し、8120 万平方メートルの戦場地跡を除去したと報告した。
- ビルマ軍は“国の囲い込み“のための新しい計画の 1 部として、自軍の兵士にタイービルマ国境に沿った地雷埋設を命令している。
- カンボジア地雷影響調査 (LIS) は 2002 年 4 月に完了し、全体のほぼ半数の村が、地雷や不発弾により汚染されているか、汚染の疑いがあることが明らかにされた。
2001 年には、2180 万平方メートルの土地から合計で 29,358 個の対人地雷が除去された。
- パキスタンとインドの両国は、2001 年 12 月以来、軍事力増強の一環として、両国の国境

に沿って非常に多数の対人地雷を敷設してきた。これは明らかに、この数年来、全世界中で最も大規模な地雷埋設作業の1つである。

- 大韓民国は2001年に、非武装地帯南側の韓国内輸送ルートで、840個の地雷を85万平方メートルの土地から除去した。
- スリランカにおいては、2002年2月23日の停戦をきっかけに多くの地雷対策活動が開始されるであろう。
- タイ地雷対策活動センターによると、2002年6月現在、440万平方メートルの土地から地雷が除去された。
- ベトナムにおいてはNGOによる地雷除去活動が拡大を続け、初めてクアング・トリ県外まで及んでいる。

ヨーロッパ／中央アジア

- アブハジアにおいて、1998年から2002年2月までに、NGOのヘイロー・トラストは合計945,868平方メートルの土地から地雷を除去した。
- アルメニア国家地雷対策活動センターが2003年3月に公式に開設され、80人規模の2企業が人道的地雷除去の訓練をしている。
- アゼルバイジャンの11の地域で一般調査が行われ、5000万平方メートルの土地が地雷や不発弾により影響を受けていることが分かった。そして、わずか84の地雷原のみ確認され記録された。
- ボスニア・ヘルツェゴビナにおいては、2001年に地雷の影響を受けている550万平方メートルが除去され、7350万平方メートルが調査された。
- クロアチアにおいては、2001年に1360万平方メートルで地雷が除去された。
- キプロス政府は、過去2年間で11,000個以上の地雷を除去し、破壊したと報告した。また、島を分断している多数の地雷が埋設された緩衝地域を、必要とあれば片側からでも除去を開始する計画を公表した。
- ギリシャは、ギリシャ・ブルガリア国境の全地雷原の除去は、25,000個の対人・対戦車地雷の破壊を含めて、2001年に完了したと報告した。
- ハンガリーにおいては、第2次世界大戦と後のソビエト占領下の時代からの地雷を含めた、かなりの量の不発弾に関する多くの情報が報告されている。
- コソボにおいて、2001年12月、国連地雷対策活動調整センターは、既知の地雷原とクラスター爆弾の爆発現場の除去は全て完了したと宣言し、地雷対策活動に対する責任を国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）と地元団体へ引き渡した。コソボの地雷除去の総合計は、810万平方メートルであった。
- 旧ユーゴスラビア マケドニアのスコピエに、2001年9月、国連地雷対策サービス（UNMAS）は各機関の地雷対策活動への対処を調整し、地雷対策活動を即実行するための方策を練るために、地雷対策活動事務所を開設した。
- チェチェンでロシア軍は、対人地雷を使用し続けている。その一方で、同時に、ロシア軍は国際地雷対策活動プログラムに参加することが増えた。

中東／北アフリカ

- エジプトの地雷除去作業は、2001年5月から8月までの期間に、アメリカ合衆国から訓練を受けた。
- ヨルダンでは国家地雷除去プログラムが1993年に始まって以来、84,157個の地雷を含む

- 116の地雷原、800万平方メートルの土地が除去された。
- レバノンでは2001年に、レバノン軍が150万平方メートル以上の土地を除去し、NGOと外国軍も地雷除去を行った。
国連暫定レバノン軍（UNIFIL）は2002年に南レバノンで技術調査を完了し、MAG（マイン・アドバイザー・グループ）は2002年3月に地雷影響調査（LIS）を開始した。
 - イラク政府は地雷対策活動の中心的な人員へのビザ発給を遅らせたり拒否したりすることで、イラク北部（クルディスタン）での国連地雷除去プログラムを妨害し続けた。
1998年から2002年半ばまでに、国連地雷対策活動プログラムのもとで、970万平方メートル以上の土地から地雷が除去された。2001年には、MAGとNPA（ノルウェー・ピープルズ・エイド）が100万平方メートル以上の地雷の影響を受けた土地から地雷を除去した。
 - 西サハラでは、2000年5月以来人道的地雷対策活動は行われていない。
 - イエメンでは1999年から2000年に実施されたLISの結果をもとに、14の最優先地域のうち4地域に配置された地雷対策活動チームが、2001年5月から2002年2月までの間に、全体で220万平方メートルの土地から地雷を除去した。

3.9 地雷危険回避教育

地雷危険回避教育（MRE）は、現在では「コミュニティが、地雷や不発弾の危険性の認知（地雷回避教育）ばかりでなく、自分以外の人々、財産、環境に対する危険も減らすよう行動するよう奨励するための教育プロセス」を表現する言葉として、多くの地雷活動家に使用されている。その目的は、人々が安全に生活できるレベルまで、危険性を減らすこと；地雷汚染により課された制約から開放され、経済的、社会的そして保健衛生レベルが発展する状況を作り出すことである。（註64）現在では、地雷危険回避教育という言葉が、以前に使用されていた“地雷回避教育”の代わりに使用されている。

最新の地雷対策活動国際基準（IMAS）の地雷危険回避教育の草案によれば、MREは生命や日常生活へかかわる地雷や不発弾汚染の情報を共有するためにコミュニティを援助することにより、広義の地雷対策活動の機能を実現している。この連絡機能が、コミュニティのニーズと優先事項が地雷対策活動プログラムの最も中心に配置されるようになった。

地雷危険回避教育によって、個人やグループが汚染された地域の場所や範囲に関する情報を、地雷除去の専門家に知らせることが出来るようになるシステムが確立された。これは、技術調査やマーキング、危険地域の囲い込みなどの活動に大いに役立っている。即時対応チームの存在は、コミュニティと地雷除去能力を持つ人たちの接触を増やし、地雷や不発弾に触れる危険性を減少させるほか、危険物をコミュニティに住む人々が自分自身で除去したいという誘惑を減らす効果もある。（註65）このアプローチはもともと1990年代中頃に、あるNGOが開発したものだが、このアプローチは多くの地雷対策活動家に取り入れられ、最終的に国連基準や政策の1部になった。（註66）

2001年から2002年前半にかけて、2種類の動向がますます目立つようになってきた。MREの内容、質がいつそう標準化されたことと、他の人道主義地雷対策活動プログラムや活動とMREが統合されるようになってきたことである。さらに、この期間に、アフガニスタン、アンゴラ、エチオピア、クロアチア、ラオス、セネガル、スリランカ、スーダン、タイ、イエメン、コンゴ、ナゴルノ・カラバク、ソマリア等の地域において、より多くの地雷活動教育プログラムが評価を受けた。UNICEFは、今までの経験から学んだ教訓を生かすために、十数カ国でMRE活動を見なおすプロセスを開始した。（註67）

活動家は、特にアンゴラ、チャド、エチオピア、ソマリランドにおいて、MRE 活動のための資金を得ることが困難であると報告した。

新プログラムが 10 カ国（カンボジア、コロンビア、イラク、マケドニア、ニカラグア、パキスタン、ペルー、スリランカ、タジキスタン、ベトナム）で始められた。一方、エチオピア、ユーゴスラビア、コソボでは MRE プログラムが終了した。

地雷や不発弾の人的影響が危険なレベルに達しているアンゴラ、ビルマ、チャド、グルジア、インド、イラン、ネパール、ソマリア、パレスチナにおいて、MRE の必要性が報告された。また、地雷や不発弾の影響を受けているけれども MRE が行われていない国にはブルンジ、エジプト、ケニア、リベリア、シエラレオネ、トルコ、ウズベキスタン、西サハラなどがある。

4 地雷被災者と生存者への援助

4.1 2001 から 2002 年の新たな被災者

世界各地で新たな地雷被災者の報告があった。ランドマイン・モニターの調査によれば、2001 年から 2002 年の 6 月までの報告期間中、70 カ国で地雷と不発弾（UXO）による新たな被災者が生まれたことが明らかになった。しかし、これは『ランドマイン・モニター報告 2001』で報告された 73 カ国を下回った。

ランドマイン・モニターは地雷被害が甚大であるために監視を受けている 8 つの地域に関しても、地雷被災者の報告を受けた。2001 年に 69 カ国と 8 つの地域、2002 年初頭にはアルジェリアにて新たな地雷被災者が登録された。新たな被災者を明確にするため、公認のデータベース、政府記録、病院記録、メディアレポート、統計／アセスメントなどの情報とインタビューなどの手段が使われた。

2001 年度には少なくとも 7,987 人の地雷被災者が生まれたことがランドマイン・モニターにより明らかになった。報告を受けた被災者のうち、およそ 70% は民間人である。しかし重要なのは、この数値には支援や情報の届かない遠隔地で報告されないままに死亡、あるいは負傷した何千という罪のない民間人は含まれていないということである。ビルマ（ミャンマー）、スーダン、ベトナムなど被害の大きな地域では、確かな報告を得られない。特に、紛争が続く国々、遠隔地の地雷原、公共の保健サービスのチェック機能が限られている国々では、地雷被災者の包括的データを維持することは困難である。

地雷被災者の正確な数を把握するのは不可能であるが、新たな地雷被災者数はおおよそ 1 年に 15,000 から 20,000 人と思われる。しかし、昨年度のランドマイン・モニター報告と比べると今年の報告では 3 カ国で減少しており、注目すべきは新たに 8 カ国から地雷被災者の報告があった点（コンゴ共和国、チェコ共和国、グアテマラ、ハンガリー、オマーン、ポーランド、シリア、チュニジア）、そして前回地雷被災者があった 11 カ国からは今回の期間中報告がなかった点である（ベルギー、ボリビア、中国、ジブチ、インドネシア、イスラエル、ラトビア、リベリア、マラウイ、モンゴル、モロッコ）。

4.2 問題の規模

前項の表に示したとおり、2001 年から 2002 年の間に依然として地雷被災者は世界のあらゆる地域で生まれている。ヨーロッパと中央アジアで 20 カ国、サハラ以南のアフリカで 18 カ国、アジア／太平洋地域で 13 カ国、中東および北アフリカで 11 カ国、そしてアメリカ大陸で 8 カ国が挙げられる。ランドマイン・モニターによると、地雷の影響を受けているいくつかの国々では、紛争が大きな原因となっている一方、2001 年から 2002 年の間に新たに地雷被災者が生まれた 70 カ国のうち大半（46）の国々では、2001 年から 2002 年の間、武力紛争は起こっていない。10 年以上前に紛争が終結している場合が多いのである。

地雷の被害を受けていながら 2001 年から 2002 年の間に、新たな地雷被災者の報告が記録されていない国が 20 カ国ある。新たに地雷被災者が生まれたことはほぼ確実であるが、2001 年の新たな被災者と認める確実な証拠に欠けるのである。地雷の被害を受けている他の何カ国かは、明らかに地雷被災者の発生はないと述べており、スワジランドがその例である。タンザニアは地雷の被害を受けていないが、ブルンジやコンゴから国境を越えてやってくる地雷被災者に支援を行っているこ

とは注目すべきである。

地雷被災者報告リストに加わった8カ国は、紛争の勃発というよりは、新たに地雷被災者が生まれたためと考えられる。

地雷の被害を受けている国々の多くでは、地雷の事故と被災者に関する情報収集のためのデータベースが構築されている。その他の国々では、国際機関やNGOが問題の程度を調査するため、統計をとっている。被災者数の報告は大まか、かつ不完全であるが、『ランドマイン・モニター報告2002』の国別報告は下記の通りである。この報告はその他の事例がない限り、2001年度のものである。

地雷被災者のデータベースが設立されている国と地域では、明確な被災者の増加、または減少率のパターンはない。

- アフガニスタンでは、被災者1,368人を記録（ICRC）。2000年報告の1,114人から増加した（ICRC）。
- アルバニアでは、被災者9人を記録。2000年報告の35人から減少。
- アンゴラでは、被災者660人を記録。2000年報告840人から減少。
- ボスニア・ヘルツェゴビナでは、被災者87人を記録。2000年報告の100人から減少。
- カンボジアでは、813人の被災者を記録。2000年報告の847人から減少。
- クロアチアでは、34人の被災者を記録。2000年報告の22人から増加。
- エリトリアでは、154人の被災者を記録。2000年5月から6月までに49人の被災者を報告。
- コソボでは、22人の被災者を記録。2000年報告の95人から減少。
- ラオスでは、122人の被災者を記録。2000年報告の103人から増加。
- モザンビークでは、80人の被災者を記録。2000年報告の29人から増加。
- ナゴルノ・カラバフでは18人の被災者を記録。2000年報告の15人から増加。
- 北イラク（クルディスタン）では、1カ月で30人の被災者を記録。2000年報告の1カ月48人から減少。

その他の国々での地雷被災者の情報は、政府機関や国際専門機関、NGO、病院、メディア、また地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）によるデータベースによるものである。

- チェチェンでは、1,153人の被災者を記録し、毎月30から50人の民間人が地雷の爆発により負傷している。
- コロンビアでは、2001年10月に201人の被災者を報告。2000年報告の総被災者数83人より増加。
- コンゴ民主共和国では135人の被災者を報告。
- エチオピアでは、71人の被災者を報告。2000年報告の202人より減少。（データはチグレとアファー地域でのみ有効）
- グルジアでは、98人の被災者を報告。
- インドでは、332人の被災者を報告。
- レバノンでは、90人の被災者を報告。2000年報告の113人より減少。
- マケドニアでは、48人の被災者を報告。
- ナミビアでは、50人の被災者を報告。2000年報告の140人より減少。
- ネパールでは、424人の被災者を報告。2000年報告の182人より増加。
- パキスタンでは、92人の被災者を報告。2000年報告の62人より増加。（数値はパキスタンと

インド国境で発生したと思われるものは含まれない)

- パレスチナでは、20人の被災者を報告。2000年報告の11人より増加。
- ルワンダでは、23人の被災者を報告。2000年報告の20人より増加。
- セネガルでは、54人の被災者を報告。2000年報告の65人より減少。
- ソマリアでは、224人の被災者を報告。2000年報告の147人より増加。
- スリランカでは、300人以上の被災者を報告。
- スーダンでは、2001年の6月までに123人の被災者を報告。
- タジキスタンでは、29人の被災者を報告。
- トルコでは49人の被災者を報告。2000年報告の5人より増加。
- ウガンダでは、32人の被災者を報告。2000年報告の38人より減少。
- イエメンでは、21人の被災者を報告。2000年報告の12人より増加。

地雷の被害を受けている多くの国と地域で、2001年から2002年の間に被災率が上がっている。増加の原因は新たな紛争またはその拡大によるものや、難民や国内避難民（IDPs）の移動によるものと思われる。これらはアフガニスタン、コンゴ民主共和国、インド、パレスチナ、そしてスリランカの場合当てはまる。そのほかに増加の原因と思われるのは、主に情報収集の向上によるものであり、チェチェン、グルジア、パキスタン、そしてトルコがそれに当たる。コロンビアにおいては、両方の要因により、より多くの被災者が報告されている。

地雷被災者は2002年も依然報告されている。例えば、アフガニスタンでは、6月30日までに658人、カンボジアでは、4月30日までに343人、クロアチアでは、6月30日までに13人、パレスチナでは、5月15日までに45人の新たな被害者が出たとの報告があった。

今回の報告期間中に、他の地雷被害国の出身者や地雷のない国の出身者にも地雷被災者が出ており、軍事行動、地雷除去、平和維持やその他の活動で犠牲になっている。アルバニア、アルジェリア、オーストラリア、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カナダ、デンマーク、エチオピア、フランス、ガンビア、ドイツ、ホンジュラス、インド、イラク、イタリア、ヨルダン、モロッコ、モザンビーク、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スロバキア、南アフリカ、シリア、トルコ、英国、そしてアメリカ合衆国出身の人々が被災者となった。

2001年と2002年の上半期、アブハジア、アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、カンボジア、コロンビア、クロアチア、エリトリア、エストニア、ギリシャ、ヨルダン、コソボ、クウェート、ラオス、レバノン、モザンビーク、ニカラグア、フィリピン、スリランカ、ベトナム、そしてイエメンで、地雷の除去やトレーニング中の被害が発生している。また、地雷除去作業中の被災者の発生が報告されているが、情報が未確認の場合もある。

2001年、人道的地雷除去ジュネーブ国際センター（GICHD）は、「地雷除去活動犠牲者データベース」（DDIV）の改訂を発表。地雷除去事故データベース（DDAS）とし、さまざまなソフトウェアの改良点を合体させている。現在のDDASには合計466人の地雷除去犠牲者と、アフガニスタン、アンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、エリトリア、イラク、ラオス、コソボ、クウェート、モザンビーク、ジンバブエからのデータの詳細が盛り込まれている。

対人地雷全面禁止条約が施行されて以来進歩が見られる一方、地雷と不発弾による被災者が多くの国でなお報告され続けており、ほとんどのケースにおいて被災者は民間人である。『ランドマイン・モニター報告2002』に寄せられた情報をもとに明らかになったのは

- 新たな地雷被災者の大多数（2001年度の報告では被災者の70%）が民間人である。
- 地雷問題を抱えるのは地雷被害国だけではない。29カ国の国民（地雷のない13カ国を含む）が新たな地雷被災者として自国の国境外で死傷したと報告が追加されている。

4.3 地雷被災者のニーズと支援

地雷と不発弾の事故によるさまざまな損傷は、手足、腹部、胸部と脊柱に及び、盲目、聾、視力低下を招き、心理的トラウマは被災者のみならず死傷した被災者の家族も被る。

地雷被災者支援に携わる当事者は下記の要素を含む支援に合意している。

- プレ・ホスピタルケア（救急医療処置）
- ホスピタルケア（医学的治療、外科的手術、痛みの緩和）
- リハビリテーション（理学療法、義肢及び補装具、心理面のサポート）
- 社会的・経済的復帰（障害者組織への参加、技能・職業訓練、収入向上プロジェクト、スポーツ）
- 障害者のための政策とその実施（教育、社会啓発、障害者のための法律）
- 健康・社会福祉のための監査と調査能力（データ収集、処理、分析、報告）

4.4 生存者／被災者支援

被災者支援、および社会的・経済的復帰に関する対地雷全面禁止条約の常設委員会は、三層に定義される被災者支援に対し、包括的なアプローチを行った。つまり被災者というのは直接的被災者、その家族、地雷被害コミュニティ(共同社会)が含まれることを意味している。したがって、被災者支援は、被災者個人、家族、地域に対してためになる広域な活動として捉えられる。

しかし、『ランドマイน์・モニター報告 2002』では、生存者 (Survivor) 支援という言葉で、地雷の直接的な被災者に的を絞った活動を説明する報告において使用している。生存者という言葉を用いるのは、この三層の区別を強調する意図からである。

4.5 地雷被害国の地雷被災者支援能力

地雷生存者と障害者のニーズを満たすための国家からの支援能力がどれほどのものであるかという事は、この報告で着手された調査からでは半明されない。それにもかかわらず、ランドマイน์・モニター報告では、初版から、45 の条約締約国、37 の未加盟国、およびこのレポートで報告された8つの地域での生存者支援に関するさまざまな分野の情報を、かなり多く収集してきた。情報は、生存者を含め、すべての障害者を支援している国の公共衛生システムと国際機関、NGO を通して集められた。しかし、提供された情報は、地雷被害国の関係省庁というよりはむしろ、国際機関やNGO からのものが多い。多くの国では、公式データへのアクセスが困難である。ランドマイน์・モニターは、今後の報告で、この不均衡をどのように調整するか検討している。

利用可能な情報の量的分析によると、多くの国で被災者のニーズを満たす施設があるとの結果が出るが、『ランドマイน์・モニター2002 報告』で明らかになったことは、42 の地雷被害国と6つの地域では被災者支援のいくつかの分野において、不十分な状態であるということだ。さらに支援サービスがあるにもかかわらず、地雷被害地域から離れていたり、高額もしくは官僚的で、特定のグループに利用が制限されているため立ち入れず、ほとんどの被災者がサービスを受けられない状態であるということだ。

地雷被害国からのデータのほとんどが、地雷生存者や一般の障害者支援をしている施設のものである。このような施設では2001年に何人が支援を受け、そのうちの何人が地雷被災者であるかの報告を求められている。ランドマイน์・モニターは常にこのような情報を得られるわけではなく、中

には障害者がみな同じように支援を受けているので、負傷の原因を記録していない施設もある。データは完全なものではないが、少なくとも地雷被災者支援の焦点を知る術にはなる。さらに1人がいくつかの支援を受けた記録があるために、支援を受けた者の合計数を正確には知るのには難しい。

ホスピタルケア

1,620人の地雷被災者が病院記録で確認されている。アフリカで709人、アメリカ大陸で6人、アジア太平洋地域で456人、ヨーロッパと中央アジアで330人、中東と北アフリカで119人である。

リハビリテーション（患者の支援、または義肢の支給）

少なくとも21,617人の地雷生存者を含む104,173人が支援を受けた。アフリカでは26,887人が支援を受け、そのうち少なくとも5,433人は地雷生存者。アメリカ大陸では1,274人が支援を受け、そのうち少なくとも394人が地雷生存者である。アジア／太平洋地域では33,051人が支援を受け、そのうち少なくとも10,193人が地雷生存者である。ヨーロッパと中央アジアでは39,376人が支援を受け、そのうち少なくとも4,227人が地雷生存者である。中東と北アフリカでは3,585人が支援を受け、そのうち少なくとも1,370人が地雷生存者である。

心理社会的支援

少なくとも4,662人の地雷生存者を含む12,763人が支援を受けた。アフリカでは4,060人が支援を受け、そのうち少なくとも1,142人が地雷生存者である。アメリカ大陸では872人が支援を受け、そのうち少なくとも58人が地雷生存者である。アジア／太平洋地域では5,885人が支援を受け、そのうち少なくとも1,955人が地雷生存者である。ヨーロッパと中央アジアでは1,554人が支援を受け、そのうち少なくとも1,351人が地雷生存者である。中東と北アフリカでは392人が支援を受け、そのうち少なくとも156人が地雷生存者である。

職業訓練と経済面での再統合

少なくとも2,937人の地雷生存者を含む8,022人が支援を受けた。アフリカでは986人が支援を受け、そのうち少なくとも295人が地雷生存者である。アメリカ大陸では392人が支援を受け、そのうち少なくとも92人が地雷生存者である。アジア太平洋地域では6,469人が支援を受け、そのうち少なくとも2,467人が地雷生存者である。ヨーロッパと中央アジアでは116人が支援を受け、そのうち少なくとも24人が地雷生存者である。中東と北アフリカでは59人が支援を受け、全員地雷生存者であった。

能力開発

外科医、看護師、救急隊、義肢・装具士など、地域でヘルスケアを行う技術提供者の訓練を行った。2001年に少なくとも1,587人が訓練を受けた。アフリカでは434人、アメリカ大陸では5人、アジア・太平洋地域では970人、ヨーロッパと中央アジアでは118人、中東と北アフリカでは60人である。

情報収集

73カ国の地雷被害国における情報収集能力の分析で、12カ国しか適切な包括的システムがないことが明らかになった。28カ国では多少の収集能力がある。情報収集システムが適切であっても、すべての地雷被災者が報告されているわけではない。

地雷対策活動情報管理システム（IMSMA）は地雷被災者を記録する能力があるが、情報源の不

足でこの設備も使用できないことがある。少なくとも地雷影響調査が完成したチャド、モザンビーク、タイ、イエメンの4カ国では、地雷対策活動センターによる新たな地雷犠牲者情報の記録は見られなかった。コソボでは赤十字国際委員会（ICRC）が情報収集訓練を行い機能の引継ぎを行ったにもかかわらず、地雷対策活動センターの閉鎖以来、情報収集は行われていない。主として地雷被災者データの収集にあたるのは、地雷対策活動センター、ICRC、UNICEF、そしてNGOの各団体である。

2001年から2002年に収集された調査により、6つの注目すべき点があげられる。

- 新たな地雷犠牲者を報告する国々の多くは、地雷被災者への支援が彼らのニーズを満たすには不十分な状態が続いている。
- 大多数の地雷被災者は地雷が集中し、被害の甚大な遠隔地域にいるにもかかわらず、支援サービスを受けることが出来る施設のほとんどが、都市部に位置している。
- 物資のほとんどは、医薬と身体のリハビリテーションに向けられている。
- 地雷被災者の的確なデータがない限り、被災者支援プログラムと、限られた物資を最もニーズの大きいところに確保することが出来ない。
- 国際機関、国際・地域NGO、国連機関は、地雷被災者への支援において重要な役割を担っている。
- 多くの地雷被害国では、国の経済状態が地雷被災者への適切な支援の妨げとなっている。

4.6 地域別状況と主要調査結果

世界全般

- 2001年にICRCが支援する病院は、22カ国で紛争負傷者を治療し、約1,500人の地雷・不発弾被災者を援助した。
- 2001年にICRC義肢・装具センターは16,501個の義肢を生産し、そのうち9,779個は地雷による手足切断者に提供した。さらに16,637個の松葉杖と1,163個の車イスを製作した。地雷被害国で活動しているNGOや他の組織は、少なくとも14,573個の義肢、5,640個の松葉杖、2,253個の車イス、そして7,828個の他の装具を製作、あるいは支給した。
- 2001年報告の第7条に任意的に添付された報告書の様式Jは、地雷被害国8カ国と非被害国23カ国が提出し、2002年7月末までの被災者援助および他の地雷対策活動について報告している。様式Jを提出した地雷被害国はアルバニア、カンボジア、コロンビア、エクアドル、ホンジュラス、モザンビーク、ペルー、そしてタイである。非被害国はオーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、日本、リヒテンシュタイン、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウエー、ポルトガル、スロバキア、南アフリカ、スペイン、そしてスウェーデンである。さらにクロアチア、ニカラグア、そしてイエメンは第7条の様式Iの1部に被災者援助の情報を記載した。

アフリカ

- アンゴラでは、2001年7月地雷除去・人道支援全国分野間委員会の犠牲者支援小委員会が新しく設立された。
- チャドでは地雷影響調査（LIS）によると、217人におよぶ最近の生存者のうち、事故後、理

学的リハビリテーションあるいは職業訓練を受けたものは1人もいない。

- エリトリアでは、ICRC とエリトリア当局が障害者用の理学リハビリ計画設立に関する同意の覚書に署名した。
- モザンビークの全国地雷除去研究所 (IND) は、生存者および被災者支援の政策草案を作り、地雷被災者支援に関する IND の役割を定義しようとしている。
- ナミビアでは、2001 年 9 月 24 日首相府内の障害者顧問事務所が活動を開始した。
- ウガンダの北部地方において、2001 年 9 月、新たに総合的地雷回避教育および生存者支援計画が開始された。

アメリカ

- コロンビアでは、政府が地雷事故および死傷者に関するデータを収集する対人地雷監視所を開設した。
- エルサルバドルでは、大統領夫人を長とする全国家族会事務局が障害者機会均等法を実施している。
- ホンジュラスのサンペドロスラでは、新しい装具作業所が生産を始めた。
- メキシコでは 2002 年 1 月中に、被災者支援・社会経済生活復帰常設委員会が障害者の権利と尊厳を促進、保護する国際条約を考案するため、国連にて活動を率先して行うと発表した。
- ニカラグアでは、生存者支援が、公共保健組織や、家族省、青年研究所そして全国技術研究所を含む、他の国家機関の統合的一環として確実に実施されるための努力がなされている。

アジア-太平洋

- 世界保健機関 (WHO) によると、アフガニスタンでは、アフガン国民の 65 パーセントが保健施設を利用できない。330 地区のわずか 60 カ所に障害者用のリハビリ、あるいは生活復帰の施設があるが、そのような地域においてもニーズは部分的にしか満たされていない。
- ICRC の報告によると、2001 年にミャンマー (ビルマ) の地雷被害者は ICRC の義肢・装具プログラムのある 14 カ国のなかで、アフガニスタン、アンゴラに続き 3 番目に多くの者が義肢を受け取っている。
- インド地雷被害地域のジャム・カシミールでは、政府が国内のすべての保健施設で医療サービスを改善すると誓約した。
- ラオスでは、労働・社会福祉省が 5 年間の議論の末、ラオス障害者協会を組織することを公式に承認した。
- スリランカでは、NGO 「子供へ希望を」が遠隔地に援助を提供するため、移動義肢製作・装着車を導入した。
- タイでは、2001 年 11 月 6 日から 8 日まで犠牲者支援の東南アジア地域会議が行われ、ビルマ、カンボジア、ラオス、タイ、ベトナムの代表が出席した。
- ベトナムでは、地域参加型リハビリ計画が 40 地区から 45 地区に拡大した。

ヨーロッパ/中央アジア

- アルメニアでは、2002 年 1 月、エレバン義肢・装具企業が国からの資金不足のため援助提供を停止した。これは以前このセンターが、2000 年 10 月から 2001 年 2 月の間閉鎖された時に報告された状況の繰返しである。操業は 2002 年 8 月に再開される予定である。
- アゼルバイジャンでは、2002 年 ICRC が第 2 の大都市ガンジャに新しいリハビリセンターを開設し、ナキチバンにある現在の施設を改善することになっている。

- ボスニア・ヘルツェゴビナでは、手足切断者と義肢装着センター間の平均距離は 100 から 150 キロメートルである。
- (旧ソ連独立国家共同体) CIS 諸国では、2001 年 5 月 31 日、2001 年から 2005 年までの退役軍人、地域紛争参加者、テロ犠牲者のリハビリに関する国際複合体プログラムが、CIS 諸国の政府首脳協議会による決議によって承認された。
- クロアチアでは、ロビンジのマーチン・ホーバット病院の補装具・リハビリ科が、若い地雷被害者にリハビリおよび心理的支援を与えるため刷新された。
- チェチェンでは、多くの病院、診療所がしばしば水道や適切な暖房、あるいは汚水設備がないまま操業している。ICRC はチェチェン保健省およびロシア赤十字社のチェチェン支部と合意書に署名し、チェチェンの保健施設を支援している。2002 年 7 月の時までチェチェン内で操業しているリハビリセンターは無い。
- グルジアでは、特殊な医療リハビリや心理面での支援を多くの地雷被害者に未だに得られず、また提供されていないようである。
- コソボ内では、継続的なリハビリプログラムを設置するのではなく、リハビリや義肢を必要とする人々を他の国へ搬送するというプログラムがあることが懸念されている。
- スロベニアでは 2002 年 7 月 1 日、2 日に、「成功のための戦略とは」と題する研修会が、地雷除去および犠牲者支援の国際信託資金で開かれ、バルカン地方における生存者支援向上戦略を確認した。
- トルコでは、義肢とリハビリのための新しいセンターが地雷被害地域の近くにあるデクル大学に開設された。
- ウクライナでは、2001 年 11 月 13 日、大統領が退役軍人や戦争被災者を含む障害者を医学的・社会的に保護する新しい法令の承認をした。
- ユーゴスラビア連邦共和国において、ハンディキャップ・インターナショナルは、障害者のニーズに取り組む改善作業や新規政策の作成を支援するため、セルビア社会事業省との覚書に署名した。

中東／北アフリカ

- アルジェリアでは、アルジェ北部のベンアクノン義肢・装具センターに製作部を開設するために、ICRC が保健省との同意書に署名した。
- レバノンの国立地雷除去事務所は全国地雷犠牲者支援委員会を設立したが、それは生存者支援のため、すべての主要な関係者がメンバーとなっている。しかし 2000 年 5 月に承認された全国障害者法はまだ実施されていない。
- シリアでは、地雷被害地域に近いカーン・アーナバに理学療法センターが開設された。
- イエメンでは、障害者のための介護およびリハビリ基金を設立する大統領令第 2 号が実施された。

4.7 生存者のニーズへの対応

援助を必要とする地雷／不発弾被害の生存者数は毎年伸び続けている。しかし多くの地雷被害国では地雷生存者に対するニーズ対応は充分ではない、と認識されている。2001 年から 2002 年に新たに登録された被災者に加えて、ランドマイン・モニターでは、38 カ国がここ数年来地雷生存者の「後遺症を取り扱っている」と認識している。別の言葉で言えば、2001 年から 2002 年に新規の地雷死傷者が

無かった多くの国でも、それ以前の年の地雷生存者が援助を引き続き必要としている。したがって、世界の国々のおよそ3分の2にあたる121カ国が、地雷／不発弾問題、そして生存者問題によって、ある程度影響を受けている。

ボスニア・ヘルツェゴビナの「地雷生存者ネットワーク」による地雷／不発弾生存者897人の調査によると、わずか22パーセント、約200人が精神的、肉体的に健康で自立していることがわかった。生存者の残り78パーセントは引き続き治療や支援が必要であった。この調査と、世界における推定30万人に及ぶ地雷生存者数に基づくと、少なくとも234,000人は継続治療と支援が必要であると言える。

すべてのサービス援助と同じように、地雷生存者への援助は複雑で長期的な問題である。義肢は老化し、修理や代わりが必要となる。最初に事故にあってから数年経って、医療問題が持ち上がってくる。何年も義肢で上手に歩けた者が人生の後半で車イスが必要となるかもしれない。同じように社会復帰は容易に達成、あるいは維持できるものではない。職業訓練プログラムや、経済復帰を促進するような方法は、皆が失業しているような経済状態ではなかなか上手くいかない。実際にトラウマを経験後のストレス障害で悩む生存者は非常に少ないが、多くの人はなんらかの精神的問題を抱えていて、そのままにしておく、生存者自身やその身近な者に深刻な害を与えることもある。

障害が手足の切断であれ、視覚障害、聴覚障害であれ、あるいは何か別のものであれ、地雷生存者はさまざまな差別、建造物や通信手段の使用の上での障壁、社会隔離、教育機会からの除外、そして公的・私的な労働市場における差別待遇に直面する。このような状況を是正するため、2つの方法が同時に行われる必要がある。

第1に地雷生存者への援助は、国の全般的保健・社会事業制度の一環としてとらえられなければいけない。第2にそのような一般的制度の中で、地雷生存者や他の障害者は人生で——保健、社会福祉、自活できる収入、教育、地域社会への参加など——社会の他のあらゆる分野において、同等の機会が確実に得られるよう、慎重な配慮がなされなければならない。均衡を図ることが極めて重要である。地雷生存者は他の戦争犠牲者、あるいは障害者とは別のグループとして見られるべきではない。生存者支援プログラムの究極の目標は、生存者の完全な社会復帰、そしてより広い地域社会への再統合でなければならない。

多くの地雷被害国では、この目標は、国際社会からの財政支援がなくては達成できない。対人地雷全面禁止条約第6条第3項は、「地雷犠牲者の介護、リハビリ、社会的経済的復帰のために援助する立場にある各国は、そのような援助をしなければならない」と述べている。

4.8 会議間常設委員会

2001年9月以降、犠牲者支援および社会経済再統合常設委員会（SC-VA）はカナダとホンジュラスが共同議長国となり、日本とニカラグアから任務を引き継いだ。共同報告者はフランスとコロンビアであり、両国は2002年9月に共同議長国となる予定である。SC-VAは、締約国が地雷生存者の介護とリハビリについて、対人地雷全面禁止条約の義務遂行を支援する具体的方法を確認し、委員会任務を達成しようと前進している。

2001年10月カナダはオタワにおいて、常設委員会企画研修会を主催し、SC-VAによる今後の活動のための枠組みを設立し、検討すべき主要問題を特定する議論をした。研究集会にはカナダ、ホンジュラス、フランス、ニカラグア、日本の代表者が、ICBL 犠牲者支援作業グループの議長、国連地雷対策サービス（UNMAS）、ランドマイン・モニター、ICBL、そして他のNGOの代表者とともに出席した。

2002年の1月と5月、スイスのジュネーブで常設委員会の会合が2回開かれた。SC-VAは1

月、「地雷生存者の声を上げる運動」の第2段階に参加した仏語、英語を話すアフリカ諸国の参加者8名を迎えた。会議の主なテーマは、条約履行の進捗測定、医療介護、心理的・社会的リハビリ、そして理学リハビリにおける問題点と進歩、そして人権と障害者である。この会議の主な成果の1つは、UNMASの協力を受け、常設委員会で新しい機会を確認するために相談過程を導入したことである。

5月の会議において、SC-VAの主なテーマは：実施の概観と状況、実行計画に関する最新情報と進歩—義肢と装具、社会心理リハビリ、障害者の経済的復帰、そして人権と障害者である。「声を上げる運動」の第2段階で、今回はより多くの、ポルトガル語、英語を話すアフリカからの参加者が、生存者支援のための優先事項について発言する機会を持った。UNMASは相談過程の予備的調査結果を提出し、そこで将来SC-VA会議で焦点とすべき分野は4つあることで合意した。すなわち、被害国政府による被災者支援のための全国レベルでの計画と調整、緊急医療介護、義肢と装具、そして経済的復帰である。

5 地雷対策活動への資金援助

地雷対策活動に対し、どのような資金援助が行われているか。その追跡調査に関しては、透明性や報告の仕組みがかなり改善されたにもかかわらず、今なお困難である。どんな援助国（ドナー）が、どの程度詳細に、どのような期間で報告するかについてはさまざまな形態があるからである。とはいえ、ランドマイン・モニターの調査結果によって、世界的規模の資金調達の実態に関する有益な情報を得ることは可能である。

ランドマイン・モニターは、過去 10 年間に於いて地雷対策活動に約 14 億米ドルが使われたことを確認している。2001 年には、2 億 3700 万ドルが 24 の国により地雷対策活動に割り当てられた。

（註 97）これは、前年に比べると約 400 万ドルの減少である。地雷対策活動の資金データを収集する過程においては、不確定な部分や変則的な面もあるので、この減少は統計的に正確なものではない。米ドルに対する不安定な為替レートに影響された部分もある。しかしながら、世界規模の地雷対策活動への資金が大幅な増額を示さなかったのは、1992 年以来初めてで、これは非常に憂慮すべき事態である。

前回の年次報告とは異なり、今回のランドマイン・モニターは 2001 年とそれ以前の欧州共同体（EC）からの地雷対策活動への資金も掲載している。なぜなら、これは二重会計の問題を避けるために適切な情報だからである。〔欧州連合（EU）の加盟国は、EU に対する援助金を国内における地雷対策活動費の一部として報告している〕

これまでと同様に、ランドマイン・モニターには研究開発のための援助金は含まれていない。地雷除去の技術及び機器の研究開発費の総額は別途にリストアップしている。ほとんどの援助国が地雷対策活動の研究開発に資金を提供しているのだが、2001 年に関して正確な研究開発費への資金供与の額を報告したのは、ほんの少数の援助国のみ（特に、ベルギー、カナダ、EC、オランダ、英国、米国など）であり、その総額は約 2100 万ドル強である。1992 年から 2000 年までの間で、地雷対策活動に費やした研究開発費は少なくとも 1 億 7800 万ドルであり、2000 年だけでも最低 3800 万ドルが使われている。

被災者支援プログラムに関する援助金は、可能な限り含まれているが、主な援助国からの拠出の中でも、地雷被災者支援だけを地雷以外のプログラムからは切り離せない場合もある。また、いくつかのケースでは、援助国は現金ではなく現物供与による寄付については報告していない場合がある。このようなわけで、ここに挙げられている数字は、実際の世界的規模の地雷対策費よりもある程度少ないものとなっている。

地雷対策活動への資金供与は実質的に 3 つの大きな国：米国（1320 万ドル減少）、英国（610 万ドル減少）、日本（490 万ドル減少）に依存している。最も著しく増加したのは EC（欧州委員会：1100 万ドル増加）であり、次に、カナダ（360 万ドル増加）イタリア（300 万ドル増加）と続く。2000 年と 2001 年では、EC による拠出金の合計額はほぼ同程度である。しかし、2000 年に研究開発費として 1470 万ドルが拠出されたのに対し、2001 年にはわずか 235 万ドルが拠出されただけである。

20 カ国の主な援助国のうち、拠出額が増えているのは 9 カ国である。これは、個々の国の通貨において計算した場合で、米ドルによるものではないが、実質的に相当額の増加があった。拠出額が減っているのは 11 カ国で、これもそれぞれの国の通貨において計算したものである。前述の 3 カ国を除いては、極めて少額の減少にとどまっている。

年ごとの地雷対策活動援助額

2001年	2億3700万ドル
2000年	2億4100万ドル
1999年	2億2000万ドル
1998年	1億8000万ドル(約900万ドルを加算)
1997年	1億500万ドル(約3500万ドルを加算)
1996年	9900万ドル(約3400万ドルを加算)
1992-1995年	2億1800万ドル(約4100億ドルを加算)

5.1 主な地雷対策活動の援助国

特に記載のない限り、数字はすべて米ドルによる。(註98)被災者支援に対する援助金は含まれるが、地雷対策活動への研究開発費は別途に計上してあるため、ここには含まれない。また、EUへの分担金も含まれてはいない。

米国 — 3億7550万ドル

2001年	6920万ドル
2000年	8240万ドル
1999年	6310万ドル
1998年	4490万ドル
1997年	3080万ドル
1996年	2980万ドル
1995年	2920万ドル
1994年	1590万ドル
1993年	1020万ドル

数字には被災者支援金は含まれていないが、戦争被災者対策のための援助金は、2000年度に総額1000万ドルが別途拠出されている。研究開発への支援金は2001年度に1260万ドルが別途拠出された。1995年度から2000年度までの援助金は8180万ドルである。

欧州共同体 — 2億330万ドル(註:99)

2001年	2530万ドル	(2810万ユーロ)
2000年	1430万ドル	(1590万ユーロ)
1999年	1550万ドル	(1730万ユーロ)
1998年	2140万ドル	(2380万ユーロ)

1992年～1997年 1億2680万ドル(1億4120万ユーロ)

数字には個々のEU加盟国による別途の地雷対策活動援助金は含まれていない。また、地雷対策のための研究開発支援金、総額4320万ドル(4810万ユーロ)も含まれてはいない。年ごとの内訳は、2001年262,000ユーロ、2000年1640万ユーロ、1999年1380万ユーロ、1998年760万ユーロ、1992年～1997年1010万ユーロである。

ノルウェー — 1億2720万ドル

2001年	1970万ドル(1億7690万クローネ)
-------	----------------------

2000年	1920万ドル(1億7860万クローネ)
1999年	2170万ドル(1億8500万クローネ)
1998年	2080万ドル
1997年	1670万ドル(1億2500万クローネ)
1996年	1350万ドル(1億100万クローネ)
1995年	1160万ドル(8700万クローネ)
1996年	400万ドル(3000万クローネ)

ノルウェーは多くの地雷対策活動への研究開発プログラムに資金援助をしているが、総額は不明である。

英国 — 9410万ドル

2001—2002年	1540万ドル(1070万ポンド)
2000—2001年	2150万ドル(1500万ポンド)
1999—2000年	1950万ドル(1360万ポンド)
1998—1999年	650万ドル(457万ポンド)
1997—1998年	660万ドル(460万ポンド)
1996年	630万ドル
1995年	690万ドル
1994年	630万ドル
1993年	510万ドル

数字には被災者支援のための援助金は含まれていない。2001年～2002年における研究開発への支援金は、総額187万ドルで別途拠出されている。1997年～98年から2000年～2001年に343万ドルが拠出されている。

スウェーデン — 8000万ドル

2001年	850万ドル (9160万クローナ)
2000年	790万ドル (7670万クローナ)
1999年	1150万ドル (9450万クローナ)
1998年	1660万ドル (1億2950万クローナ)
1997年	1190万ドル
1996年	1040万ドル
1995年	510万ドル
1994年	260万ドル
1990—1993年	550万ドル

数字には被災者支援のための援助金は含まれていない。スウェーデンは研究開発の支援金としてかなりの援助金を別途に拠出しており、1994年から1999年までで総額2400万ドル以上である。2000年、及び2001年については不明である。

日本 — 7080万ドル

2001年	700万ドル(7億4100万円)
2000年	1190万ドル(12億4600万円)
1999年	1320万ドル(16億円)
1998年	870万ドル(10億円)

1998年までに、日本は約3000万ドルを地雷対策活動に資金援助している。2000年12月、日本は地雷除去のための技術研究開発に5億円を提供すると発表した。

カナダ — 6740万ドル

2001年	1550万ドル(2400万カナダドル)
2000年	1190万ドル(1770万カナダドル)
1999年	1520万ドル(2350万カナダドル)
1998年	950万ドル
1997年	300万ドル(460万カナダドル)
1996年	400万ドル(600万カナダドル)
1995年	150万ドル(220万カナダドル)
1994年	290万ドル(440万カナダドル)
1993年	220万ドル(340万カナダドル)
1992年	170万ドル(250万カナダドル)

研究開発支援金として2001年に240万ドル(370万カナダドル)、2000年に270万ドル、1999年170万ドル、1998年に、100万ドルが別途拠出されている。

オランダ — 6720万ドル

2001年	1390万ドル (3200万ギルダール 1550万ユーロ)
2000年	1420万ドル(3540万ギルダール)
1999年	890万ドル(2300万ギルダール)
1998年	930万ドル
1997年	1020万ドル
1996年	1070万ドル

数字には被災者支援のための援助金も1部含まれているが、すべてではない。1996年以前についての数字は不明である。オランダは、1997年から2001年までの新しい地雷除去技術のためのHOM2000研究プロジェクトに1280万ギルダール(500万ドル)を拠出した。プロジェクト予算のうち残った740万ギルダール(290万米ドル)を、2001年及び2002年の他の地雷除去研究開発プロジェクトに拠出する予定である。

ドイツ — 6270万ドル

2001年	1230万ドル (2680万マルク 1370万ユーロ)
2000年	1450万ドル(2750万マルク)
1999年	1140万ドル(2170万マルク)
1998年	1010万ドル
1997年	490万ドル
1996年	790万ドル
1995年	80万ドル
1994年	50万ドル
1993年	30万ドル

ドイツは研究開発に対してかなりの支援金を別途拠出している。1993年から1999年までの支援金

は総額 600 万ドル以上である。2000 年及び 2001 年に関しては不明である。

デンマーク — 6230 万ドル

2001 年	1440 万ドル(1 億 1940 万クローナ)
2000 年	1340 万ドル(1 億 670 万クローナ)
1999 年	700 万ドル(5490 万クローナ)
1998 年	620 万ドル(4430 万クローナ)
1997 年	540 万ドル(3860 万クローナ)
1996 年	800 万ドル(5700 万クローナ)
1995 年	230 万ドル
1994 年	200 万ドル
1993 年	170 万ドル
1992 年	190 万ドル

1992 年から 1995 年までに関する数字は、2 国間援助を含まない。デンマークは北欧地雷除去リサーチフォーラム (2001 年に 15 万デンマーククローナ) をはじめ、多くの研究開発プログラムに資金を拠出している。しかし、総額は不明である。

オーストラリア — 4300 万ドル

2001-2002 年	640 万ドル(1200 万豪ドル)
2000-2001 年	670 万ドル(1260 万豪ドル)
1999-2000 年	800 万ドル(1240 万豪ドル)
1998-1999 年	7000 万ドル(1110 万豪ドル)
1997-1998 年	590 万ドル(990 万豪ドル)
1996-1997 年	450 万ドル(750 万豪ドル)
1995-1996 年	450 万ドル(750 万豪ドル)

オーストラリアは多くの地雷対策活動への研究開発プロジェクトに援助金を拠出している。しかし総額は不明である。

スイス — 3960 万ドル

2001 年	840 万ドル
2000 年	850 万ドル
1999 年	580 万ドル
1998 年	不明
1997 年	400 万ドル
1996 年	260 万ドル
1995 年	410 万ドル
1994 年	350 万ドル
1993 年	270 万ドル

地雷被災者支援のための援助金は、ここには含まれていない。被災者への支援金は、戦争被災者支援、紛争後の再建及び長期開発支援のための援助金に統合されているためである。総額は、人道的地雷除去活動のためのジュネーブ国際センター(GICHD)に 2001 年に 330 万ドル、2000 年に 230 万ドルが拠出されたのを含む。これらの援助金の 1 部は研究開発費として計上されている。

イタリア — 3600 万ドル

2001年 500万ドル(112億リラ 560万ユーロ)
2000年 200万ドル(43億リラ)
1999年 650万ドル(1390億リラ)
1998年 1200万ドル(2000億リラ)

イタリアは、1995年から1997年までの間に180億リラ(1050万ドル)を拠出している。さらに多くの地雷対策活動の研究開発プロジェクトにも援助している。

フィンランド — 2790万ドル

2001年 450万ドル
(3000万マルカ 500万ユーロ)
2000年 400万ドル(2690万マルカ)
1999年 500万ドル(2870万マルカ)
1998年 660万ドル
1997年 450万ドル
1996年 130万ドル
1995年 70万ドル
1991-1994年 130万ドル

フランス — 1680万ドル

2001年 270万ドル(300万ユーロ)
2000年 120万ドル
1999年 90万ドル
1995-1998年 130万ドル

フランスはかなりの援助金を研究開発支援に別途拠出している。2001年には“逆機雷”研究開発に、1491万4000ユーロ(1339万3000ドル)を拠出している。しかし、人道的地雷対策に対する研究開発費は不明である。

ベルギー — 1180万ドル

2001年 190万ドル(220万ユーロ)
2000年 250万ドル
(1億,100万ベルギーフラン)
1998年 230万ドル
(9300万ベルギーフラン)

1994-1998年 510万ドル

研究開発支援金の総額は、2001年に140万ドル(150万ユーロ)、2000年には130万ドル、1999年には400万ドルが別途拠出されている。

オーストリア — 790万ドル

2000年 89万ドル
(1370万オーストリアシリング)
2001年 190万ドル
(3000万オーストリアシリング)
1999年 95万ドル
(1500万オーストリアシリング)

1994— 1998年 420万ドル

アイルランド — 780万ドル

2000年 200万ドル

(180万アイルランドポンド、220万ユーロ)

2001年 140万ドル(130万アイルランドポンド)

1999年 180万ドル(160万アイルランドポンド)

1994年～98年 260万ドル

ニュージーランド — 660万ドル

2001年 95万ドル(230万NZドル)

2000年 70万ドル(180万NZドル)

1999年 90万ドル(180万NZドル)

1992—1998年 400万ドル(690万NZドル)

スペイン — 420万ドル

2001年 70万ドル(74万1357ユーロ)

2000年 90万ドル(1億8500万ペセタ)

1999年 70万ドル(1億7800万ペセタ)

1998年 80万ドル(1億5200万ペセタ)

1997年 90万ドル(1億7500万ペセタ)

1996年 10万ドル

1995年 10万ドル

その他の国の地雷対策活動への援助金は以下のとおりである。

● **サウジアラビア**

2001年、サウジアラビアは、イエメンの国内地雷除去プログラムに対して、向こう3年間に300万ドルを拠出する予定であると発表した。(2001年にいくら支払われたかは不明である)

● **スロベニア**

1998年から2001年までの拠出額は220万ドルである。そのうち、2001年には418,373ドルが拠出された。

● **ルクセンブルグ**

1998年から2001年までの拠出額は210万ドルである。そのうち、2001年には718,896ドルが拠出された。

● **アイスランド**

1997年から2000年までの拠出額は100万ドルであるが、2001年はゼロである。

● **韓国**

1998年から2001年までの拠出額は91万ドルである。そのうち、2001年には15万ドルが拠出された。

● **アラブ首長国連邦 (UAE)**

2001年3月、UAEは、特に南レバノンの再開発、及び地雷対策活動を支援するために5000万ドルまで援助すると発表した。2001年10月、UAEとレバノンの間で合意の覚書に署名がなされたが、2001年に地雷対策活動に援助金が支払われたかどうかは不明である。

5.2 国家と被災者支援

対人地雷全面禁止条約第6条の第3項には、以下のような記述がある。「締約国は、地雷による犠牲者の治療、リハビリテーション、並びに社会的経済的復帰のための援助を提供する」。多くの地雷被害国では、地雷生存者の必要に応じた支援を充分行うことができない。そのため、地雷生存者の治療やリハビリ支援のために、外部からの援助が必要とされている。

被災者支援援助国 2001年 (単位: USドル)

オーストラリア	473,078
オーストリア	382,238
ベルギー	450,112
カナダ	4,812,009
デンマーク	306,223
フィンランド	643,721
フランス	95,829
ドイツ	964,959
アイルランド	454,674
イタリア	1,145,537
日本	668,000
ルクセンブルグ	356,788
オランダ	1,472,091
ニュージーランド	109,200
ノルウェー	4,538,385
ポルトガル	56,080
スロベニア	165,807
南アフリカ	20,000
米国	10,969,340
合計	28,084,071

被災者支援のための資金供与に関して、正確で完全、かつ比較できる数字を把握することは困難である。というのは、被災者支援のために特定の財源を設けていない政府もあり、被災者支援はむしろ人道的地雷対策活動全体の一環として捉えられているからである。

スウェーデンや英国のような国では、対人地雷の被災者支援は2国間開発プログラムやその他の寄付を通して遂行されているという観点から、地雷被災者支援のための資金を特に設けていない。さらに被災者支援プログラムの大部分はNGOによって実施されており、それらのNGOは政府、民間ドナー、慈善団体などのさまざまな活動資金提供源から資金を得ている。故に、ここで示される数値が被災者プログラムのための世界の資金の全体像を完全に表しているとは言い難い。

米国からの援助金はもっとも多額で、それはすべてリーイ戦争被害者基金 (Leahy War Victims Fund) を通して提供されていることを特記しておく (2001 年、1000 万ドル)。この基金は、すべての戦争被災者のためのプログラムを支援するものである。このうち対人地雷生存者支援のための資金供与の割合がどの程度かは不明である。

2001 年、赤十字国際委員会は地雷対策活動に向けて特別アピールを発表し、35 の地雷被災国に対し、1910 万スイスフラン (1140 万ドル) を供与した。この援助は、救急治療、継続的医療治療、身体的リハビリテーションなどを含む被災者支援活動に対するものである。(註 100) 2001 年、この特別アピールに対し、11 カ国の援助国から 860 万スイスフランの献金がなされた。2001 年、それ以外のドナーとして、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、中国 (香港)、日本、ニュージーランド、ノルウェー、スペインの各赤十字国内委員会、国際ロータリー、UEFA (ヨーロッパサッカー連盟)、ソロブチミスト・インターナショナル、チューリッヒ郡などがある。

赤十字国際委員会障害者特別基金は、2001 年、障害をもつ人々のための身体的リハビリテーション (対人地雷生存者も含む) に 280 万スイスフラン (170 万ドル) を支援するために資金が供与されている。ノルウェー、米国、オランダは 260 万スイスフラン (150 万ドル) を拠出した。ノルウェー赤十字社やその他の団体も拠出している。(註 102)

2001 年、地雷除去と被災者支援のためのスロベニア・インターナショナル信託基金 (ITF) は、被災者支援プログラムのために 1,325,000 ドルを拠出した。これは、ITF の 2001 年における総支出の 5% に相当するが、ITF の目標とする 15% には達していない。以下の 7 カ国が ITF を通じて地雷被災者支援プログラムに拠出した。: オーストリア、カナダ、クロアチア、デンマーク、ルクセンブルグ、スロベニア、米国。民間ドナーとして、ベトナム退役軍人アメリカ財団も献金している。

地雷被災者への援助は、欧州連合の地雷対策活動政策に含まれているが、2001 年の地雷対策活動予算においては、関連プログラムに何の資金も準備されていない。しかし、他の予算系統からは資金が拠出されており、欧州委員会人道事務所 (ECHO) では、地雷被害国のすべての障害者を援助するプログラムがある。

5.3 主な地雷対策援助受け入れ国

主な地雷対策活動受け入れ国に対する、正確で完全、かつ比較できる数字を算出することは、援助国のそれを求めるより困難である。2001 年は、UNMAS 地雷活動調査 (MAI) データベースからほんの部分的な援助情報が入手できたのみであり、多くの主な援助国は 2001 年にデータ記録を入力していない。

ランドマイน์・モニターが入手した情報によると、最大の地雷対策活動費の受け入れ国は 1990 年代の初めから順に、アフガニスタン (1 億 9300 万ドル)、モザンビーク (1 億 6000 万ドル)、カンボジア (1 億 4600 万ドル)、ボスニア・ヘルツェゴビナ (1 億 300 万ドル)、コソボ (旧ユーゴスラビア) (8500 万ドル)、北イラク (8000 万ドル)、アンゴラ (7100 万ドル)、ラオス (4200 万ドル) である。近年においてはレバノン、エリトリア、ベトナムが主な受け入れ国として浮上している。

2001 年の上位受け入れ国は、北イラク (3000 万ドル)、カンボジア (2100 万ドル)、ボスニア・ヘルツェゴビナ (1660 万ドル)、モザンビーク (1510 万ドル)、アンゴラ (1500 万ドル)、アフガニスタン (1410 万ドル)、レバノン (1260 万ドル)、コソボ (840 万ドル)、エリトリア (840 万ドル)、ラオス (750 万ドル) である。

2001 年、アフガニスタン、アンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コスタリカ、ラオスなどで、

多くの地雷対策活動プログラム及びプロジェクトが資金面で危機的ともいえる深刻な問題に直面した。

アフガニスタン

アフガニスタンにおいては2001年9月11日まで地雷対策活動プログラムに対する資金が不足してしまい、2000年の時と同様に地雷対策活動の実施を再び脅かした。地雷対策活動は2001年9月11日以後まで延期された。地雷対策活動のインフラは、その後の軍事紛争の間に甚大な被害を受けた。というのも、いくつかの武装グループが事務所を襲い、車両や設備を奪い、現地職員に暴行を加えたからである。4人の地雷除去作業員と2匹の地雷探知犬が米軍空爆の誤爆により殺された。

アフガニスタンの国連地雷対策プログラム（MAPA）に対する援助金は、1991年から2001年8月の間で総額19億3500万ドルである。2001年の総額は1410万ドルであるが、これは1992年以降最低の額である。2000年の地雷対策活動援助金は2280万ドルである。2001年の援助国は9カ国であるが、2000年は12カ国であった。MAPAへの援助金には地雷除去、地雷回避教育への援助金は含まれるが、犠牲者支援は含まれない。

アフガン紛争は結果として、アフガニスタンに対する援助国の関心を大きく高めた。2001年10月以降、約6400万ドルがアフガニスタンに対する地雷対策活動への援助金として拠出される予定である。

モザンビーク

モザンビークへの地雷対策活動援助金は、1993年から2001年までに、総額約1億6000万ドルであると推定されている。ランドマイン・モニターへの報告によると、2001年のモザンビークへの地雷対策活動援助国は13カ国で、援助金の総額は約1510万ドルである。別途に、ランドマイン・モニターに報告されていない援助金もあるであろう。ランドマイン・モニターは、2000年の対モザンビーク地雷対策活動援助金は約1700万ドルと確認している。

カンボジア

カンボジアにおける地雷対策活動の援助金の総額は、1994年から2000年までで1億4600万ドルを超えると推定されている。2001年17カ国の援助国がカンボジアでの地雷対策活動に対し、総額2100万ドル以上を援助したと報告している。2000年と2001年で、多くの援助国がかつての危機的状況後の信頼回復を証明するために、カンボジア地雷対策活動センターに援助を再開している。2000年の地雷対策活動援助は総額約2500万ドルである。

ボスニア・ヘルツェゴビナ

ボスニア・ヘルツェゴビナに対する地雷対策活動援助金は、1995年から2001年までの間で総額約1億300万ドルである。2001年の援助金は1660万ドルであり、2000年は1620万ドル、1999年は2300万ドルであった。2000年と同様に、2001年も厳しい資金不足が生じた。特に地雷対策活動センターに対する援助国からの不信任が依然としてくすぶっていることが原因の一つである。

コソボ

プラクシスグループが国連地雷対策活動サービス（UNMAS）のために実施した独自の調査によると、コソボに対する地雷対策活動援助金は、活動が始まった1999年半ばから、国連が地雷除去の完了を宣言した2001年の終わりまでで総額約8500万ドルである。ランドマイン・モニターは2001年における地雷対策活動援助金を840万ドルと記録している。

アンゴラ

アンゴラにおける地雷対策活動の援助金に関する適切な情報を入手することは特に困難である。アンゴラに対する地雷対策活動援助は、1993年から2001年までの間で約7100万ドルであると推定される。2001年の主な地雷対策活動NGOに対する年間予算は、総額1350万ドル以上であった。

さらに、UNICEFは地雷の危険回避教育プログラムに150万ドルを供与しており、国際赤十字連盟も危険回避教育プログラム及び被害者支援プログラムに相当額を供与している。援助国や地雷対策活動団体からランドマイン・モニターに寄せられた情報によると、2000年の援助額は総額約1300万ドルに達する。

北イラク

北イラクにおける地雷対策活動援助金は、1993年から2001年までで総額約8000万ドルであると推定される。イラクの地雷対策活動プログラムは、国連の管轄のもと、1997年に開始された「国連の石油と食糧の交換計画」を通してすべて資金援助が行われた。地雷対策活動計画(MAP)に対し、2001年には2800万ドル余り、2000年には約2000万ドルを供与した。主な地雷対策活動NGOはMAG(マイン・アドバイザー・グループ)とNPA(ノルウェー・ピープルズ・エイド)の2つで、国連プログラムから援助金を得ており、2001年では総額約240万ドルを受領している。

ラオス

ラオスに対する地雷対策活動援助金は、1994年から2001年までで総額4200万ドルと推定される。UXO LAO(不発弾処理隊)によると、2001年のラオスに対する地雷対策活動援助金は総額約750万ドルである。ランドマイン・モニターの国別報告では、2000年の援助金を860万ドルと確認している。

中央アメリカ(コスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア)

米州機構(OAS)の中央アメリカ地雷除去のための支援プログラム(PADCA)に対する援助は、1992年から2001年までで2730万ドルである。PADCAはコスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアにおける地雷と不発弾の除去を行うプログラムである。2001年、OASの地域プログラムは470万ドルを受領したが、これは2000年の受領額490万ドルより減少している。

レバノン

2000年5月にイスラエルが南レバノンから撤退して以来、地雷対策への援助や活動が飛躍的に増加した。2000年には600万ドル近くが供与されたが、ランドマイン・モニターの推計によると、2001年のレバノンにおける地雷対策活動プロジェクトには、約1260万ドルが配分されている。これには、米国(460万ドル)を含む、少なくとも13カ国が援助金を供与している。アラブ首長国連邦(UAE)は2001年3月に、地雷対策活動を含む南レバノンの再開を支援するために5000万ドルまで援助すると発表した。2001年10月、UAEとレバノンの間で合意の覚書に署名がなされたが、2001年に地雷対策活動に援助金が支払われたかどうかは不明である。

ベトナム

援助国からの報告によると、近年、ベトナムに対して地雷対策活動への援助金として2500万ドル以上が供与されたということである。これには、2002年3月に日本政府から国防省へ供与され

た 1120 万ドルも含まれている。これは、ホーチミン高速道路などのインフラ開発プロジェクト用に使われる地雷除去機械のための援助である。2001 年には約 570 万ドルが供与され、そのうち 350 万ドルは米国からである。

クロアチア

クロアチアにおける地雷除去作業費は、1997 年から 2001 年までに 1 億 300 万ドルかかっている。クロアチアは地雷除去活動の費用のほとんどを国内の財源でまかなっているが、国際的な援助もいくらか受け取っている。クロアチア地雷対策センター（CROMAC）の報告によると、クロアチアでは 2001 年に 2640 万ドルを地雷除去活動に費やしており、そのうち、2060 万ドルはクロアチアの国内予算からであり、580 万ドルが他の援助国からの援助金であるという。

国連の地雷対策活動調査データベースには、2001 年にクロアチアに対して 9 カ国の援助国から 720 万ドルの資金が寄せられていることが記載されている。2000 年の地雷対策活動費は総額 2250 万ドルである。

6 地域別概要

6.1 アフリカ

6.1.1 地雷禁止へ向けての各国政府の取り組み

サハラ以南のアフリカ 48 カ国中 39 カ国が対人地雷全面禁止条約の締約国である。この報告期間中新たに加盟した 8 締約国のうち 4 カ国はこの地域の国で、エリトリア (2001 年 8 月 27 日)、ナイジェリア (2001 年 9 月 27 日)、コンゴ民主共和国 (2002 年 5 月 2 日) が加入し、アンゴラ (2002 年 7 月 5 日) が批准した。アンゴラ、コンゴ民主共和国、エリトリアはいずれも近年対人地雷を大量に使用してきたが、和平イニシアティブが浮上したことにより、将来一切使用しないことを決議した。南アフリカ開発共同体 (SADC) の加盟国は、すべて条約の締約国であり、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) の全 16 カ国も同じく締約国である。

アフリカの 6 カ国、ブルンジ、カメルーン、エチオピア、ガンビア、サントメ・プリンシペ、スーダンが条約に署名したが、批准はまだである。この地域で中央アフリカ、コモロおよびソマリアの 3 カ国だけが条約に参加していない。これらの非締約国の 9 カ国中 3 カ国、カメルーン、中央アフリカ、ガンビアは、条約加盟に必要な国内での手続きを終了しているが、まだ国連に正式な批准文書あるいは加入文書を提出していない。

本報告期間中に、ブルキナファソだけが対人地雷全面禁止条約を施行するための国内法を可決した。その他アフリカの締約国のうち 3 カ国のマリ、モーリシャス、ジンバブエには条約施行に必要な国内法が整備されている。条約施行に必要な国内法が成立する過程にあるか、法案が検討されていると報告されている国は、ボツワナ、コートジボアール、モーリタニア、モザンビーク、セイシェル、南アフリカ、スワジランド、ウガンダ、ザンビアの 9 カ国である。レソトとナミビアは現行法で十分であり、新規の法律が必要だとは考えていない。ランドマイン・モニターは、その他の締約国では、条約施行のために国内法を制定するようないかなる動きも報告を受けていない。

条約第 7 条による透明性確保のための報告書提出要求の遵守に関しては、引き続き改善が見られる。締約国のチャド、ガーナ、ケニア、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ルワンダ、ウガンダ、ザンビアの 9 カ国は本報告期間中に 1 回目の第 7 条による報告書を提出した。しかし、2002 年 7 月 31 日時点で、この地域のうち国連への第 1 回報告書の提出が遅れているのは、カーボベルデ、コンゴ共和国、コートジボアール、ジブチ、赤道ギニア、エリトリア、ガボン、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マラウイ、ナミビア、ニジェール、セイシェル、シエラレオネ、タンザニア、トーゴ の 18 カ国である。この中には第 1 回報告書の締め切りが 1999 年 8 月だった国もある。

2001 年 11 月 29 日の対人地雷全面禁止条約を支持する国連総会決議 56/24M に対し、アフリカのこの地域の国で投票に反対、または棄権したところはなかった。非署名国のコモロも決議案に賛成票を投じた。

2001 年 9 月、ニカラグアのマナグアで行われた第 3 回締約国会議には、締約国のブルンジ、カメルーン、エチオピア、スーダンを含むアフリカの 24 カ国の政府が出席した。ジュネーブで行われた 2002 年の会議間常設委員会の会議には、非署名国の中央アフリカおよびコモロ、締約国のブルンジ、カメルーン、エチオピア、スーダンを含むアフリカの 29 カ国の政府が出席した。2001 年 9 月に、ケニアは対人地雷除去、対人地雷回避教育および関連技術に関する常設委員会の共同報告者に指名された。

2002年6月、SADC第1回対人地雷除去オペレーター会議がアンゴラのルアンダで開催された。会議中に、SADC第7回対人地雷禁止活動委員会もアンゴラ、ナミビア、モザンビーク、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエの参加で開催された。赤十字国際委員会(ICRC)はナイジェリアのアブジャにおいて「武器と国際人道法に関する会議：CCWとオタワ条約」を、2001年10月10、11日に西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)と共同で開催し、この地域からは14カ国が参加した。

ICRCは、南アフリカの外務省の主催で、第2回国際人道法年次地域セミナーを2002年5月21日から23日までプレトリアで開催し、同時に対人地雷全面禁止条約に関する国内法の制定についてのワークショップも開催した。セミナーには南アフリカ共同体(SADC)加盟国14カ国中12カ国が参加した。

6.1.2 対人地雷の使用状況

2001年にはアンゴラ政府およびUNITA反政府軍双方が対人地雷を使用していたものの、2002年4月の和平協定以来、新たな対人地雷の使用は確認されていない。

エチオピアおよびエリトリアが2000年6月に国境紛争の終結に伴い対人地雷の使用を停止しており、エリトリアは対人地雷全面禁止条約に加入した。

ランドマイน์・モニターは報告期間中にセネガルのカザマンズ民主勢力運動(MFDC)、あるいはウガンダに拠点を置く「神の抵抗軍」による対人地雷の使用の具体的報告を受けていないものの、両者共に今後の使用の可能性については懸念が残る。スーダンでは、政府とスーダン人民解放軍/運動(SPLA/M)による新規の対人地雷使用の訴えがなされる頻度は以前より減少し、証拠も以前ほど確固たるものではなくなっている。

ソマリアではこの報告期間内でもさまざまな勢力により、対人地雷が引き続き使用されていると思われる。

1998年以来、コンゴ民主共和国内で戦うほぼ全ての軍隊は、いずれかの時点で対人地雷を使用したものと報告されたが、ほとんどがそれを否定している。ランドマイน์・モニターは2002年3月、ルワンダ共和国軍と緊密な協力をしている反コンゴ民主会議(RCD)により、対人地雷が現在使用中であることを容認する報告を受けた。『ランドマイน์・モニター報告2001』は、締約国であるウガンダ国軍が2000年6月にコンゴ民主共和国内で対人地雷を使用したという重大な報告に触れた。ウガンダは繰り返しこれらの主張を否定し、対人地雷全面禁止条約に要求される情報公開と協力の精神に従って調査を行っていることも報告している。

ランドマイน์・モニターには、ブルンジ国内での反政府および政府軍による対人地雷使用、そして今も続くブルンジ軍によるコンゴ民主共和国での対人地雷使用について、憂慮されるという報告が継続して届いている。同政府はこれらの申し立てを強く否定しており、ランドマイน์・モニター単独では確証を得るに至っていない。

6.1.3 対人地雷の生産と移譲

サハラ以南のアフリカでは、対人地雷の生産国はないとされる。ウガンダは、存在が指摘された対人地雷の生産施設の査察に外国の大使館付陸軍武官を招き、対人地雷の生産がなかったとの結論を得たことを報告した。

この地域で対人地雷が過去において使用されたことや、現在使用しているという指摘により、対人地雷の不正輸出入の懸念が浮上してきたものの、ランドマイน์・モニターは個別の案件については立証できていない。

6.1.4 対人地雷の保有と廃棄

アフリカのマリ、モーリタニア、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエの締約国 5 カ国のみが、保有対人地雷の廃棄が完了したと報告している。その他のアフリカ諸国で報告期間内に保有対人地雷の廃棄が完了したところはない。ルワンダは 2001 年 9 月付第 1 回透明性確保のための報告書において、保有対人地雷はないと報告しているが、ルワンダは過去に対人地雷を入手した明確な記録があり、いつ廃棄したかも不明である。

アフリカの締約国 9 カ国、ベニン、ボツワナ、ブルキナファソ、レソト、マダガスカル、ニジェール、セネガル、スワジランド、ザンビアが訓練の目的を除いて、対人地雷を保有していないことを正式に宣言した。ザンビアは 6,691 個の保有対人地雷全てが訓練の目的のためであると主張している。ニジェールは、以前の情報に反して、対人地雷を保有していないことを初めて報告した。

アフリカの締約国 10 カ国、カーボベルデ、コートジボアール、赤道ギニア、ガボン、ガーナ、ギニア、マラウイ、モーリシャス、セيشェル、トーゴは対人地雷の保有の有無を公式に明らかにしていない。

アフリカの締約国 3 カ国、チャド、モザンビーク、ウガンダだけが保有対人地雷を廃棄中であることを報告している。アンゴラ、コンゴ民主共和国、エリトリア、ナイジェリアを含む 11 カ国の締約国は、コンゴ共和国、ジブチ、ギニアビサウ、ケニア、リベリア、シエラレオネ、タンザニアと同様に最近締約国となったが、対人地雷の保有量を報告していない。廃棄を開始しておらず、廃棄計画の公表もない。ジブチに対し条約で定められた保有対人地雷の廃棄完了期限は、2003 年 3 月 1 日と間近に迫っている。

アフリカの締約国 12 カ国が、対人地雷全面禁止条約第 3 条における訓練と開発目的の対人地雷保有に関する例外規定を下記の通り行使した。ザンビア (6,691 個)、モーリタニア (5,728 個)、南アフリカ (4,455 個)、ケニア (3,000 個)、ウガンダ (2,400 個)、マリ (2,000 個)、ジンバブエ (700 個)、コンゴ共和国 (400 個)、モーリシャス (93 個)、ギニアビサウ (50 個)、ボツワナおよびチャド (両国ともに個数は不明)。南アフリカは最新の年次報告の中で対人地雷の使用 (50 個) を報告した唯一の締約国である。ザンビアは全世界で初めてこれ程大量の全保有対人地雷を第 3 条の下で残すことを選んだ締約国である。

アフリカの締約国のうち 11 カ国、ベニン、ブルキナファソ、ガボン、ガーナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、ルワンダ、セネガル、スワジランドは、いかなる対人地雷も保有しないことを選んだ。

非署名国 3 カ国のうち中央アフリカ共和国 (CAR) は、訓練目的に限って非常に限られた数の対人地雷を保有していることを初めて明らかにした。コモロは、保有対人地雷がないことを公表した。また、ソマリアの諸勢力は、かなりの対人地雷を保有していると思われる。

署名国 6 カ国のうちブルンジは、2001 年 8 月にちょうど 1,200 個の対人地雷を保有していると公表し、カメルーンは訓練目的で 500 個の対人地雷があるという以前の声明を確認し、ガンビアは保有対人地雷がないことを再度公表した。サントメ・プリンシペは以前に保有対人地雷はないと述べており、スーダンも保有対人地雷はないと再度宣言した。しかし、前年のランドマイン・モニター年次報告書の中で報告された、過去のスーダンによる対人地雷使用の申し立てや証拠とは矛盾している。エチオピアは相当数の対人地雷を備蓄していると思われるが、情報を何ら開示していない。

6.1.5 地雷対策活動への資金援助

2001 年アフリカでの対人地雷対策活動への援助は、主にカナダ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、米国、EC による。

ランドマイン・モニターが入手した情報によれば、アフリカでこれまで最も多く対人地雷対策活

動資金を提供された国は、累計でモザンビーク（1億6000万ドル）およびアンゴラ（7100万ドル）である。2001年には、モザンビークが概算1510万ドルを受領しているが、その他にもランドマイン・モニターの記録には含まれない寄付があったかもしれない。アンゴラでは資金提供について正確な情報を得ることは極めて困難であったが、ランドマイン・モニターは2001年に対人地雷対策活動に1500万ドルが充てられたことを確認した。また、アンゴラでの2001年対人地雷対策活動プログラムの中には、深刻な資金不足に陥ったものもあった。

2001年エリトリアの対人地雷対策活動に10カ国が約840万ドル援助した。2001年ソマリア／ソマリランドでは、対人地雷対策活動に約430万ドルが援助された。2001年エチオピアでは、対人地雷対策活動に5カ国が200万ドルを提供した。2001年ギニアビサウの対人地雷対策活動には162万ドルが、チャドの対人地雷対策活動には130万ドルが提供された。2001会計年度に、米国はザンビアに70万ドル、ジンバブエに594,910ドル、ジブチ、モーリタニア、ルワンダには各々40万ドル、ナミビアには4万ドルを提供した。

6.1.6 対人地雷問題

この地域では、以下の25カ国とソマリランドが対人地雷の被害を受けている：アンゴラ、ブルンジ、チャド、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ギニアビサウ、ケニア、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。アンゴラとモザンビークでは対人地雷の被害が深刻だと考えられる。タンザニアは、対人地雷の問題が国境のブルンジ側に限定されている証拠があるため除いてある。

地雷影響調査（LIS）は、チャド（2001年5月）、およびモザンビーク（2001年8月）で完了した。チャドのLISでは、417カ所の対人地雷また不発弾埋設地域を確認しており、合計18億100万平方キロメートルの土地、249の生活共同体の概算284,435人に影響している。モザンビークのLISでは、10ある州全部の128地区中123地区に、1,374カ所の対人地雷埋設地域が存在することが判明した。

調査活動センターおよびそれと契約した協力機関は、エチオピア、エリトリア、ソマリア（ソマリランド）でLISを実施または計画中である。2002年9月にはLISの追加調査任務のためアンゴラを訪れる予定である。

国連地雷対策サービス（UNMAS）は2001年5月以来、モーリタニアとスーダンでの調査を指導している。

コンゴ共和国、ケニア、リベリア、マラウイ、ニジェール、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、ザンビアにおいて、ランドマイン・モニターは対人地雷の問題に関して、調査あるいは詳細な査定を記録していない。

6.1.7 対人地雷対策活動の調整と計画

アフリカで対人地雷の被害を受けている25カ国中11カ国、アンゴラ、チャド、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、ギニアビサウ、モーリタニア、モザンビーク、ルワンダ、ザンビア、ジンバブエには、対人地雷対策活動センター（MAC）あるいはその他の対人地雷対策活動の全国的な調整機関がある。コンゴ民主共和国では、MACがUNOPSからの支援で2002年に設立された。アンゴラでは、対人地雷除去と人道的支援に関する新しい国立省庁間の委員会が2001年7月28日に設立された。ギニアビサウでは、国立の人道的対人地雷除去委員会（CNDH）が2001年9月10日に設置された。

アンゴラ、チャド、ギニアビサウ、モザンビーク、ジンバブエには、国の対人地雷対策活動計画

がある。国連地雷対策センター（UN MAC）は、コンゴ民主共和国とエリトリアにおける限定的な対人地雷除去を計画している。モザンビークでは、国立対人地雷除去機関が最初の全国対人地雷対策活動5カ年計画（2002－2006）を策定した。ソマリランドでは、UNDP およびソマリランド対人地雷対策活動センターが、対人地雷対策活動戦略を採用した。非締約国で2001年に対人地雷対策活動計画を報告した国はなかった。

6.1.8 対人地雷の除去

2001年および2002年の前半において、ランドマイン・モニターは何らかの対人地雷除去活動を以下のアフリカの17カ国で確認した；アンゴラ、チャド、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ギニアビサウ、ケニア、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セネガル、スーダン、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、そしてソマリランドも同様である。

新しい人道上の対人地雷除去プログラムは、ベルギーのハンディキャップ・インターナショナル（HI）が2001年にコンゴ民主共和国で開始した。ジブチ、ケニア、セネガルのような国々では、国家警察の爆発物処理班（EOD）のような軍やその他の組織が、対人地雷または不発弾の除去の必要がある場合に応じて除去活動を行っているだけだと報告されている。

アフリカの6カ国、アンゴラ、チャド、コンゴ民主共和国、エリトリア、モザンビーク、スーダン、およびソマリランドにおいて、国際または国内のNGOが人道上の対人地雷除去プログラムを行っている。

チャドでは645,663平方メートルの土地の対人地雷を除去した。ルワンダでは合計9,712平方メートルを除去した。アンゴラで活動する対人地雷対策活動NGOによれば、670万平方メートルの土地が2001年中に除去された。モザンビークからの情報は錯綜しているが、400～1200万平方メートルの土地について2001年に除去されたようである。

アフリカで対人地雷の被害を受けた国で、リベリア、マラウイ、ニジェール、シエラレオネ、ソマリア、スワジランド、ウガンダの7カ国において、対人地雷除去活動は記録されていない。

6.1.9 地雷危険回避教育（MRE）

ケニア、リベリア、シエラレオネ、ソマリアでは対人地雷および不発弾の問題があるにもかかわらず、地雷危険回避教育（MRE）についての報告がなかった。少なくともアンゴラ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ギニアビサウ、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セネガル、ソマリランド、スーダン、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、16カ国で地雷危険回避教育が行われた。また基礎的な地雷危険回避教育がブルンジ、チャド、モーリタニアで行われた。アンゴラ、ブルンジ、チャド、ソマリアではさらなる地雷危険回避教育が緊急に必要であることが報告された。

アフリカの政府、NGO および各国赤十字社において、地雷危険回避教育プログラムを実施する所が多くなっている。アンゴラでは、文部省により国の教育過程に正式に地雷危険回避教育が導入された。エリトリアでは、2001年末に重度危険地帯のガシュバルカおよびデブーブ地方で、学校教師のための包括的な地雷危険回避教育プログラムを始めた。

エチオピアでは、2001年4月、現地NGOのRaDOが最も人里離れたアファール族の地域にMREプログラムを広げた。また東エチオピアでは、ハンディキャップ・インターナショナル（HI）がソマリ族難民のためのプログラムを2001年6月に完了した。モザンビークでは、HIが過去10年間展開してきたMRE活動を国立対人地雷除去機関が引き継いだ。ソマリアでは、紛争が続いたため、計画されていたMRE活動は行えなかった。

6.1.10 対人地雷による死傷者

2001年、サハラ以南のアフリカ地域対人地雷の被害を受けた25カ国中18カ国、アンゴラ、ブルンジ、チャド、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、エリトリア、エチオピア、ギニアビサウ、ケニア、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セネガル、ソマリア、スーダン、ウガンダ、ジンバブエにおいて、新たに対人地雷／不発弾死傷者が報告された。ソマリランドでも新たな死傷者が報告された。この地域にある対人地雷の影響を受けているほかの国でも、対人地雷による事故があった可能性はあるが、新たな死傷者が生まれた明確な証拠はない。タンザニアは2000年から2001年に新規の死傷者の記録はなかったにも関わらず、ブルンジとコンゴ民主共和国での対人地雷と不発弾で負傷した生存者に、タンザニアが援助していることは注目されるべきだ。

2001年新たに対人地雷／不発弾による死傷者を記録した国としては、完全に確認されているわけではないが、アンゴラで660人、コンゴ民主共和国135人、エリトリア49人、エチオピアのチグレとアフール地方で71人、モザンビーク80人、ナミビア50人、ルワンダ23人、セネガル54人、ソマリア224人、ウガンダ32人で、チャドでは、死傷者339人が1998年1月から2001年5月に記録された。スーダンでは死傷者123人が2001年の最初の6カ月間で報告された。

6.1.11 生存者への支援

この地域で対人地雷の被害を受けた国の多くは、たいていは医薬品、器材、熟練した人員の不足を含む物不足により、医療施設およびリハビリ治療が全般的に十分でない。その結果、対人地雷生存者に援助が十分に行き渡らないことが多い。地雷影響調査(LIS)によると、チャドでは最近の生存者217人に関して、負傷後に身体的なリハビリ、あるいは職業訓練が行われたという記録は全くなかった。しかしながら、この地域では喜ばしい進展がいくつか見られた。

アンゴラでは、2001年7月に、「対人地雷除去と人道的な援助に関する国立省庁間委員会」に、新しく「対人地雷犠牲者支援小委員会」が設置された。エリトリアでは、障害を持つ国民に身体的なリハビリを行うプログラムの確立に関して、ICRCとエリトリア当局が合意覚書に署名した。モザンビークでは、国立対人地雷除去機関が「対人地雷生存者および犠牲者支援政策」の草案を作成し、対人地雷生存者援助に関するINDの役割を明確にしようとしている。ナミビアでは2001年9月24日、首相府内の障害者支援事務所が業務を開始した。ウガンダでは2001年9月、新しい統合対人地雷回避教育・生存者援助プログラムを、ウガンダ北部にて開始した。

6.2 アメリカ

6.2.1 地雷禁止へ向けての各国政府の取り組み

アメリカ地域の35カ国中31カ国は、対人地雷全面禁止条約の締約国である。この報告の期間中に2001年5月から3カ国が条約を批准した。それは、セント・ビンセント及びグレナディーン諸島(2001年8月1日)、チリ(2001年9月10日)、スリナム(2002年5月23日)である。この地域には署名国としてガイアナ、ハイチ2カ国が残っている。ガイアナでは国民会議に条約批准のための議会の動議が提出されている。ハイチの政府筋によると、2002年6月に批准手続きが急ピッチで進んでいるということである。

キューバとアメリカは、この地域で対人地雷全面禁止条約に全く参加していない最後の2カ国である。

ブラジル、コロンビア、コスタリカは本報告期間中に国内実施法を制定した。すでに制定しているカナダ、グアテマラ、ニカラグア、トリニダード・トバゴに仲間入りした。

本報告期間中に、数カ国が第7条の透明性確保のための報告書を初めて提出した。2回目の報告

書を提出した国もあるが、それは、バハマ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、パナマである。最初の第 7 条の報告書を提出していないのは、バルバドス、ドミニカ、セントルシア、トリニダード・トバゴだけである。

2001 年 9 月に第 3 回締約国会議がニカラグアのマナグアで開催された。非締約国のキューバを含め、この地域の 21 カ国が出席した。第 3 回締約国会議の議長として、ニカラグアは 2001 年 9 月以来、対人地雷全面禁止条約調整委員会の委員長も務めている。2002 年 1 月と 5 月にジュネーブで開かれた会議間常設委員会の会議には、キューバを含めた 16 カ国が出席した。2001 年 9 月以来、カナダとホンジュラスは犠牲者支援と社会経済的復帰に関する常設委員会の共同議長となっており、コロンビアは同委員会の共同報告者となった。ペルーは、条約の一般的原則並びに運営に関する常設委員会の共同報告者を務めている。カナダはずっと条約の普遍化担当グループのコーディネーターと会議間支援者基金の代表をしている。

この地域の 27 カ国が 2001 年 11 月の国連総会決議 56/24M に賛成票を投じ、6 カ国が欠席した。世界中で棄権した 19 カ国のうち、この地域で棄権したのはキューバとアメリカだけである。2002 年 6 月に OAS（米州機構）の参加国は 3 つの地雷に関する決議を採択した。その支援することとは、エクアドルとペルーの地雷対策活動、中央アメリカにおける OAS の地雷除去計画（AICMA）プログラム、西半球を地雷のない地帯とすることである。

2001 年 11 月にペルーは第 11 回イベリア系アメリカ・サミットを主催し、21 カ国の参加国が出席した。リマ宣言の第 43 項は地域の地雷問題に焦点を当てており、問題解決と地雷犠牲者の状況を改善する責任を負うことが再確認された。2001 年 12 月にこの地域の代表がマイアミの「ラテン・アメリカ地雷対策活動」に関する会議に出席した。

2002 年 6 月にアンデス共同体（ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ）の外務大臣と国防大臣らがリマで会合し、「リマ公約」を発表した。リマ公約には、対人地雷全面禁止条約に関連した 6 項目が記載されており、それには保有地雷の完全廃棄、地雷犠牲者への支援と社会経済的復帰のための国の計画確立、非締約国に対する、対人地雷反対の国際規範の遵守への呼びかけが含まれている。

6.2.2 対人地雷の使用状況

コロンビアは、アメリカ地域で現在も地雷が使用されているという証拠がある唯一の国である。FARC-EP（コロンビア革命軍）と UC-ELN（民族解放軍）の反政府グループ、そして AUC 準軍事組織も対人地雷の使用を継続しており、明らかに 2001 年と 2002 年前半には量も多くなっている。

6.2.3 対人地雷の生産と委譲

キューバとアメリカは世界で対人地雷生産を続ける 14 カ国に含まれている。2000 年、2001 年に、キューバの地雷生産施設が稼働中かどうかは未確認である。キューバは地雷の輸出はしないと述べているが、依然として公式の輸出禁止を採択していない。アメリカは 1997 年から対人地雷生産はしていないものの、その権利は保っている。アメリカでは 1992 年から輸出は法的に禁止されている。

コロンビアのゲリラグループは、手製の対人地雷やその他の即席の爆発物を生産し続けている。

6.2.4 対人地雷の保有と廃棄

アメリカ地域の 12 カ国が対人地雷を保有している。これには、非署名国（キューバ、アメリカ）2 カ国、署名国 1 カ国（ガイアナ）、締約国 9 カ国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、

エルサルバドル、ニカラグア、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラ)が含まれる。スリナムとベネズエラ以外の締約国では保有地雷の廃棄が進行中である。

エクアドルとペルーは2001年9月に保有地雷の廃棄を完了し、カナダ、グアテマラ、ホンジュラスに仲間入りした。バハマ、コスタリカ、ドミニカ共和国は対人地雷を保有していないことを公式に確認した。

アルゼンチンは、2002年7月に96,513個の対人地雷を保有していると報告したが、これは前回の報告よりも7,343個増えている。同国は2001年にも2002年初頭にも保有地雷の廃棄をしなかったが、廃棄計画を準備した。ブラジルは2001年に13,649個の地雷を廃棄したと報告しており、2001年12月時点で30,748個の地雷を保有したままである。

チリはまだ保有対人地雷の数を明らかにしていないが、2001年9月に14,000個の地雷を廃棄したことを報告した。2002年5月にチリは、2002年8月までに保有する対人地雷の50パーセントを廃棄し、残りのあと半分も2003年末までには廃棄する予定であると発表した。また、チリはすでに16,000個の対人地雷を廃棄したことも公表した。

コロンビアは2002年3月の、条約第7条による最初の報告で、20,312個の地雷を保有していると報告した。報告期間中に廃棄は行わなかったものの、コロンビアは廃棄計画を準備中である。エルサルバドルは2000年に保有対人地雷1,291個を廃棄したと報告したが、2001年には廃棄を行わず、5,344個を保有したままである。ランドマイン・モニターは、ガイアナが約20,000個の対人地雷を保有していると推定している。

ニカラグアは2001年に50,000個、2002年4月と6月にもさらに25,000個の保有する対人地雷を廃棄した。残り18,313個を2002年9月までに廃棄する予定である。スリナムは少量の対人地雷を保有していることを認めており、その数は2002年7月時点で296個と考えられているが、国防省では依然として在庫を確認中である。ウルグアイは2000年5月から2002年6月にかけて432個の対人地雷を廃棄し、1,728個を保有している。ベネズエラ政府官僚は、ランドマイン・モニターに対し、陸軍と海軍が約40,000個の対人地雷を保有していると述べた。

アメリカは世界で3番目に多くの対人地雷を保有している。アメリカは約1120万個の対人地雷を保有しており、それには1000万個の自己破壊機能付き地雷と120万個の自己破壊機能のない地雷が含まれる。

ブラジルは17,000個の対人地雷を訓練と開発目的で保有しているが、これは締約国中最多である。ブラジルは、これらの地雷は、「ブラジルに対する条約が実効を持ってから10年間で、つまり2009年10月までに訓練活動で廃棄する」と述べている。しかし、ブラジルはこれらの地雷を2000年に450個、2001年に5個しか使用していない。

アルゼンチンは当初訓練目的で地雷13,025個を保有していることを明らかにしていた。2002年4月にアルゼンチンはランドマイン・モニターに、これらの地雷のうち12,025個は爆発物を取り除いて機能しなくするため、もはや保有地雷に含まれるべきでないと述べた。アルゼンチンは、陸軍が対戦車地雷のヒューズにするため1,160個のFMK-1対人地雷を、一応は訓練目的として保有することになると表明した。

エクアドルは訓練目的で保有する地雷の数を16,000個から4,000個に訂正した。2002年5月にペルーは保有地雷の数が5,578個ではなく4,024個であると報告した。エルサルバドルは前回の報告で保有地雷は無いと報告したが、現在は96個あると言っている。

本報告中にカナダは、エクアドル、ペルーを含む世界中の多くの国で保有地雷の廃棄を援助した。

6.2.5 対人地雷の埋設状況

この地域では、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グア

テマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ペルーの 10 カ国が地雷の影響下にあることが判っている。物議をかもしているマルビナス／フォークランド諸島も同様である。テレビのドキュメントによって、アルゼンチンのチリ側の国境にも地雷が埋設されていることが確実視されているようである。

コロンビアの全国 31 県中 28 県にある 1,097 市のうち、少なくとも 256 市は地雷の影響を受けていると考えられており、これは 2000 年に報告された 168 市から増加した。ニカラグアでは 2002 年 3 月時点で、埋設されている地雷が 61,875 個、国境沿いの 184 キロメートルの土地でまだ地雷除去が行われていないと推定される。コスタリカの 2002 年 9 月の第 7 条による報告書によれば、推定 1,800 個の地雷が埋設されたままであると言う。

6.2.6 地雷対策活動への資金援助

依然として、アメリカが 2001 年の全世界の地雷対策活動への唯一最大の拠出国であるが、その拠出金は 1320 万ドル減って、総額 6920 万ドルとなった。カナダの地雷対策活動への拠出は 630 万カナダドル増え、総額 2400 万カナダドル (1550 万ドル) となった。

2001 年に米州機構 (OAS) 中央アメリカ地雷除去地域計画は、2000 年より 490 万ドル少ない 470 万ドルの資金援助を受けた。コスタリカの計画は特に財政危機の影響を被った。エクアドルとペルー両国の 2001 年の OAS 地雷除去計画への資金援助は、2000 年よりも 772,347 ドル多い 159 万ドルだった。アメリカは、2001 会計年度にエクアドルの地雷対策活動に 176 万ドルを、ペルーには 166 万ドルを提供した。

6.2.7 対人地雷の除去

本報告期間中に、ランドマイン・モニターはチリ、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ペルーで、何らかの形で対人地雷除去活動が行われたことを把握している。コロンビアでは、戦略上の目的で軍による一定の地雷除去がなされたことが報告された。

2002 年 6 月までに、ニカラグアは 2500 万平方メートル以上の土地で 78,374 個の地雷を除去した。2002 年 6 月にペルー軍はエクアドルとの国境であるサルミラ運河沿いの 18 キロメートルで地雷除去を完了し、906 個の地雷と 1,259 個の不発弾を見つけた。エクアドルは 2001 年 3 月から 2002 年 4 月にかけて 4,439 個の地雷を除去したと報告している。

コスタリカの地雷除去計画は、2001 年 12 月以来深刻な財政危機に苦しんでおり、活動の混乱と中断を招いた。2002 年 6 月の地雷除去完了の目標期限は達成出来ないだろう。ホンジュラスは、当初 2001 年に地雷除去活動を終了することを目指していたが、現在は 2002 年末までに終了することを予定している。ホンジュラスは 2002 年 4 月の時点で、地雷除去目標の 98.6 パーセントを達成したと報告している。ニカラグアでは、以前は 2004 年に除去を完了すると試算されていたが、現在は 2005 年完了が見込まれている。グアテマラでは全国地雷除去計画完了は 2005 年の予定である。

コロンビアは全国地雷除去計画を準備しており、除去には 20 年を要すると考えられている。政府筋は、戦争が継続している間は、戦略地点周辺の地雷埋設地は除去が行われまいと語った。

2001 年 10 月にアルゼンチンとイギリスはフォークランド諸島／マルビナスの地雷除去の実地調査に着手する覚え書きを交わし、合同作業グループが設置された。

地雷除去活動を支援する地雷対策活動情報管理システム (IMSMA) が、2001 年エクアドル、ニカラグア、ペルーに、2002 年コロンビア、グアテマラに導入された。2002 年前半に人道的地雷除去のためのジュネーブ国際センター (GICHD) はラテン・アメリカ全域の IMSMA 利用者を支援するために、ニカラグアのマナグアに最初の地域支援センターを設立した。

アメリカは、モザンビークに拠点を置く「迅速対応の地雷除去部隊」創設に出資した。

6.2.8 地雷危険回避教育 (MRE)

地雷危険回避教育プログラムは、コロンビア、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ペルーで実施されており、チリ、コスタリカ、エルサルバドルでは一部で実施された。国軍と政府機関がチリ、コロンビア、コスタリカで地雷危険回避教育を行った。一方、コロンビア、グアテマラ、ニカラグアでは地方組織が地雷危険回避教育を行ったと報告されている。

6.2.9 対人地雷による死傷者

2001年1月から2002年6月末に、対人地雷／不発弾による死傷者が報告されているのは、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、エルサルバドル（不発弾のみ）、グアテマラ（不発弾のみ）、ニカラグア、ペルーである。

本報告期間中の対人地雷／不発弾による死傷者は、地雷の影響を受けていない国や、またいくつかの事例では他の地雷の影響下にある国からの帰国者で、そこでの軍事活動、地雷除去活動、平和維持活動などに従事して死傷した国民も含まれている。このような死傷者は、カナダ、ホンジュラス、ペルー、アメリカより報告されている。2001年と2002年前半に、コロンビアとニカラグアの地雷除去従事者の中から、除去活動や訓練中の事故で死傷者が出た。

コロンビアにおける新たな対人地雷／不発弾による死傷者数は飛び抜けて一番多い。2001年の最初の10カ月で、コロンビア政府は対人地雷と不発弾に関する243件の事故を報告した。43人が死亡、158人が負傷し、2000年に報告された83人から増加した。メディアの報道によると、2002年前半で129人の死傷者が報告されたとのことである。ニカラグアでは2001年に16人の死傷者が出た。チリでは地雷の事故で3人の民間人が負傷し、1人の軍将校が死亡した。ペルーでは2001年から2002年6月にかけて、5件の地雷事故で民間人6人が負傷、1人が死亡した。

6.2.10 生存者への支援

アメリカ地域においては、対人地雷／不発弾による被災者への政府からの支援は概して貧弱なものである。軍や警察関係者には、ほとんどの場合限られてはいるが、サービス資源が利用可能なものに対して、民間人の犠牲者にとっては不十分か全くない場合が多い。医療サービス・資源が極端に都市に偏っているため、さらに問題が深刻になっている。

エルサルバドルでは、大統領夫人が主導する全国家族会事務局が障害者機会均等法を実施している。ホンジュラスではサン・ペドロ・スーラで新しい義肢作業所が生産を開始した。ニカラグアでは生存者への支援が国の保健制度、家族省や青少年機関、国家技術機関などの他の国家機関に確実に組み込まれるように力が注がれているところである。

カナダ／全米保健機関 (PAHO) ／メキシコの3者間犠牲者支援計画が、中央アメリカのニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドルで続行されている。

6.3 アジア－太平洋地域

6.3.1 地雷禁止へ向けての各国政府の取り組み

アジア・太平洋地域 40カ国のうち、オーストラリア、バングラデシュ、カンボジア、フィジー、日本、キリバス、マレーシア、モルジブ、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、フィリピン、サモア、ソロモン諸島、タイの14カ国が対人地雷全面禁止条約の締約国である。

この報告書の期間中、地雷禁止条約を実施するために国内法を制定した締約国は 1 つもないが、フィリピンでは法律制定の審議中である。バングラデシュ、モルジブ、ナウル、ソロモン諸島を除く全ての締約国が第 7 条の透明性確保のための報告書を提出し、フィジー以外の全ての国が要求された年次報告書の更新を行った。

ブルネイ、クック諸島、インドネシア、マーシャル諸島、バヌアツの 5 カ国は、対人地雷全面禁止条約に署名したが批准はしていない。2002 年 1 月、クック諸島政府の担当官は条約批准の法案が起草されていると報告した。インドネシアでも批准手続きが進められている。

条約に加わっていないのは 20 カ国あり、この報告書の期間中に正式受諾あるいは批准した国は 1 つもなかった。非署名国には、ビルマ（ミャンマー）、中国、インド、パキスタンなど主な対人地雷使用、製造、保有している国、またアフガニスタン、ビルマ、ラオス、スリランカやベトナムなど地雷の影響を強く受けている国々も含まれている。

しかしながら、明るい動きも幾つか見られた。アフガニスタンの新たな暫定政権は 2002 年 7 月 29 日に条約正式受諾を承認、東ティモールの独立後の新政府は優先課題として条約正式受諾をする意向であると発表した。

2001 年 11 月に、この地域の 23 カ国が対人地雷全面禁止条約の普遍化と実現を求める国連総会決議 56/24M に賛成した。このグループには、アフガニスタン、ブータン、モンゴル、ネパール、パプア・ニューギニア、シンガポール、スリランカ、トンガの非締約国 8 カ国が含まれている。棄権した 19 カ国には、アジア・太平洋地域のビルマ、中国、インド、ミクロネシア、パキスタン、韓国、ベトナムの 7 カ国が含まれている。この地域のその他の国は、欠席したか投票できなかったかのどちらかである。

2001 年 9 月のニカラグアのマナグアで行われた第 3 回締約国会議には、この地域からは非締約国のラオスを含め 9 カ国が参加した。タイはこの会議で常設委員会の一般的原則と会議の運用に関する共同議長に指名された。タイは 2003 年の第 5 回締約国会議を主催することを申し出た。また、2002 年 5 月 13～15 日には、ASEAN 諸国を地雷禁止に取り組みさせることを目的に「東南アジアの地雷」に関する会議を主催した。

6.3.2 対人地雷の使用状況

インド及びパキスタンは 2001 年 12 月以来、1,800 マイルの両国の国境沿いにかかなり大量の対人地雷を埋設した。これは、ここ数年では世界で最も大規模な地雷埋設のひとつであったと考えられる。加えて、当報告書の期間内に、インドのジャム・カシミール州では、5 つの反州政府武装グループが地雷を使っており、その他のインドの州では、少なくとも 6 つの反州政府武装グループが地雷、即席の爆発物を使用しているらしい。

他の 5 つの紛争で、政府と反政府勢力は対人地雷を使用しつづけている。ビルマ政府軍は、依然として「国を柵で囲う」という新政策の一環として、国内及びタイとの国境線に地雷埋設を続けている。ビルマでは、以前は地雷を使用していると認識されていなかった 3 つの反政府勢力が、2002 年に地雷を使用したことが明らかになり、地雷を使用する反政府勢力の数は合計で 13 となった。ネパールでは、毛沢東主義反政府勢力による自家製地雷の使用の増加、及び軍隊と警察両方の政府勢力による対人地雷の使用が継続しているという深刻な状況がうかがえると、ランドマイン・モニターは記録した。フィリピンでは、新人民軍とアブ・サヤフの少なくとも 2 つの反政府勢力が対人地雷を継続して使用している。

スリランカでは、2001 年 12 月の停戦以来、政府、反政府勢力によって新たに対人地雷が使用されたという報告はない。2001 年 9 月 11 日以降の戦闘で、アフガニスタンの北部同盟、タリバン及びアルカイダ戦士によって限られた数の地雷及びブービー・トラップが使用されたという報告はあ

ったが、米国を含む連合軍は対人地雷を使用しなかった。

6.3.3 対人地雷の生産と移譲

世界で地雷を生産している 14 カ国のうち 8 カ国は、アジア・太平洋地域の国である。これは、ビルマ、中国、インド、北朝鮮、韓国、パキスタン、シンガポール及びベトナムである。パキスタンは、新型の探知可能な手で据え付けるタイプの対人地雷と、新型の遠隔操作型地雷で破壊及び不活性化装置内蔵タイプの両方の製造を開始したことを認めた。インドも同様のことを行っていることを示唆した。中国は、自爆機能のない対人地雷の生産を止めたと報告した。韓国は、2000 年以降、クレイモア地雷を含め対人地雷を生産していないと表明した。シンガポールは対人地雷の生産継続を認めた。ビルマ、インド、ネパール、フィリピン、スリランカでは、反政府勢力及び非政府活動家たちが自家製地雷を作っていると考えられている。

ビルマ（ミャンマー）と北朝鮮を除いては、全ての生産国が対人地雷の輸出の一時停止措置をとったか、あるいはもはや輸出していないことを表明した。しかし、2002 年 4 月にイギリスでパキスタン国有の兵器工場は、多種類の兵器を買おうとしていた企業の代理人を装ったテレビの報道記者に、2 種類の地雷の販売を申し出たと伝えられている。タイでは、対人地雷を含む武器を密輸しようとした疑いで軍の将校 2 名が逮捕された。

6.3.4 対人地雷の保有と廃棄

世界の中で最も多数の対人地雷が保有されている国のいくつかは、アジア・太平洋地域にある。中国（1 億 1000 万個）、パキスタン（600 万個）、インド（400～500 万個）、韓国（200 万個）で、その他対人地雷を保有している国は、アフガニスタン、ビルマ、北朝鮮、ラオス、モンゴル、シンガポール、スリランカ、ベトナム、そして署名国のインドネシアとブルネイ、締約国のバングラデシュ、日本、タイも保有している。バングラデシュは保有数を公表していない。インドネシアは対人地雷の保有数は 16,000 個であることを明らかにした。アフガニスタン、ビルマ、インド、ネパール、フィリピン、スリランカの反政府武装グループは対人地雷を保有し続けていると考えられる。

日本は 605,040 個の対人地雷を 2002 年 2 月末までに廃棄した。タイでは、2002 年 7 月現在で廃棄された対人地雷の数は 266,245 個だった。カンボジアは保有地雷の廃棄が終了したと発表した。担当官は未だにさまざまな場所で地雷を発見、収集、廃棄しており、2002 年 1 月 14 日に廃棄した対人地雷は 3,405 個であった。

マレーシアは 2001 年 8 月 8～9 日に開催された保有する対人地雷、及びその他の爆弾の廃棄に関する地域セミナーの主催国となった。このセミナーには、非締約国 8 カ国を含めた 21 カ国が参加した。オーストラリアは、2001 年 9 月以来、保有地雷廃棄に関する常設委員会の共同議長を務めている。

（J C B L 注：2003 年 2 月 8 日、日本は自衛隊の訓練用を除き保有地雷全てを廃棄した）

6.3.5 対人地雷問題

この地域では、台湾同様、16 カ国が地雷あるいは不発弾の影響を受けている。アフガニスタンは世界でも最も深刻な地雷／不発弾の影響を受けている国であり、推定 7 億 3700 万平方メートルが地雷／不発弾で侵されている。2001 年 9 月 11 日以降の軍事活動で補給基地が空爆を受け、特にアメリカ製クラスター小型爆弾の不発弾や、散乱した弾薬、また新たに埋設された地雷やブービー爆弾などが、さらなる脅威となっている。

スリランカでは、紛争が終結して国に帰ってきた何千もの難民にとって、除去されていない地雷が脅威となっている。スリランカの国防長官は約 70 万個の地雷が埋まっていると予測している。

ネパールでは、2001年及び2002年上半期に国内紛争が激化したため、地雷／不発弾の問題は悪化したと見られる。75地区のうち昨年の37地区に対し71地区が、地雷あるいは不発弾があると報告した。

インドでは、2001年12月に地雷埋設が開始されたため、村人が穀物や家畜の世話ができなくなってしまった。同様の問題が、国境のパキスタン側の村民にも起こっている。パキスタンの連邦管轄部族生活地域の住民は、ソビエト連邦のアフガニスタン侵攻で埋設された地雷の存在に依然として直面している。

カンボジアは依然として世界で最も地雷の影響を受けている国のひとつである。2002年4月に終了した地雷影響調査で、地雷および不発弾のある区域数は1990年代初頭に予想されたものよりも約30%多いことがわかった。カンボジアの村のおよそ46%に、地雷／不発弾のある区域がある。地雷／不発弾がある疑いのある地域は全部で44億6600平方メートルである。

ラオスでは、25%以上の村が不発弾に侵されている。2001年5月に終了した地雷影響調査では、タイの27州中の934カ所に地雷があることを確認した。ベトナムでは、紛争終了から30年近く経ったが、政府は16,478平方メートルの土地に地雷及び不発弾があると推定している。ビルマでは、14の州と区域のうち9つが地雷の影響を受けており、その多くは東ビルマに集中している。ビルマでは、地雷の系統だった標識はされていない。

6.3.6 地雷対策活動への援助

アジア・太平洋地域からの地雷対策活動への支援の主な拠出国はオーストラリアと日本である。オーストラリアは2001-2002会計年度には、地雷対策活動に対して昨年と同程度の金額である1200万豪ドル(640万USドル)を拠出した。日本からの資金拠出は2001年には約40%減少し、7億4100万円(698万USドル)、ニュージーランドは2000年の180万NZドルより増額し、230万NZドル(9500万USドル)を地雷対策活動に拠出した。韓国は2001年には15万ドルを拠出した。

2001年9月11日以前は、アフガニスタンの地雷対策活動への資金援助の減少により、2000年同様、地雷対策活動縮小の恐れがあった。2001年9月11日以降は、地雷対策活動が一時停止された。2001年の地雷対策活動への資金は、総額1410万ドルで、1992年以来最も低い金額となった。しかし、2001年10月以来、アフガニスタンでの地雷対策活動に対して約6400万ドルの支援が約束された。

2001年には、カンボジアの地雷対策活動に対して17カ国が計2100万ドルを上回る資金拠出を行った。2001年および2002年には、多くの資金拠出国が、過去に起こった紛争終了後に信頼を回復したことを表明し、カンボジア地雷活動センターへの資金援助を再開した。UXO LAO(ラオス不発弾処理機関)によると、2001年のラオスでの地雷対策活動への資金援助はおよそ750万ドルであった。

資金拠出国からの報告によると、ここ数年間で2500万ドル超の資金がベトナムでの地雷対策活動に約束された。これは、2002年3月に日本政府からホーチミン高速道路など、インフラストラクチャー整備プロジェクトで使用される地雷撤去の機材のために、国防省に拠出された1120万ドルも含まれる。2001年には、米国からの350万ドルを含め、およそ570万ドルが拠出された。

タイは地雷対策活動のために220万ドルを2001年に5カ国から受け取った。スリランカでは、2000年に紛争激化のため地雷対策活動は中断され、2001年には地雷危険回避教育活動に対してわずかな金額が提供された。しかし、2002年2月に停戦の署名がされた後、スリランカでの地雷対策活動に対して170万ドル以上の援助が約束された。

6.3.7 対人地雷の除去

2001年に、アフガニスタンの地雷対策活動機関は1560万平方メートルの地雷が埋まった土地と、それ以外の8100万平方メートルの旧戦地から地雷を除去し、その過程で計230,077個の対人地雷を破棄した。アフガニスタンでの地雷除去は2001年9月11日以降中止され、その後の軍事紛争で地雷対策の活動基盤が大きな打撃を受けた。しかし、2002年3月までに地雷対策活動は以前の状態まで回復し、それ以降2001年を凌ぐ水準にまで拡大された。

カンボジアでは、2001年に2180万平方メートルの土地から対人地雷29,358個を含め地雷が除去された。ラオスでは、2001年には計874万平方メートルの土地から、戦争の残留物である82,724個の爆発物が除去された。1999年から2001年の間に、ベトナムでは軍隊による地雷除去以外に、380万平方メートルの土地から地雷が除去された。タイの地雷対策活動センターは、2000年7月に除去活動を開始して以来2002年6月現在で、440万平方メートルの土地が除去された。スリランカでは、現在スリランカ軍およびタミル・イーラム解放のトラ（LTTE）により地雷除去活動が行われているが、停戦により地雷対策活動が著しく進行することが予想される。

6.3.8 地雷危険回避教育（MRE）

ビルマ、インド、ネパール、パキスタンでは、地雷危険回避教育プログラムを早急に増やすことが必要だと報告されている。アフガニスタン、カンボジア、ラオス、パキスタン、スリランカ、タイ、ベトナムでは大々的に地雷危険回避教育プログラムが継続して行われている一方、バングラデシュ、インド、韓国、ネパールでは小規模の教育活動が行われている。2001年には、イランやパキスタンから帰国した難民も含めアフガニスタン全域で729,318人が地雷危険回避教育を受けた。

ビルマでは、2002年2月に地雷危険回避教育を含めた3日間の地雷情報セミナーがラングーンで行われた。カンボジアでは、カンボジア地雷対策活動センターが、地域社会を基盤とした地雷／不発弾の危険回避試験計画を2001年10月に開始した。UXO LAOの地域社会回避教育チームが2001年にラオス中の766の村を訪問し、子ども75,000人を含む約182,000人が教育を受けた。タイでは、タイ地雷対策活動センターと3つのNGOが地雷危険回避教育を行っており、77,000人を超える人々が教育を受けた。

6.3.9 地雷／不発弾による被災者

地雷の被災者は、アジア・太平洋地域の地雷被害国16カ国のうち、アフガニスタン、バングラデシュ、ビルマ、カンボジア、インド、韓国、ラオス、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナムの13カ国で記録された。

アフガニスタンでは、赤十字国際委員会（ICRC）は1,368人の被災者があったと報告した。これは、2000年の1,114人よりも増加している。ネパールの地雷禁止キャンペーンでは、2001年簡易仕掛け爆弾（IED）で2000年に比べ57%増の424人の被災者が出たと記録した。インドでは、2001年には少なくとも332人の新たな地雷による被災者が出て、さらに2002年1月1日から6月17日までの間に180人の地雷による被災者が出たと報告された。スリランカでは、さまざまな情報源から集められたデータによると、2001年には300人を超える新たな被災者が出ている。パキスタンでは、2000年の62人に対し、92人の死傷者が記録された。

カンボジアでは死傷者数が減り続けており、2000年の847人から2001年には813人へ減少した。ラオスでは、UXO LAOは2000年の103人から2001年に122へ増加したと記録した。

6.3.10 被災者支援

世界保健機関によると、65%のアフガニスタン人が医療施設を利用できない。330地区のうち、

わずか60のみが障害者のためのリハビリ施設、あるいは社会経済的な再統合施設を持っているが、これら施設を保有している地区でさえ、ニーズの1部を満たしているにすぎない。スリランカでは、「子どもたちのための希望」という名称のNGOが、遠隔地域支援のために、移動可能な義肢の製造および調整が出来る車両を導入した。

ビルマ（ミャンマー）は、ICRCが2001年の世界14カ国に対する義肢装具援助計画の中で、義肢を使用する地雷犠牲者が多い国としてアフガニスタンとアンゴラに次ぎ第3位であると報告した。ラオスでは、厚生労働省が正式にラオス障害者協会（Lao Disabled People's Association）の設立を、5年を経て承認した。ベトナムでは、地域社会を基盤としたリハビリのプログラムが40から45州にまでに広がった。

2001年11月6日から8日に、バンコクで東南アジア地域犠牲者支援会議が開催された。この会議は地雷犠牲者のニーズに対する認識を高めることと、この地域の国々の活動計画策定の支援を目的としたものである。

6.4 ヨーロッパ／中央アジア

6.4.1 地雷禁止へ向けての各国政府の取り組み

ヨーロッパ・中央アジア地域の53カ国中35カ国が、対人地雷全面禁止条約の締約国である。キプロス、ギリシャ、リトアニア、ポーランド、ウクライナは条約に署名したが批准していない。この地域では、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エストニア、フィンランド、グルジア、カザフスタン、キルギスタン、ラトビア、ロシア、トルコ、ウズベキスタン、ユーゴスラビア連邦共和国の13カ国は非締約国である。前年のランドマイン・モニター報告以来、2002年7月31日現在で対人地雷全面禁止条約の締約国の数は変わっていない。

声明や国内手続きの進行状況から判断すると、2002年末までには、キプロスとギリシャの2署名国が批准する可能性があり、またトルコとユーゴスラビアの2非署名国が加入する可能性がある。

国連はタジキスタンが1999年10月12日に対人地雷全面禁止条約を加入したと記録しているものの、タジキスタンが正式に条約上の義務を負う締約国として自覚しているかどうかは不明である。2002年1月の欧州安全保障協力機構（OSCE）からの質問に対して、タジキスタンは対人地雷全面禁止条約に署名したが批准していないことを示唆した。報道によれば、2001年6月に外務省の関係者は、タジキスタンは批准書を預託していないと語った。

締約国35カ国のうち、2002年には33カ国が第7条に定められた報告書を提出した。アルバニア、アイスランド、マルタ、ルーマニア、トルクメニスタンが第1次報告書を提出した。タジキスタンは2000年9月28日が提出期限であった第7条に定められた第1次報告書を提出していない。

締約国のうち19カ国が、実施のための国内法を制定した。国内法の起草中であると報告した締約国はアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、モルドバ、ルーマニアである。

この地域で、署名国のキプロス、ギリシャ、リトアニア、ポーランド、ウクライナの5カ国及び、非署名国のアルメニア、ベラルーシ、エストニア、グルジア、フィンランド、ラトビア、トルコ、ユーゴスラビアの8カ国が、対人地雷全面禁止条約の普遍化を求める、2001年11月の国連総会決議56/24Mに賛成した。棄権した19カ国にはアゼルバイジャン、カザフスタン、及びロシアが含まれる。

2001年から2002年の報告期間中、この地域の締約国のうちベルギー、クロアチア、フランス、ドイツ、ノルウェー、ルーマニア、スイスの7カ国が、会期間の対人地雷禁止条約常設委員会の共同議長あるいは共同報告者を務めた。

6.4.2 対人地雷の使用状況

『ランドマイン・モニター報告 2001』以来、この地域で最も広範に対人地雷が使用されたのは、チェチェンである。ロシア軍とチェチェン軍双方が地雷を使用し続けている。報道によれば、グルジア軍は、明らかに6年間の地雷使用停止期間に終止符を打って、コドリ峡谷のいくつかの山道に地雷を埋めた。2001年6月以来、ウズベキスタンによるキルギスタンまたはタジキスタンとの国境沿いの地域における、新たな地雷の使用は報告されていない。

この報告期間中、対人地雷が使用される可能性のある非締約国との合同軍事活動に関与する件について発表した締約国は、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、イギリスである。タジキスタン国内に駐留するロシア軍による対人地雷の使用についてのタジキスタンの立場が、ますます深刻な問題になっている。

6.4.3 対人地雷の生産と移譲

この地域の全ての非締約国が、輸出停止措置を取ったか、対人地雷の輸出を認めないと表明している。ロシアは、2001年12月には「対人地雷は、ロシア連邦では4年以上生産されていない」と述べたにもかかわらず、この地域で残った唯一の生産国である。

この地域の締約国のうち、生産設備の切り替えを行う努力をしたと報告した国は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フランス、ハンガリー、イタリア、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリスである。

6.4.4 対人地雷の保有と廃棄

アルバニアは、2002年4月4日に1,683,860個の保有対人地雷全ての廃棄を完了した。スウェーデンは2001年12月に廃棄完了しており、チェコ共和国は昨年報告した通り、36万個を超える全ての保有対人地雷を2001年6月に廃棄完了した。

この地域のその他15カ国の締約国が保有地雷の廃棄を完了している。それらの国は、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、ハンガリー、ルクセンブルグ、ノルウェー、スロバキア、スペイン、スイス、イギリスである。

締約国のうち、廃棄すべき保有地雷がある国は、クロアチア、マケドニア、イタリア、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、タジキスタン、トルクメニスタンである。クロアチアは56,028個の保有地雷を2001年に廃棄した。イタリアは追加で757,680個の対人地雷を廃棄し、2002年9月の第4回締約国会議までには廃棄完了する予定だと報告した。ポルトガルでは廃棄計画が進行中であり、36,654個の対人地雷が既に廃棄されたと報告した。ルーマニアは、2001年8月に保有地雷の廃棄を開始し、2002年4月までに130,474個の対人地雷を廃棄したと報告した。2002年5月22日までに、スロベニアは121,919個の対人地雷を廃棄し、計46,979個がまだ残っている。

トルクメニスタンは412,601個の対人地雷を1997年12月から2001年10月の間に廃棄したと報告した。同国は保有地雷廃棄完了の期限を7年間延長することを要請したが、このような要請は対人地雷全面禁止条約では認められていない。トルクメニスタンは結局、2003年3月1日の期限を守ると表明した。

2002年6月現在、マケドニアは42,871個の保有対人地雷の廃棄を開始していないが、2003年3月1日の期限前には廃棄完了する計画が進行中である。タジキスタンでは、保有地雷の廃棄も廃棄計画も始まっていない。

第7条で定められた報告書を新たに提出した締約国のうち、モルドバは12,121個の対人地雷を保有しており、849個をそのまま保有すると宣言した。ルーマニアは、1,076,839個の対人地雷を

保有しており、4,000 個をそのまま保有すると宣言、トルクメニスタンは PFM-1 及び PFM-1S 型地雷を含め 761,782 個の対人地雷を保有していると宣言した。アイスランドとマルタは、公式に対人地雷の保有はしていないことを確認した。

署名国のうち 3 カ国が保有地雷についてのより正確な情報を報告した。ギリシャは 125 万個の対人地雷を保有していると考えられており、2002 年 5 月の常設委員会の会議で地雷の型や廃棄に要する初期費用の概算を報告した。ポーランドは 6 種類の対人地雷を保有していることを明らかにした。保有量については公式に発表しなかったが、非公式の話し合いの中で 100 万個を上回ることが示された。リトアニアは、8,091 個の対人地雷を保有していると報告した。

非署名国であるフィンランド、トルコ及びユーゴスラビアは、大量の地雷を保有していると考えられているが、保有量を明らかにすることを拒絶した。

ウクライナと NATO のメンテナンス及び供給エージェンシーは、2001 年 12 月に、40 万個の対人地雷を廃棄するための資金として信託基金を設立することに関する覚書に調印した。これは、2001 年 3 月にカナダとウクライナが調印した同様の合意書に続くものである。

アルバニア、オーストリア、ノルウェー、及びスイスは、第 3 条に基づき対人地雷を一切保有しないと決定した。以前対人地雷を保有していた他の締約国は、第 3 条に基づきある程度の対人地雷を保有するという選択をした。スウェーデンの 103,948 個とイタリアの最高 8,000 個までという 2 つの例外を除き、保有量は 5,000 個未満である。2002 年 5 月に、イタリアは 8,000 個のうちおよそ 2,500 個は実際には部品だけで、保有地雷量に含められるべきではないと述べた。

以下の 2 カ国の締約国が保有する対人地雷数を減らした。ポルトガルは以前 3,523 個だったが、今後は 1,115 個を保有すると報告し、スロベニアは以前 7,000 個だったところ、今後は 3,000 個を保有する。ハンガリーは、以前は廃棄すると計画していた 1,500 個の地雷を保有すると決定した。ベルギーとブルガリアは保有、あるいは使用する地雷について、その特別な目的を報告した。

2001 年 5 月以来、高感度の起爆装置や処理防止装置のついた対車両地雷の問題について声明を発表した締約国には、オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、フランス、イタリア、オランダ、ノルウェー、スロバキア、スウェーデン、イギリスが含まれる。

米国は 12 カ国の領土内で対人地雷を保有しており、この中には以下のこの地域の締約国 4 カ国と 1 非署名国が含まれている。ノルウェー（米国の対人地雷 123,000 個）、ドイツ（112,000 個）、イギリス領ディエゴガルシア（1 万個）、ギリシャ（1,100 個）、トルコ（1,100 個）である。この報告書の期間中、この問題について、ヨーロッパの締約国ではイギリスだけが新たに声明を出している。2002 年 3 月、イギリスはアフガニスタンでの軍事活動を行う間、インド洋イギリス領（ディエゴガルシア）での米国の対人地雷の移譲、保有、または維持は行っていないと宣言した。また、イギリスは、対人地雷全面禁止条約が海外のイギリス領にも適用されると宣言した。

6.4.5 対人地雷問題

ヨーロッパでは、条約締約国のうちアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチアの 3 カ国が地雷の大きな影響を受けている。アルバニアでは、1999 年のコソボ紛争で北部地方に地雷が埋設され、その他の地域では 1997 年の国内紛争で地雷／不発弾の禍根を残した。ボスニア・ヘルツェゴビナでは、影響を受けた可能性がある地域は 4,000 平方キロメートルと推定されており、このほとんどが依然として調査されていない。国家地雷対策活動センターは、2002 年 4 月に 18,228 個の地雷埋設地域を記録したが、これはおそらく合計 3 万カ所に達し、およそ 100 万個の地雷が埋められていると推定している。クロアチアでは、推定される地雷／不発弾のある地域が 2001 年の終わりには 4,000 平方キロメートルから 1,700 平方キロメートルへと減少し、実際にはこの約 10% のみが影響を受けおり、地雷と不発弾の数は約 50 万個と推定している。

署名国であるポーランドは、依然として第2次世界大戦での地雷及び不発弾の深刻な影響を受けている。地雷／不発弾の影響度は、地雷と不発弾の量を比べることにより評価される。50年経過したにも関わらず、ポーランドではいまだに、2001年に地雷3,842個、不発弾45,322個が検出されている。これに比べて、1990年代の紛争からクロアチアでは2001年に地雷3,545個および不発弾45,322個、またボスニア・ヘルツェゴビナでは2001年には地雷3,113個と不発弾2,675個が検出され廃棄された。

他の10カ国（締約国5、署名国2、非署名国3）がさまざまな理由で、より小規模だが影響を受けている。マケドニア（2001年の紛争によるいくらかの地雷と主に不発弾）、キプロス（非常に地雷の多い緩衝地帯とその外側にある幾つかの標識された地雷埋設地に分かれる）、チェコ共和国ラズコの旧ソビエト軍基地にある地雷と不発弾）、デンマーク（地雷が埋設されたスカリンゲン島）、ギリシャ（第2次世界大戦、市民戦争による地雷と不発弾、トルコとの国境線に計画的に埋設された地雷地帯）、ハンガリーとラトビア（旧ソビエト領及び第2次世界大戦時の戦場の地雷と不発弾）、トルコ（1部除去された、あるいは除去中の国境線上の地雷、及び東南地域の1部の地雷）、イギリス（フォークランド／マルビナス諸島の地雷埋設地域）、ユーゴスラビア（セルビア南部及びクロアチアとの国境の地雷、その他の地域の不発弾）。

その他のヨーロッパ諸国で第2次世界大戦以来、残留地雷の被害を受けている国は、ベルギー、エストニア、フランス、ドイツ、リトアニアである。国連のコソボでの地雷除去活動は2001年に完了したが、地雷／不発弾の影響がまだ残っていると報告されている。

事実上、全ての旧ソビエト連邦の国は地雷が埋められている。最も深刻な問題を抱えている地域は、アブハジア（グルジア）、チェチェン（ロシア）、ナゴルノ・カラバフ（アゼルバイジャン）である。ウズベキスタン、キルギスタン、タジキスタンは、ウズベクキスタンが埋めたキルギスタンとタジキスタン国境付近の地雷のために、依然として地雷の脅威を抱えている。その他の地雷及び不発弾の問題を抱えている国には、アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウクライナが含まれる。

6.4.6 地雷対策活動への援助

2001年のヨーロッパの主要な地雷対策活動への資金拠出国は欧州委員会（2530万ドル）、ノルウェー（1970万ドル）、イギリス（1540万ドル）、デンマーク（1440万ドル）、オランダ（1390万ドル）、ドイツ（1230万ドル）、スウェーデン（850万ドル）、スイス（840万ドル）、イタリア（500万ドル）、フィンランド（450万ドル）、フランス（270万ドル）、アイルランド（200万ドル）、ベルギー（190万ドル）、オーストリア（90万ドル）、スペイン（70万ドル）であった。この数字には地雷に関する研究・開発活動への資金は含まれていない。

ヨーロッパで地雷対策活動への資金を最も多く受けた国は、依然としてボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチアとコソボであった。これと対照的に、深刻な地雷／不発弾の問題を抱えているアルバニアは非常にわずかな資金しか受けていない。

ボスニア・ヘルツェゴビナは、2001年半ばに支援国からの信頼を失墜したことで生じた資金上の危機に関わらず、前年に比べ同程度の金額である計1660万ドルを2001年に受け取った。クロアチアでの地雷対策活動は多くが世界銀行からの融資を含め国から拠出されたものである。2001年に地雷対策活動センターが費やした費用は、2640万ドル（2000年に対し大きく増加した）で、これには計580万ドル（2000年とほぼ同額）の外部からの支援が含まれている。コソボでの2001年の地雷対策活動の資金は、地雷対策活動調整センターへの120万ドル、および国際信託基金を通じてコソボで活動している地雷対策活動機関に提供された720万ドルだった。国連地雷対策サービス（UNMAS）の推定では、1999年～2001年にコソボは8500万ドルを地雷対策活動への資金や物品で受け取っている。

アルバニアでは、2001年には約290万ドルが地雷対策活動へ提供され、このうち大部分が短期間の地雷除去プログラムを遂行している国際機関に渡されている。アルバニアでの地雷対策活動組織は非常にわずかな資金しか受け取っておらず、存続を維持するための緊急資金のみであった。2001年および2002年初頭に、ユーゴスラビアとマケドニアの地雷対策活動のために、国際的な援助者から少額の資金が提供された。

2001年のアゼルバイジャンの地雷対策活動への援助は約550万ドルだった。2001年に、アルメニアは米国から人道的な地雷除去支援として315万ドルの支援を受けた。ヘイロー・トラストは米国およびドイツからアブハジアでの地雷除去活動のために110万ドルの支援を受けた。さらに、米国は2001年と2002年にグルジア政府に地雷除去装置を委譲した。

6.4.7 対人地雷の除去および調査

2001年及び2002年に、計画的に特定の種類（地雷／不発弾が混合した場所の除去や軍事目的による除去を含む）の地雷除去活動が、アブハジア、チェチェン、コソボ、ナゴルノ・カラバフと同様に、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ベラルーシ、キプロス、チェコ共和国、ギリシャ、キルギスタン、マケドニア、モルドバ、ポーランド、ロシア、タジキスタン、トルコ及びユーゴスラビアで実行された。さらに、報告された地雷／不発弾へのEOD財団の対応もベルギー、エストニア、ハンガリー、リトアニア、ラトビアで開始された。この地域で地雷／不発弾の影響を受けている国々の中で、アルメニア、デンマーク及びウズベキスタンは2001年には何の除去計画も除去活動も報告していない。

アブハジア、コソボ、ナゴルノ・カラバフと同じく、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチアにも、人道的な地雷対策活動プログラム及び国家地雷対策活動計画がある。アルバニアは国家地雷対策活動計画を策定中である。アルメニア国家地雷対策活動センターは2002年3月に開設された。米国が資金提供したセンターでは、80人を抱える会社2社が地雷探知犬の部門を含めて人道的地雷対策活動の訓練を受けている。マケドニアでは、2001年9月にUNMASが、様々な機関による地雷対策活動の調整、地雷対策活動を迅速に実行する戦略を立てるために、スコピエに地雷対策活動事務所を開設した。

アブハジアでは、ヘイロー・トラストがスクマのグミスタ川の土手の地雷除去が終了したことに加え、405個の地雷と306個の不発弾を除去したと報告した。アゼルバイジャンでは、11地区で総合調査が行われ、5000万平方メートルの土地に地雷と不発弾が埋まっていることがわかり、84カ所の地雷埋設地が確認され記録された。ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷対策活動センターは、2001年には2000年の達成レベルよりも少ないが、7350万平方メートルの土地の調査が行われ、550万平方メートルの土地から地雷が除去されたと報告した。クロアチアでは、総合調査で疑わしい地域は2630万平方メートルに減り、さらに技術的な調査により疑わしい地域は240万平方メートルまで縮小し、地雷除去作業が1360万平方メートル（2000年より増加）の土地で行われた後で、4230万平方メートルの土地が地域コミュニティで活用するために引き渡された。ギリシャは、ギリシャ・ブルガリア国境のすべての地雷埋設地域で、25,000個の対人地雷と対車両地雷の廃棄を含めた地雷除去が、2001年12月に完了したと報告した。コソボでは、2001年に810万平方メートルの土地が除去され、1999年半ばに始まった国連が手配した地雷対策活動プログラムを2001年12月に終了した。1999年から2001年12月に、3220万平方メートルの土地から地雷と不発弾が除去された。この報告の期間中、ヘイロー・トラストは、ナゴルノ・カラバフで441個の対人地雷、145個の対車両地雷、そして13,536個の不発弾を廃棄したと報告されている。

2001年に、地雷対策活動情報管理システム（IMSMA）がコソボ及びオセチア北部（ロシア）と同じく、アルバニア、アゼルバイジャン、キプロス、エストニア、マケドニアでも導入された。

アゼルバイジャンとボスニア・ヘルツェゴビナで調査活動センターと実行機関は地雷の影響に関する調査を実施、または計画中である。

6.4.8 地雷危険回避教育 (MRE)

2001年には、地雷危険回避教育プログラムが、アブハジア、チェチェン、コソボ、ナゴルノ・カラバフと同様に、アルバニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、キルギスタン、マケドニア、ポーランド、ロシア、タジキスタン、ユーゴスラビアで行われた。

UNICEF 及び赤十字国際委員会 (ICRC) は、通常はその地域の各国赤十字社とともに、アルバニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア、ロシア、タジキスタン、ユーゴスラビア、またアブハジア、チェチェン、コソボ、ナゴルノ・カラバフでの地雷危険回避教育のプログラムに関わった。ハンディキャップ・インターナショナルは各地の NGO を支援し、ボスニア・ヘルツェゴビナでのプログラムを行った。国境なき医師団は 2001 年にユーゴスラビアで地雷危険回避教育プログラムを行った。UNICEF は 2001 年夏に、人道的地雷除去ためのジュネーブ国際センター (GICHD) が行った調査の任務終了を受けて、2002 年 1 月に中央アジアでの地雷回避教育活動を開始する予定であった。しかし、2002 年 7 月現在、この地域での UNICEF の地雷危険回避教育については何も報告されていない。

地雷危険回避教育と地雷除去及びその他の活動とを統合する、地域レベルでの非公式な繋がりはあるものの、ボスニア・ヘルツェゴビナやクロアチアの国家地雷対策のプログラムには、地雷危険回避教育が含まれていない。コソボでは、地雷危険回避教育が国連の地雷対策活動計画に組み込まれており、2001 年にその他の活動と一体化された。マケドニアでは、ICRC とマケドニア赤十字社は地域コミュニティを基盤とした地雷危険回避教育が 2001 年 9 月に開始された。ロシアでは、ロシア軍の技術者グループ、医療専門家、及び NGO の IPPNW (ロシアの専門家たち) と連携して、地雷対策活動センター基金は 12 歳から 16 歳の学生に地雷危険回避の教育コースを作った。タジキスタンでは、ICRC、タジク赤新月社、緊急対応・国防省が「全活動がコミュニティで始まり、コミュニティで終わる」という基本原則にのっとり試験的プロジェクトを開始した。実際には、地雷の影響を受けた地域は、あらゆる段階 (調査、ニーズ確認、材料の設計、実地テスト、訓練、評価) でプロジェクトに関係している。グルジアには、政府及び非政府による地雷危険回避教育プログラムが全くない。

6.4.9 対人地雷による被災者

2001 年に、ヨーロッパ及び中央アジア地域では、20 カ国で地雷／不発弾の事故が起きた。新たな被災者もアブハジア、チェチェン、コソボ、ナゴルノ・カラバフで報告された。前回のランドマイン・モニター報告よりも増加しているが、通常地雷があると考えられていなかった国々で不発弾の事故が起きたことによる。ベルギーとラトビアは、この国々のリストからはずされ、チェコ共和国、ハンガリー、ポーランドが加えられた。

ヨーロッパ・中央アジア地域で地雷による被災者のデータベースがある国や地域で、被災者率の増減について明確なパターンは見られない。アルバニアでは、2000 年の 35 人から減少し、2001 年には 9 人の被災者が記録された。ボスニア・ヘルツェゴビナでは、2000 年の 100 人より減少して、2001 年には 87 人が記録された。クロアチアでは、2000 年の 22 人より増加して 2001 年には 34 人を記録した。コソボでは、2000 年の 95 人より減少し、2001 年には 22 人の被災者を記録した。ナゴルノ・カラバフでは、2000 年の 15 人から 2001 年には 18 人に増加した。

その他の国では、地雷／不発弾による被災者のデータは、政府の各省庁、国際機関及び NGO、

病院、マスコミにより集められており、1部のケースでは、ICBLの国家キャンペーンにより構築されたデータベースより集められている。チェチェンでは、1,153人の被災者が報告された。また、30から50人の民間人が地雷の事故で毎月負傷しているとの報告もある。グルジアでは、98人の被災者が報告された。マケドニアでは48人、タジキスタンでは29人の被災者が報告された。トルコでは、2000年の5人から2001年には49人と被災者が著しい増加が報告された。

2001年及び2002年初頭に、地雷のない国から来た国民や他の地雷の影響を受けた国から来た国民で、軍事活動や地雷除去作業、平和維持活動、観光あるいはその他の活動などをしていて殺されたか負傷した国民も、地雷／不発弾の被災者に含まれている。これら13カ国は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スロバキア、トルコ及びイギリスである。この国の数は、昨年の報告された8カ国から著しく増加した。

6.4.10 生存者への支援

2001年5月31日、「退役軍人、地域紛争参戦者及びテロ犠牲者リハビリに関する国際複合プログラム：2001～2005年」がCIS諸国の政府首脳会議の決議として承認された。チェチェンでは、多くの病院や診療所が水道水や適切な暖房及び汚水処理施設なしに運営されている。ICRCは、チェチェンの医療施設を支援するために、チェチェンの厚生省及びロシア赤十字社のチェチェン支部との合意文書に署名した。2002年7月現在、チェチェン国内で稼働しているリハビリ施設は一切なかった。グルジアでは、専門的な医療リハビリや心理的サポートは、依然として多くの地雷の犠牲者にとっては手が届かない、また利用できないと見られる。

アルメニアでは、2002年1月にエレバン義肢装具会社が、国からの資金援助不足のため支援を中止した。業務は2002年8月に再開される予定である。ウクライナは、2001年11月13日に、退役軍人や戦争被災者を含めた障害者の医療、および社会による保護に関する新たな法令が大統領が承認した。

スロベニアでは、2002年7月1～2日に、「成功への戦略の定義」というタイトルのセミナーが、地雷除去国際信託基金とリハビリ施設内の地雷犠牲者支援センターで開かれた。これは、バルカン諸国での生存者の支援を改善するための戦略を確立するためであった。コソボでは、コソボで持続可能なリハビリのプログラムを確立することを追求することよりも、必要とされるリハビリや義肢の支援を他の国へ送ることで要求に応じていることに対して、疑問の声があがっている。

クロアチアのロビンジのマーチン・ホーバット病院の補装具科及びリハビリ科は、若い地雷犠牲者にリハビリや心理的サポートを行うために改修工事を行った。トルコでは、新たな義肢装具及びリハビリセンターが、地雷被害を受けている地域の近くにあるダイクル大学に開設された。ユーゴスラビアでは、障害をもつ人々のニーズに対応する新たな政策の策定、改善過程の支援を行うための覚書に、ハンディキャップ・インターナショナルと社会問題省が調印した。

6.5 中東・北アフリカ地域

6.5.1 地雷禁止へ向けての各国政府の取り組み

中東・北アフリカ地域18カ国のうちアルジェリア、ヨルダン、カタール、チュニジア、イエメンの5カ国が対人地雷全面禁止条約の締約国であり、最も近年では2001年10月9日にアルジェリアが批准している。当該地域内でまだ条約に加入していない13カ国は、バーレン、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦である。イスラエル、ヨルダン、近年ではモロッコ（2002年3月

19日)が特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の改定第II議定書に署名している。

ヨルダンとイエメンは条約第7条「透明性についての措置」で求められている報告書の2001年度版を提出した。チュニジアは条約第7条に基づく報告書の提出を2000年7月には行ったものの、その後2001年および2002年には年次報告書を提出していない。カタールについては1999年9月27日提出期限だった最初の報告書を提出しておらず、アルジェリアの最初の報告書提出期限は2002年9月27日となっている。

イエメンでは対人地雷全面禁止条約の実施に向けて国内の法整備を進めている。チュニジアについては更なる措置を講じる意志を表明したものの、その後進展についての報告はなされていない。ヨルダンは対人地雷全面禁止条約の実施に対して1953年制定の爆発物取締り法を適用している。アルジェリアとカタールに関しては、いかなる方策が実施されているのか不明である。

当該地域の締約5カ国は2001年11月の対人地雷全面禁止条約の普遍化と実施を求める年次決議である国連総会決議56/24Mに賛成票を投じた。さらにバーレン、オマーン、アラブ首長国連邦は条約に加入していないにもかかわらず、前年同様に本決議案に賛成票を投じた。19カ国政府のうち棄権したのは、エジプト、イラン、イスラエル、レバノン、リビア、モロッコ、シリアであった。

アルジェリア、ヨルダン、イエメンの代表団は、2001年9月にニカラグアの首都マナグアで開催された第3回締約国会議に出席した。チュニジアとカタールの代表団は、2001年9月11日に起きた当時多発テロによる渡航上の問題から会議への出席はかなわなかった。オブザーバーとして非締約国であるクウェート、モロッコ、オマーン、シリアの4カ国が会議に出席したが、対人地雷全面禁止条約に関連した外交会議にシリアの代表が出席したのは今回が初めてである。

カタールを除く各締約国は、2002年の常設委員会期間中に少なくとも1回は会議に参加した。非締約国で参加したのは、エジプト、イスラエル、レバノン、モロッコ、オマーン、サウジアラビアである。

2002年1月、チュニジアは対人地雷全面禁止条約を推進するためのセミナーを主催し、アルジェリア、リビア、モロッコ、モーリタニア、援助国9カ国、国連、ICRC、およびICBLがセミナーに出席した。

6.5.2 対人地雷の生産と移譲

2001年及び2002年も対人地雷の生産が行われていたかについては不明ではあるものの、ランドマイン・モニターは、エジプト、イラン、イラクの3カ国が当該地域内で対人地雷の生産を行っているものと引き続き認知している。エジプトの政府筋によれば、1997年以来エジプトでは、対人地雷の生産及び移譲は行っていないと繰り返し表明しているが、ランドマイン・モニター及びICBLの度重なる要請にもかかわらず、この点について正式な施政方針として公表を行っていない。従ってランドマイン・モニターとしては、引き続きエジプトを地雷生産国に加えている。

イランは、表面的には1997年に対人地雷の輸出の一時停止措置を導入したが、同国が対人地雷を移譲した新たな根拠が見つかった。ランドマイン・モニターが入手した情報によると、アフガニスタンで地雷除去に従事した組織が、過去数年にわたり北部同盟が埋設したと思われる1999年及び2000年刻印のイラン製対人地雷YM-I、YM-I-Bを、何百となく発見している。さらに2002年1月3日、イスラエルによると、レバノンのヒズボラの関与でパレスチナに向かう予定であったというイラン船籍の船舶を拿捕したという。イスラエルによれば、拿捕した船舶には対人地雷YM-I、311発を含む兵器が積載されていたという。

6.5.3 地雷の貯蔵と廃棄

イエメンは、2002年4月27日に貯蔵していた対人地雷の廃棄を完了した。ヨルダンは2000年

12月以来初めて10,000個の対人地雷を2002年4月に廃棄、チュニジアは1999年6月以来初めて1,000個の対人地雷を2002年1月に廃棄した。アルジェリアは対人地雷の貯蔵をしていると思われるが、その規模については明らかにしていない。2002年、カタールの外相がICBLに語ったところによれば、カタールでは訓練以外の用途で地雷を貯蔵していないという。訓練目的の貯蔵を除き、締約国が貯蔵している地雷を廃棄する期限はカタール2003年4月1日、ヨルダン2003年5月1日、チュニジア2004年1月1日、アルジェリア2006年4月1日である。

締約国のうちのチュニジア、イエメン、ヨルダンの3カ国については、各々5,000個、4,000個、1,000個の対人地雷を軍事訓練及び調査目的で保有することになる。アルジェリアとカタールについては、まだ計画の報告がなされていない。

カタールは、バーレン、クウェート、オマーン、サウジアラビアとともに、総計約80,000個の対人地雷を事前配備の武器貯蔵の一部として米国のために確保している。カタールは米国の対人地雷の存在についてのランドマイン・モニター報告書を、肯定も否定もしていない。サウジアラビアの政府筋は、米国がサウジアラビア国内に地雷を貯蔵していることを認めているが、サウジアラビア国内で米国が地雷を使用することはできないとしている。

エジプト、イラン、イラク、イスラエル、シリアは、恐らく大量の対人地雷を貯蔵していると思われる。サウジアラビアはその貯蔵を認め、オマーンは訓練目的である程度の分量の対人地雷を貯蔵していることを初めて認めた。クウェートの政府筋によると、湾岸戦争後クウェートが除去した45,845個の対人地雷をいったん貯蔵したが、現在では全て廃棄されているという。モロッコは対人地雷をもはや貯蔵していないことを重ねて述べている。

6.5.4 対人地雷の使用

ランドマイン・モニターは、本報告期間において当該地域内で対人地雷が新たに使用されたという確固たる証拠を得ていない。しかしながら、爆発兵器処理の専門家によれば、ジェニン難民キャンプでパレスチナが即席の爆弾及びブービートラップを使用したと報告している。国防省筋がランドマイン・モニターに語ったところによると、クウェートは地雷を使用していないとのことである。

6.5.5 地雷の問題点

第2次世界大戦及び近年の紛争により、当該地域内18カ国中でバーレン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦を除く14カ国が地雷と不発弾の問題を抱えている。地雷及び不発弾の影響はゴラン高原、パレスチナ占領地区、西サハラにまで及んでいる。この地域内で埋設された地雷の数については、その予測は大きく異なっている。

イエメンでの地雷の影響調査(LIS)が2000年7月に完了し、政府は調査データに基づき戦略的地雷5カ年活動計画を作成した。影響調査については、レバノン及び北イラク(クルジスタン)においても現在実施されている。

6.5.6 地雷対策活動資金援助

ランドマイン・モニターが入手した情報によれば、北イラク(クルジスタン)の地雷対策活動は、2001年には世界各国の中で最も多くの資金援助を得た。その総額は、国連による石油と食料の交換プログラムによってその基金が集められた地雷対策プログラムの2800万ドルを含む3000万ドルに上った。

アラブ首長国連邦(UAE)は2001年3月に、地雷対策活動を含む南レバノン再開発に対し、5,000万ドルの寄付をする旨表明した。UAEとレバノンの間で2001年10月覚書が署名されているが、この年に地雷対策資金が提供されたかどうかは不明である。ランドマイン・モニターの予測では、

UAE プロジェクトの他に、同年には約 1260 万ドルが少なくとも 13 の援助機関からレバノンに割当てられていると思われる。

サウジアラビアは、2001 年 5 月、今後 3 年間でイエメンの全国地雷除去プログラムに 300 万ドルを提供すると表明したが、2001 年にどのくらいの金額が支払われたかについては不明である。同年には、この他 6 つの援助機関がイエメンに対して地雷対策資金として 300 万ドルを提供した。

2001 年ヨルダン、米国、カナダ、ノルウェーの 3 援助国から地雷対策支援として 157 万ドルの資金提供を受けた。米国は 2001 会計年度に米軍が行う訓練プログラムへの資金と、地雷除去機材の購入費として 749,000 ドルを提供している。

6.5.7 対人地雷の除去

イエメンでは、1999 年から 2000 年に実施された LIS 調査結果に基づき、2001 年 5 月から 2002 年 2 月の期間に、14 の最も危険度の高い地域のうち 4 地域 220 万平方メートルの土地から地雷を撤去した。1993 年ヨルダンで始まった全国地雷除去プログラム以降、800 万平方メートル以上にのぼる 124 の地雷埋設地区から、95,740 個の地雷が撤去された。

イラン軍当局者によれば、2001 年 3 月から 2002 年 3 月の 1 年間に、7,000 万平方メートルの土地から 320 万個以上の対人地雷、914,000 個の対車両地雷、4,236 個の不発弾が撤去された。新たな UNDP との共同プロジェクトでは、総合的な地雷対策プログラムを設立、実施することを目的としている。

イラク政府が地雷対策従事者に対するビザの発給を遅延または拒絶しているため、北イラク（クルジスタン）における国連地雷除去プログラムが妨げとなっている。1998 年から 2002 年半ばまで、国連地雷対策プログラムに基づき、970 万平方メートルの土地から地雷が除去された。2001 年 MAG（マイン・アドバイザー・グループ）と NPA はイラク・クルジスタンの 100 万平方メートルを超える土地の地雷を一掃した。

2001 年レバノン軍は、150 万平方メートルを超える土地から地雷除去を行い、NGO と外国の軍もさらなる土地の地雷除去を行った。国連レバノン暫定軍（UNFIL）は 2002 年南レバノンの技術調査を完了し、MAG は、2002 年 3 月全国 LIS を開始した。

地雷除去作業が、組織的または散発的にでも実施されたその他の問題を抱えた国家は、エジプト、イスラエル、リビア、モロッコ、オマーンである。地域内での地雷除去作業は、主に軍隊によって実施されている。米国は、エジプトの地雷除去従事者に対して 2001 年 5 月から 8 月にわたり訓練を行った。西サハラでは、2000 年 5 月以降人道的な地雷対策プログラムは実施されていない。

6.5.8 地雷危険回避教育（MRE）

パレスチナ、西サハラ同様、エジプト、イランにおいても、更なる地雷回避教育の必要性が報告されている。教育プログラムは、イラン、イラク、ヨルダン、レバノン、シリア（ゴラン高原を含む）、北イラク（クルジスタン）、パレスチナで実施された。基本的な地雷回避教育はクウェートで行われ、政府機関及び各国の NGO は地雷回避教育をアルジェリア、イスラエル、ヨルダン、レバノン、シリア、チュニジア、イエメン、北イラク（クルジスタン）、パレスチナで行っていると報告されている。

イラクでは、ICRC がイラクの赤新月社とともに 2001 年 3 月に地雷回避教育を実施した。レバノンでは 2001 年 4 月に同国の地雷回避教育の主だった関係者で構成される全国地雷回避教育委員会が設立された。ランドマイン・リソース・センターでは、地雷回避教育の一環としてコミュニティ間の連携を構築している。パレスチナでは、NGO ディフェンス・フォー・チルドレンが、2001 年も引き続き地雷回避教育を地雷埋設地、軍事訓練地帯、対立地帯などを中心に行っている。現在

の危機的状況によって、地域のメディアも地雷回避教育の発するメッセージに注目している。イエメンでは、イエメン地雷回避教育協会（YMAA）が引き続き地雷埋設地近くに居住するコミュニティを中心に地雷回避教育を実施している。

6.5.9 対人地雷による死傷者

2001年及び2002年の2年間に、アルジェリア、エジプト、イラン、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、シリア、チュニジア、イエメンの11カ国で、新たに地雷／不発弾による死傷者が報告された。またパレスチナ占領地区、西サハラ、北イラクでも地雷による事故が発生している。

データ収集メカニズムが機能しているわずかな地域でも、地雷による死傷者のはっきりとした傾向を見て取ることはできない。レバノンでは、2000年の死傷者113人に対して2001年には90人に減ったと報告された。一方、パレスチナ占領地区では、2000年の死傷者11人に対して2001年には20人に増加したと報告されている。2002年5月15日までにパレスチナでは、45人の死傷者が新たに報告された。

本報告期間における地雷／不発弾による死傷者には、自国ではなく他の地雷の影響下にある国での軍事活動、地雷撤去作業、平和維持活動等にに従事している際に死傷した者が含まれている。これらにはアルジェリア、イラク、ヨルダン、モロッコ、シリア人が含まれる。

2001年から2002年の上半期までに、地雷除去活動及び軍事練習により死傷者が出た国は、ヨルダン、クウェート、レバノン、イエメンである。この他数カ国において地雷による死傷者の未確認の報告がある。

6.5.10 生存者への支援

地雷犠牲者や生存者に対する支援内容については、地域内で大きく異なっている。アルジェリアでは、首都アルジェ北部にある人工義肢装具センターで義肢の製造部門を作ることに、ICRCと厚生省の間で合意書が締結された。レバノンの場合には、全国地雷除去事務所が、犠牲者支援に関連する主要関係者が参加する全国地雷犠牲者支援委員会を設立した。同国では、2000年5月に承認された全国身体障害者法がまだ施行されていない。シリアの場合、地雷埋設地域に近いカーン・アルナバに新たに物理療法センターが作られた。イエメンでは、障害者を対象とした治療及びリハビリテーション基金設立のための大統領令2号が施行されている。

註

1.この報告書の本来の目的のため、ランドマイン・モニターは対人地雷全面禁止条約による義務を負うことに同意した全ての国を締約国とみなす。1部の締約国は条約により義務付けられた正式な条約発効までの6カ月の猶予期間を完了していない。

また、この報告書の中では批准という語を「新たな義務を負うことへの同意」の短縮形として用いている。この条約では、各国政府は批准、承認、賛成、加入等の様々な方法で新たな義務を負うことに同意することが出来、それらは全て署名以上の法的拘束力を有する。

2.対人地雷全面禁止条約(2002年7月31日現在)に署名はしたが批准していない締約国は、ブルネイ、ブルンジ、カメルーン、クック諸島、キプロス、エチオピア、ガンビア、ギリシャ、ギアナ、ハイチ、インドネシア、リトアニア、マーシャル諸島、ポーランド、サントメ・プリンシペ、スーダン、ウクライナ、バヌアツである。

3.条約法に関するウィーン条約第18条により、締約国が条約に署名した場合、その条約の「趣旨と目的に背く行為を慎む義務を負う」。

4.『ランドマイン・モニター報告 2001』で報告した通り、ウズベキスタンは最も直近では2001年6月まで対人地雷を使用していた可能性があるが、それ以降の申し立てはない。

5.マケドニア FYR の反乱軍には今報告期間の前期に対人地雷を使用した可能性があるが、確認はされていない。

6.2001年5月までに貯蔵地雷の廃棄を完了した締約国は、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カンボジア、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、グアテマラ、ホンジュラス、ハンガリー、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、モーリタニア、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スイス、英国、ジンバブエである。

7.オタワ協定第3条、訓練目的で保持する対人地雷について、保有地雷の廃棄に関する常設委員会に対するイタリアの声明、ジュネーブ、2002年5月30日。

8.7条報告書の国連への提出が遅れている締約国(2002年7月31日現在)は、バングラディシュ、バルバドス、カーボベルテ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワ

ール、ジブチ、ドミニカ、赤道ギニア、エリトリア、ガボン、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マラウイ、モルジブ、ナミビア、ナウル、ニジェール、カタール、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セイシェル、シエラレオネ、ソロモン諸島、タジキスタン、タンザニア、トーゴ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラである。

9.年次報告の国連への提出が遅れている締約国（2002年7月31日現在）は、アンドラ、アンティグア＝バーブーダ、ベリーズ、ボツワナ、フィジー、グレナダ、キリバス、レソト、マダガスカル、マリ、パラグアイ、ポルトガル、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、サンマリノ、スワジランド、チュニジア、トルクメニスタン、ザンビア、ジンバブエである。

10.被災者支援情報の報告に様式Jではなく様式Iを使用したのは、クロアチア、ニカラグア、イエメン等 計34カ国。

11.『ランドマイン・モニター報告2001』において、その処理防止装置付き対車両地雷や高感度の信管の問題に関する声明や開発について言及した締約国は、ボリビア、ベルギー、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スロバキア、スペイン、英国である。

12.http://www.hrw.org/backgraunder/arms/avm_bck.pdf. 参照のこと。

13.条約の一般原則並びに運用に関する常設委員会でのオーストラリアの声明、ジュネーブ、2002年5月31日。

14.同書。これらの備考はオーストリア・カントリーレポートに全て増刷された。

15.対人地雷全面禁止条約の第2条（定義）に関する問題について、条約の一般原則並びに運用に関する常設委員会でのブラジルの声明、ジュネーブ、2002年2月1日。

16.対人地雷廃絶のための国立委員会、2000年報告書15ページから23ページ、（パリ、フランス（語）参考資料）。

17.オタワ協定第2条、対人地雷への転用（Assimilated）が可能な処理防止装置付き対車両地雷について、ジュネーブの条約の一般原則並びに運用に関する常設委員会に対するイタリアの声明、2002年5月31日付

18.外務省にて行われた、ブラティスラヴァの国防省査察センター長官ウラジミール・ワルセック (Vladimir Valusek)、フランツィセック・ザック (Frantisek Zak) 中佐、マーティン・サボ (Martin Sabo) 司令官とのインタビュー、2002年3月5日。

19.国務省のライムンド・ロブレド・ルビオ (Raimundo Robredo Rubio) からの書簡、2002年3月6日。

20.同書。LM リサーチャーの翻訳。Law 33/1998 に関しては過去にも同様の声明がなされている。『ランドマイン・モニター報告 2000』、p 722～p 723 参照。

21.外務大臣アンナ・リンディー (Anna Lindh) が国会質問 (2001/02:621) に書面答申、2002年2月11日付 (LM リサーチャーによる翻訳)。

22.外務大臣アンナ・リンディー (Anna Lindh) が国会質問 (2001/02:835) に書面答申、2002年3月14日。

23.防衛大臣ヨーン・フォン・シドー (Bjorn von Sydow) が国会質問 (2001/02:857) に書面答申、2002年3月13日。

24.スウェーデンの7条報告書、様式 B、2002年4月25日。

25.Defense General スタッフからの書簡、2001年7月12日、LM リサーチャーの翻訳。

26.第2条に関し、条約の一般原則並びに運用に関する常設委員会に対する英国の声明 (2002年5月30日付)、ジュネーブ、2002年5月31日。

27.『ランドマイン・モニター報告 2001』の合同作戦の問題に関する国家的立場について情報提供した締約国は、ベルギー、カナダ、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ハンガリー、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、英国である。

28.「ILX0149: 質問に対する回答」シャノン・スミス (Shannon Smith) からマインズ・アクション・カナダへの2002年5月2日付 E メール書簡、DFAIT/ILX。

29.国防省から German Initiative to Ban Landmines への書簡、2002年1月1日。

30.国防省顧問アネット・ジョセス (Annette Bjorseth) からの書簡、2002年5月21日。

- 31.国防委員会代表者会議のミレーラ・ミン (Mirella Minne) とフェレディ・ウィレムズ (Ferdy Willems) からの合同口頭質問、Integral Bulletin Ref. CRIV 50 COM672 の p 3 ~ p 4、2002 年 2 月 26 日付におけるランドマイン・モニターのアンケートに対する回答、p 3 ~ p 4、外務省、2002 年 3 月 28 日付。
- 32.ブラジルの干渉、2002 年 1 月の会議間常設委員会の会合。
- 33.外務省在外安全政策部長、エミール・パウルセン (Emil Paulsen) とのインタビュー、コペンハーゲン、2002 年 5 月 15 日。
- 34.第 1 条に関して、ジュネーブの条約の一般原則並びに運用に関する常設委員会に対するドイツによる声明、2002 年 5 月 27 日。
- 35.国防省アレイン・リチャード (Alain Richard) からハンディキャップ・インターナショナルへの書簡、2001 年 12 月 17 日。
36. オタワ協定第 1 条、合同軍事行動に関して、条約の一般原則並びに運用に関する常設委員会でのイタリアの声明、ジュネーブ、2002 年 5 月 31 日。
- 37.国防省政策局主席次官補ムハマド・リズワン・アブド・ラーマン (Muhamad Ridzwan Abd. Rahman) 司令官からランドマイン・モニターへの 2002 年 5 月 9 日付 E メール書簡。
- 38.在ニューヨーク国連ナミビア共和国代表部国務担当官ゲラート・セオン (Gerhard Theron) からランドマイン・モニター、コーディネイターのマリー・ウェアハム (Mary Wareham) への書簡、2001 年 7 月 23 日付。「我が軍は地雷条約に違反していない」2001 年 1 月 9 日、IRIN、MOD スポークスマンのフラン・ニジリア (Frans Nghitilia) を召喚の項も参照のこと。
- 39.国防省アブドゥレイ・アジズ・ンダオ (Abdoulaye Aziz Ndao) 大佐とのインタビュー、ジュネーブ、2002 年 1 月 29 日。
- 40.「国際平和活動への参加に関するオタワ協定第 1 条の意義へのスウェーデンの立場」、外務省覚書、2001 年 9 月 1 日。
- 41.外務大臣アンナ・リンディ (Anna Lindh) が国会質問 (2001/02:619) に書面で答申、2002 年 2 月 13 日付。

- 42.外務省国際政治部長のアルバーロ・モエージンジャー博士 (Alvaro Moerzinger) が、ランドマイン・モニターに提出した 2002 年 4 月 10 日付の添え状で、2002 年 4 月 5 日付ランドマイン・モニターのアンケートに対し国軍が回答。翻訳はランドマイン・モニター。
- 43.「条約の一般原則並びに運用に関する常設委員会におけるジンバブエの干渉：第 1 条」ジュネーブ、2002 年 5 月 31 日。この声明文書には日付がないが、到着が 2002 年 5 月 31 日であった。強調箇所は原文の通り。全声明がジンバブエ国別報告書に増刷された。
- 44.『ランドマイン・モニター報告 2001』で対人地雷の通過禁止を明言した締約国は、オーストリア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ギニア、イタリア、ナミビア、ニュージーランド、ポルトガル、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スイスである。カナダ、ドイツ、日本、ノルウェーは対人地雷の通過は容認されるとの判断を示した。
- 45.一般原則ならびに運用に関する常設委員会でのブラジルの干渉、ジュネーブ、2002 年 2 月 1 日。
- 46.「カナダ軍と対人地雷」DND 文書 BG-02.007、2002 年 2 月 13 日。
- 47.第 1 条に関し、条約の一般原則並びに運用に関する常設委員会に対するドイツの声明、ジュネーブ、2002 年 5 月 27 日。
- 48.外務省総合外交政策局軍備管理軍縮課からの JCBL への書面回答、2001 年 9 月 20 日。
- 49.サモア外務長官代理のペリナ・J・シラ (Perina J Sila) から NZ 地雷反対キャンペーン主催者ニール・マンダー (Neil Mander) への書簡、2002 年 3 月 11 日付。
- 50.外務省多国間政策関連局? (Department of Political Multilateral Relations) のイリーナ・ゴシック (Irina Gorsic) からランドマイン・モニターのアンケートに対する回答、2002 年 3 月 14 日付。
- 51.英国国会議事録 col. 1298W、2002 年 3 月 15 日。
- 52.英国国会議事録 col. 1155W、2002 年 2 月 26 日。『ランドマイン・モニター報告 2002』では英国領が列挙された。

- 53.英国国会議事録 col. 812W、2002年2月26日。
- 54.軍縮会議「対人地雷の貯蔵とその廃棄：進捗報告：ランドマイน์・モニターFact Sheet に対する英国議会の抗議声明、2001年5月11日付。
- 55.カタール国外務大臣ハマド・ビン・ヤシム・ビン・ジャブール・アル＝タニ (Hamad Bin Jassim Bin Jabr Al-Thani) から ICBL コーディネイター、エリザベス・バーンスタイン (Elizabeth Bernstein) への書簡 (Ref., Qw/1/3-187/2002)、2002年7月3日付、(Washington DC のカタール大使館による翻訳)。
- 56.地雷対策活動プログラムへの財政支援は本概観 (overview) では扱っていない。本書の国別研究を参照のこと。概観については『ランドマイน์・モニター報告 2002』要約版を参照のこと。
- 57.http://www.gichdch/pdf/mbc/SC_jan02/speeches_mcl/Barber_MC.pdf.にて、地雷の除去、回避教育、及び地雷対策技術に関する常設委員会における国連地雷対策活動サービス (UNMAS) の声明、ジュネーブ、2002年1月29日付を参照のこと。
- 58.昨年の記録と数字は同じだが、第2次大戦の不発弾と地雷による汚染範囲に関する情報が増えた事でハンガリーが追加され、地雷問題がブルンジ側国境に限られることが証拠によって示されたタンザニアは落とされた。
- 59.地雷被害調査は、初期にはレベル1影響調査と呼ばれた。レベル2技術調査は地雷の存在を実証し、危険地帯のマーキングを容易にするため地雷原の外周距離を確定する。この種の調査では、地雷除去作戦の技術計画のために他の関連データも収集する。
- 60.本書の付録については SAC の投稿を参照のこと。
- 61.国立地雷除去委員会 (Comision Nacional del Desminado, CNAD)。
- 62.対人地雷対策活動に関する国家省間委員会 (Comision Nacional Intersectorial Para la Accion contra las Minas Antipersonal)。
- 63.中央アメリカ地雷除去支援プログラム、(PADCA)。
- 64.「地雷リスク教育の管理の手引き」、IMAS 12.10 草案 1.0 版1ページ、UNMAS、(日付なし)。

65.同書, 2 ページ。

66.The Praxis Group Ltd 刊「Willing To Listen: コソボにおける国連地雷対策活動プログラムの評価 1999 年 - 2001 年」51 ページから 63 ページ、国連地雷対策活動サービス、ニューヨーク、2002 年 2 月参照。

67.ハンディキャップ・インターナショナル、MRE (地雷危険回避教育) 調整担当のユーク・ロランジェ (Hugues Laurence) との電話インタビュー、リヨン、2002 年 7 月 31 日。

UNICEF のレビューの結果は 2002 年末日までに公表の予定である。

「爆発する物！」UNICEF ニュースレター第 4 刷、2002 年 5 月 13 日、付録に UNICEF が投稿。

68.MRE (地雷危険回避教育) で活動している他機関には、the Association for Aid and Relief-Japan、the BBC/Afgan Education Project、Canadian Physicians for Aid and Relief、CARE、Caritas、Catholic Relief Services、Danish Church Aid、HELO TRAST、HELP、HMD Response、HUMAID、INTERSOS、International Physicians for the Prevention of Nuclear War (IPPNW)、Islamic Relief Worldwide、the Landmine Survivors Network (LSN)、国境なき医師団 (MSF)、the Mines Awareness Trust、ノルウェー・ピープルズ・エイド (NPA)、オクスファム (Oxfam)、Peace Trees ベトナム、UNDP (国連開発計画)、米国ベトナム戦争退役軍人財団 (VVAFA)、World Education、World Vision 等がある。Defense Systems Limited や Mine Tech 等、一部の民間多国籍企業も MRE (地雷危険回避教育) プログラムを開発しているとの報告がある。

69.アフガニスタン、アルバニア、アンゴラ、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルンジ、カンボジア、チャド、コロンビア、エリトリア、エチオピア、ユーゴスラビア連邦共和国 (=the Federal Republic of Yugoslavia) (コソボ)、グアテマラ、ギニアビサウ、ラオス、レバノン、モーリタニア、ニカラグア、ロシア連邦 (北コーカサス)、パナマ、ソマリア、スリランカ、スーダン、シリア (ゴラン高原)、ベトナム、マケドニア、キルギスタン、セネガルの UNICEF からの地雷回避教育プログラムの存在や計画の報告も設けている。本書の付録については UNICEF の投稿を参照のこと。

70.本書の付録については UNICEF の投稿を参照のこと。

71.グルジア (アブハジア) では、ICRC は HALO TRAST (研修と装備[equipment]) の取り組みを支援している。ICRC 地雷プログラム・コーディネイター、ローレンス・デビニュー

(Laurence Desvignes) からの E メール書簡、2002 年 7 月 25 日。

72.本書の付録については ICRC の投稿、及び ICRC コーディネイター、ローレンス・デビニユ (Laurence Desvignes) からランドマイン・モニター (HIB) への 2002 年 7 月 4 日付 E メール書簡を参照のこと。

73.リヨンのハンディキャップ・インターナショナル、地雷回避教育調整担当のキャシー・バドネル (Cathy Badonnel) からランドマイン・モニターへの E メール書簡、2002 年 6 月 24 日。

74.リヨンのハンディキャップ・インターナショナル、地雷回避教育官、ユーク・ロランジェ (Hugues Laurence) との電話インタビュー、2002 年 6 月 24 日。

75.セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデン、地雷担当のクリスティーナ・ネルケ (Christina Nelke) による、地雷危険回避教育作業部会への発表、ジュネーブ、2002 年 5 月 30 日。

76.本書の付録については OAS の投稿を参照のこと。

77.地雷の除去、回避教育、及び地雷対策技術に関する常設委員会、副議長の退任、2002 年 1 月 29 日から 30 日。

78.地雷回避教育作業部会の数分間の会合、ジュネーブ、2002 年 5 月 30 日。

79.「地雷危険回避教育の管理の手引き」IMAS 12.10 草案 1.0 版、UNMAS (日付なし)。
www.mineactionstandards.org も参照のこと。

80.本書の付録については UNICEF の投稿を参照のこと。

81.リヨンのハンディキャップ・インターナショナル、地雷危険回避教育官、ユーク・ロランジェ (Hugues Laurence) からランドマイン・モニター (HIB) への 2002 年 6 月 19 日付 E メール書簡。

82.UNMAS のサイト www.mineaction.org 参照。

83.リヨンのハンディキャップ・インターナショナル、地雷回避教育官、ユーク・ロランジェ (Hugues Laurence) からランドマイン・モニター (HIB) への 2002 年 6 月 19 日付 E メール書簡。

84.ICRC 地雷プログラム コーディネイター、ローレンス・デビニュー (Laurence Desvignes) からランドマイン・モニター (HIB) への 2002 年 7 月 25 日付 E メール書簡。

85.The Praxis Group Ltd.刊『Willing To Listen: コソボにおける国連地雷対策活動プログラムの評価 1999 年 - 2001 年』 p 51～p 63、国連地雷対策活動サービス、ニューヨーク、2002 年 2 月。

86.ランドマイン・モニターの調査のため、負傷者には対人地雷、対車両地雷、高性能爆弾 (improved explosive devices) と不発弾に絡む事故で死亡や負傷した個人を含む。多くの国で入手可能な情報からは、常に確信を持って事故を引き起こした武器のタイプを特定出来るとは限らない。

87.これらにはアブハジア、チェチェン、コソボ、ナゴルノ・カラバフ、北イラク (クルジスタン)、パレスチナ、ソマリランド、西サハラを含む。

88.2000 年、ランドマイン・モニターは 8,064 名の負傷者を確認した。

89.詳細については ICBL の被害者支援作業部会、“生存者のケアとリハビリのガイドライン”を参照のこと。“地雷被災者に対し提供されている支援”も参照：犠牲者支援、社会・経済面での再統合および地雷回避教育に関する常設委員会副議長編纂、実践と方法ガイドライン集、2001 年 5 月。

90.この重要地域に関するさらに詳細な情報は、地雷生存者を含む身体障害者のニーズに適切に取り組むべく、締約国の対応能力を見極めるための広範な指標を試している。“地雷被害者支援活動”：『World Report 2001』、ハンディキャップ・インターナショナル編纂。

91.詳細は、ランドマイン・モニター犠牲者支援リサーチ・コーディネイター、シェリー・ベイレイ (Sheree Bailey) による、犠牲者支援と社会・経済復興に関する常設委員会に対する発表「条約実施の進捗の測定」、ジュネーブ、2002 年 1 月 28 日参照のこと。www.gichd.ch にて入手可能。

92.詳細はランドマイン・モニター犠牲者支援リサーチ・コーディネイター、シェリー・ベイレイ (Sheree Bailey) による、犠牲者支援と社会・経済復興に関する常設委員会に対する発表「条約実施の進捗」ジュネーブ、2002 年 5 月 27 日参照のこと。www.gichd.ch にて入手可能。

93.より一般的な意見については『ランドマイン・モニター報告 2001』、p 41 参照のこと。

94.ICRC 特別報告、地雷対策活動 2001、p 8、ジュネーブ、2002 年 7 月。

95.同書、p 10。

96.この委員会は、かつては犠牲者支援、社会・経済面での再統合および地雷回避教育に関する常設委員会として知られていた。

97.支援国が暦通りの 2001 年では報告しないケースが多い。異なる会計年度で報告してくる国は、米国 (2000 年 10 月 - 2001 年 9 月)、日本 (2001 年 3 月 - 2002 年 2 月)、カナダ (2001 年 4 月 - 2002 年 3 月)、英国 (2001 年 4 月 - 2002 年 4 月)、オーストラリア (2001 年 7 月 - 2002 年 6 月) である。

98.過去の年に関する訂正を受理したケースが 2、3 件あるが、2001 年以前の数字は『ランドマイン・モニター報告 2001』要約版から引用した。全てではないが、大多数の事例では過去の年の数字はその当時の為替レートで計算している。

99.全ての年に、為替レート_1 = US \$.898 を使用した。

100.ICRC の『ICRC 特別報告：地雷対策活動 2001』p 51、ジュネーブ、2002 年 7 月。地雷回避教育活動等の特別アピールに対する 2001 年の合計支出額は 2,310 万スイスフランであった。

101. 締約国からの 2001 年財政支援の総額は 2002 年 7 月の『ICRC 特別報告：地雷対策活動 2001』45 ページで報告した通り。オーストラリア (\$ 978,962)、オーストリア (\$ 200,215)、ベルギー (\$ 227,863)、カナダ (\$ 195,255)、デンマーク (\$250,426)、フィンランド (\$ 640,522)、アイルランド (\$ 288,846)、イタリア (\$713,755)、オランダ (\$ 381,319)、ノルウェー (\$ 1,242,565) であった。1 部の事例では、拠出金の額が締約国からの『ランドマイン・モニター報告 2002』への報告額とは異なることは特筆に価する。また、残額が地雷危険回避教育と人道的外交活動に割かれている中、地雷被災者支援に割かれるのは ICRC 特別アピールへの拠出金総額の僅か 82.4 パーセントに過ぎないことも特筆すべきである。2001 年 12 月 31 日現在、為替レートは US \$1 = 1.6732 スイスフランである。

102. 締約国からの 2001 年財政支援の総額は 2002 年 7 月の「ICRC 特別報告：地雷対策活動」45 ページに報告した通りで、オランダ (\$ 18,708)、ノルウェー (\$ 1,082,051)、米国

(\$ 455,236) である。